



No. 147
2022年3月

法友
147号

大阪弁護士会法友倶楽部
会報

法友

2022年
3月

大阪弁護士会法友倶楽部

法友倶楽部

特集 井崎康孝副会長に期待する

政策 われわれが当面する重要課題

—将来の司法、日本社会のために弁護士会が今行うべきこと—



目次

幹事長挨拶

幹事長を卒業します 令和3年度 法友倶楽部幹事長 林 裕之 2

大阪弁護士会副会長挨拶

1年間会務全般にご協力頂き有り難うございました。
..... 令和3年度 大阪弁護士会副会長 中嶋 勝規 4

特集 井崎康孝副会長に期待する

井崎康孝です。よろしくお願ひします。 井崎 康孝 8

激励の言葉 13

青木 佑馬	安藤 良平	井口喜久治	池内清一郎	石堂 一仁	入江 貴之	岩田研二郎
魚住 泰宏	薄木英二郎	大川 一夫	大住 洋	大橋さゆり	大原 明	尾島 史賢
片岡 全樹	片岡 力	桂 充弘	門林 俊夫	川端さとみ	川本 真聖	北口 正幸
金 泰弘	木村 尚巧	黒田 清行	小池 康弘	小坂谷 聡	小林 理絵	小松陽一郎
近藤 行弘	塩田 勲	菅原謙太郎	杉山 洋史	隅田 唯	竹岡富美男	辰田 昌弘
田中 章弘	田中 宏	谷岡 茉耶	塚崎 幸司	辻 淳子	辻村 幸宏	土谷 喜輝
永井誠一郎	中嶋 勝規	中島 裕一	中津慶太郎	中原 明子	中村 吉男	西 信子
西本 雄大	後岡 良知	橋口 玲	橋田 浩	林 裕之	播磨 政明	伴城 宏
菱田 優	一津屋香織	平井 信夫	福原 哲晃	藤田 増夫	藤野 睦子	本元 宏和
増田 力	松木 俊明	満村 和宏	宮崎 誠司	宮部 千晶	村岡 悠子	村田 秀人
森 直也	藪根 壮一	山崎 道雄	山田 敬子	米倉 正実		

法友倶楽部「政策」

われわれが当面する重要課題—将来の司法、日本社会のために弁護士会が今行うべきこと 34

節目を迎えて—弁護士登録10年、20年、50年の会員より

吉野 和昭	北野 陽子	中嶋 勝規	本元 宏和	石坂 省悟	栗田 圭司	副島久満子
高見 晋祐	田中 章弘	谷岡 茉耶	中尾 良平	永木 友雪	中村 諒子	後岡 美帆
脇岡 徹	前野修一郎	松木 俊明	水戸 章博	藪根 壮一	脇田 俊宏	

令和4年度法友倶楽部 常任幹事自己紹介

幹事長 森 直也	副幹事長 辻村 幸宏	副幹事長 小林 理絵	庶務担当副幹事長 藪根 壮一
会計担当副幹事長 中原 明子	庶務担当副幹事長 青木 佑馬		

編集後記

本年度最後の「法友」をお届けします。本号は、特集として、法友倶楽部から次年度副会長として選出された井崎康孝先生の自己紹介と応援メッセージ・次年度の法友倶楽部の「政策」、弁護士登録10年・20年・50年の節目を迎えられた先生方から頂いたご寄稿、その他各種報告記事など、盛りだくさんの内容と思います。本年度最初で最後の通常版になってしまいましたが、「かわら版」ではできない読み応えのある内容になっておりますので、「法友」をお楽しみください。

最後になりましたが、1年間、頼りない委員長を見捨てずに支えて下さった常幹の宮部さん・北口先生、編集長を快諾頂きました藪根先生・原田先生・森先生、本号の副編集長として奔走下さいました田中先生、広報委員会の皆さん、ありがとうございました。(山田敬子)

「法友」の習わしとして、本号の(名ばかり)編集長を務めさせて頂きました。と言っても、これも習わしどおり、「政策」のとりまとめ以外は、表紙の色を決めた程度で、後は副編集長田中さんにお任せでした。田中さん、本当にありがとう。

本年度「政策」については、これまで以上に比較的若手で、かつ委員会活動等を熱心に行っておられる方々に、現在取り組んでいる問題を中心に執筆頂きました。こうして読み返してみると、法友倶楽部諸氏の会内における活動領域の広さと深さにある種の感動さえ覚えます。ここにはまさに、弁護士会と弁護士が喫緊に取り組まなければならない重要課題が凝縮されています。法友の方だけでなく、是非他党派の方も一読頂き、感想などお寄せ頂ければ幸いです。(森 直也)

急遽、副編集長を担当させていただきました。新型コロナウイルス・オミクロン株の猛威の中での編集作業となり、予定通りいかないこともありましたが、短い期限設定でのご執筆にご協力いただいた皆様、一方的なお願いを聞いて快く助けていただいた編集委員の先生方、ありがとうございました。お陰様で年度内に発刊することができました。(田中章弘)

今号は、多くの方に執筆のご協力をいただいたおかげで、非常に盛り沢山な内容の、充実した一冊になったと思います。ありがとうございました。また、タイトな時間設定のなか、編集委員の皆を的確な指示で引っ張ってくれた田中副編集長、お疲れ様でした！(後岡美帆)

今号は「法友かわら版」とは異なり、従前の会報誌「法友」の発刊になります。これまで年に3回発刊していたときと同じく充実した内容になっており、山田委員長、森編集長、田中副編集長の采配のおかげで無事に今号を発刊することができました。注目すべき記事としては、弁護士10年として私含め同期が想いを綴っていますので、皆様是非ご覧ください。(石坂省悟)

久しぶりに「法友」の発行に微力ながら関与させて頂きました。次年度副会長の井崎先生の応援記事の担当でしたが、私からの突然のメールにも関わらず快く対応して頂いた先生方、誠にありがとうございました。

私は井崎先生と直接の関りはなかったのですが、応援記事を拝見して、「井崎副会長」への期待が高く、大変慕われている先生だなと感じました。田中先生のリーダーシップに大変助けられました。ありがとうございました！(福本隆史)

今号の編集に参加させていただきました。短い期間であったにも関わらず、記事の執筆にご協力いただきました先生方、誠にありがとうございました。次年度は、常任幹事として法友全体の活動に携わらせていただきます。会報誌にたくさんイベントをご報告できるよう尽力して参りますので、ふるってご参加ください。(青木佑馬)

この度、初めて会報誌の編集に関わらせていただきました。コロナ禍のため、期の異なる先生方とは関わりがない中、突然の寄稿のお願いに対応して下さった先生方には感謝いたします。記事を拝読し、先生方の即座の対応も、ひとえに井崎先生のお人柄によるものと思います。ありがとうございました。(金川文恵)

表紙題字 故 滝井繁男先生

法友 No.147	発行日	2022年3月31日
	発行	大阪弁護士会法友倶楽部 幹事長 林 裕之
	編集者	法友倶楽部広報委員会 委員長 山田 敬子 編集長 森 直也
	印刷	(株) 耕文社 TEL.06-6933-5001(代) FAX.06-6933-5002

令和4年度ジュニア部代表幹事 就任のご挨拶	中島 裕一	74
-----------------------	-------	----

大阪弁護士会行事報告

第68回先進者顕彰会	竹岡富美男	75
祝 若手会会派対抗ゴルフ五連覇!	石坂 省悟	76

法友倶楽部行事報告

冬季定期総会のご報告	令和3年度 法友倶楽部副幹事長 増田 力	78
------------	----------------------	----

令和3年度法友倶楽部内委員会活動報告		79
--------------------	--	----

企画委員会 宮崎 誠司 広報委員会 山田 敬子 法曹交流・研修委員会 山崎 道雄
親睦委員会 山岡 直人

ジュニア部

コロナ禍でのジュニア部活動	門林 俊夫	83
---------------	-------	----

花の会近況報告

副会長候補者を囲む会(リアル)と和気あいあい昼食会(ウェブ)	谷岡 茉耶	85
--------------------------------	-------	----

入会しました～よろしくお願ひします～ 		86
---	--	----

鯖屋 雄大 藤田 朋香 竹田 仁

シリーズ

結婚しました 結婚のご報告	山崎 慶士	88
---------------	-------	----

幹事会・総会議事録		89
-----------	--	----

訃報		94
----	--	----

編集後記

山田 敬子 森 直也 田中 章弘 後岡 美帆
石坂 省悟 福本 隆史 青木 佑馬 金川 文恵

幹事長を卒業します

令和3年度 法友倶楽部幹事長 林 裕之



法友倶楽部の皆さま、こんばんは、令和3年度幹事長の林裕之です。さて、今年度の最終のご挨拶になります。コロナ禍の影響により、思っていた活動ができませんでしたが、前回以降の活動の一端を披露させていただきます。

まずは、12月20日の冬季定時総会、リアルとWEBのハイブリッドで開催させていただき、無事に井崎康孝先生の副会長推薦、森直也先生の次年度幹事長選任の決議をいただきました。その他に調査委員会報告や会費減額に関する報告、ホームページ立上げに関する報告もさせていただきました。

また、総会に引き続いて飲食を行っていただいた後に、恒例のオークションを開催しました。これも、リアルとWEBのハイブリッドです。魅力的な商品を多数ご出品いただきましたが（ありがとうございました）、これらの商品は、テレビショッピングのように別所からの中継で紹介され、なかなか新鮮で購買意欲をそそるものでした（もちろん、たくさん落札させていただきました）。入札においても、リアル会場での熱い攻防の中、ポロンとチャットから入札がされるなど、大変な盛り上がりでした。司会（永年）、運営等ご協力いただいた皆さま、ありがとうございました。

1月14日には、井崎康孝先生の副会長当選、池内清一郎先生の総会議長当選の祝賀会兼新年会を開催させていただきました。井崎康孝先生の話が長いと言われた福原哲晃先生の激励のお言葉が一番長いものでした。

その後コロナ情勢が悪化したため、残念ながら予定していた企画の中止が相次ぎました。各企画に携わっていただいた皆さまに感謝を申し上げますと共に、次年度に実現できますようお祈りいたします。

この1年、各委員会やジュニア部の皆さまの精力的な活動に支えら

れました。どの委員会におかれても、コロナ禍によりルーティーン
の行事開催が難しいことに加えて、重ための課題のある1年だったと思
います。企画委員会は2本の諮問に対する答申、政策部会による恒例
ですが新しい政策（今年度も読み応えのあるものになっていますの
で、是非ご覧ください）、広報委員会は90周年記念事業実行委員会の
記念誌・アルバム部会と連携したホームページ立上げや記念誌の作
成、研修委員会と法曹交流委員会は両委員会の連携によるシナジーの
模索、親睦委員会はすごく面白いWEB企画の立案、ジュニア部はリ
アルとWEB併用によるオークション運営など、例年とは違った取組
に対し、多くの皆さまにしっかり対応していただきました。本当に、
ありがとうございました。

また、6人の副幹事長の馬車馬の働きは外せません。コロナ禍です
から、前年度にある程度先例があるとはいえ、やはり通常とは違った
問題が生じました。基本的にリアルとWEBを併用しましたので、会
場設営や会合の運営等、目に見えない仕事は多くありました。そして、
余計な業務として、時にノリだけで走り出す幹事長を、6人の副幹事
長が適切に支えてくれました。一方的ですが家族のような愛情を感じ
ています。本当に、ありがとうございました。

人とのつながりが面倒に感じることもあるかもしれませんが、最終
的にはよかったと思える人間関係がある、法友倶楽部の皆さま一人一
人との関係は、その意味で大切であると感じる1年でした。

激動の会務漬け生活も終わりを迎え、やっと一息つけそうです。得
るものが多くありました。本業のスキルが大幅にアップし、人間的に
成長し、言葉尻に重みが増しています。私にとって、身に余る幸運で
した。とりあえず、とても長い一息をついてからになります。今後
も法友倶楽部が大事なチャンネルの一つであり続けるよう、微力を尽
くしていきたいと思えます。拙い会務運営で、皆さまにご迷惑・ご心
配をおかけしたかとは思いますが、皆さまのご協力によりなんとか終
えられそうです。1年間、どうもありがとうございました。

1 年間会務全般にご協力頂き 有り難うございました。

令和3年度 大阪弁護士会副会長 中 嶋 勝 規



1 はじめに

法友倶楽部のご推薦を得て、令和3年度の副会長に就任してから1年近くが経過しました。大阪弁護士会という組織の意思決定に関わる機会を得るという貴重な経験をし、また、法友倶楽部の皆さんがこんなにも会務の様々な所で活躍されているということに改めて気づくことができました。会務の中心で、多数の情報に接する立場でもあることから、可能な範囲で法友倶楽部への情報発信を行うことを心がけていましたが、重要な情報をタイムリーにお伝えできていたかについては自信がありません。

この機会に副会長就任後の担当委員会での活動を振り返り、理事者の仕事の一端を会員の皆様に少しでも知って頂く機会となればと思います。

2 コロナ対応

令和2年度の執行部とは異なり、就任前からコロナ禍の中でしたので、昨年度執行部が対応された先例を参考に、状況を見ながら微修正をしていきました。中でも23条照会の窓口受付の再開と郵送制度を残して選択可能な制度にしたことは、会員のニーズと郊外型の事務所の実情に配慮したバランスのよい施策であったと思います。

また、緊急事態宣言等が発令された際には、市民向けの法律相談や出張相談の窓口を維持するニーズと会員の安全のバランスを調整すべく何が最善なのかがわからない中で行政が提示する基準を参考にして検討を重ねました。

コロナ対応としては、災害復興支援委員会を担当していたこともあり、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインのコロナ

特則を運営する自然災害債務整理ガイドラインPTも担当しました。月に一度のPTに参加し、債権者の問題のある対応に対しては担当された登録支援専門家からの報告事例を集約して日弁連に報告したり、逆に債務者の協力が得られない場合、登録支援専門家の推薦を運営機関に行った会としてどのような対処が可能かの手順を取り纏めたりしました。現状で当会の登録支援専門家は140名弱ですが、毎日のように委嘱依頼が届いた時期もあり、何度か様々なチャンネルで登録支援専門家への登録をお願いしました。呼びかけに応じて登録頂いた会員の中に法友倶楽部の会員のお名前を見かけた際には、感謝しきりでした。改めてご協力に感謝申し上げます。

同じ災害復興支援委員会の関連では、会館の地下電源が災害時に水没するリスクの程度と対応策を検討する地下電源PTも担当しました。こちらも専門家のコンサルティングを得ながら、様々な委員会からお集まり頂いたPTでの検討を重ね、年度内には令和元年度理事者からの諮問に対する回答が纏まりそうです。

3 広報の窓口として

対外的な広報の窓口である広報室も担当しました。委員会活動や弁護団事件でマスコミの方と個別に接することはありましたが、会の広報の窓口としてのマスコミ対応は非常に濃い体験でした。簡単に総括すると、食いつきのよい素材は事件関係が多く、弁護士会の活動を取り上げてもらうのは難しいということです。夜遅くまで私の携帯が鳴ったのは残念ながら事件関係ばかりで、マスコミの興味を引くのはつくづく難しいなと感じさせられました。

広報室では大変熱心な嘱託の皆さん（浜田さんも大活躍されていました）にご尽力を頂き、沢山の企画を実現して頂きました。本年度執行部の重点施策であった成年年齢引下げの特設サイトを立ち上げ、消費者・法教育・労働・刑弁・劇団七転び等のご協力得て充実したコンテンツを整えて頂きました。同じく本年度のスローガンにつながるSDGsに関しても特設サイトを立ち上げ、動画制作も行いました。映画「99.9刑事専門弁護士」とのコラボでのポスター制作は西村嘱託の尽力で実現したのですが、そのバイタリティと広報にかける情熱には頭が下がります。また、広報室の活動は弁護士会の優秀な職員に支えられています。プロ顔負けのイラストや動画編集をしてくれる事務局スタッフの献身的な努力で見栄えのよいサイトやコンテンツが成り

立っています。広報室だけではないのですが、弁護士会の活動全般を支えている職員の献身的な働きには本当に感謝ばかりです。

一方で、広報担当として残念なニュースにも関わることになりました。業務停止以上の懲戒処分の際は必ず、会員逮捕の際には状況に応じて、司法記者クラブでの記者会見を行なっていますが、この記者会見は非常に残念な気持ちになります。府警担当として天満署とは頻繁に携帯でやりとりする関係になってしまい、弁護士会が援助を要請する際には助かったのですが、残念なことがきっかけのご縁となりました。

4 各担当委員会にて

担当副会長として、今まで全く関わってこなかった委員会の熱心な活動にも触れる機会を得ました。

ひまわりは、多くの部会やPTが存在する大きな組織で、細部まで把握することは出来ませんでした。法友倶楽部の多くの会員が献身的に運営に関わっておられる姿に改めて敬意を覚えました。正副と後見推薦PTには参加させて頂き、これ以外の部会等は会規の改正で必要な範囲で議論に参加させて頂きました。メーリングリストのやりとりも非常に活発で、可能な限り目を通すようにはしていたのですが、一番メールの数が多かったのではないかと思います。会規の改正等で少しはお役に立てたのでしょうか。

厚生・会員サポート運営委員会では、大運動会が中止となり残念でした。同委員会は、会員の福利厚生と会員サポートを取り扱っていますが、会員サポートは利用率がそれほど高くないようです。これは日弁の同様の会員サポートを利用されるニーズが強いからなのですが、少しでも利用率を高めるために、協同組合のメンタル相談と併せて告知するカードを作成し、会館内に備置しました。少しでも困っている会員の利用が増えればよいのですが。

犯罪被害者支援委員会では、従前の私の会務活動とも親和性がありましたが、様々な取組をされているのだと改めて感じました。北新地放火事件の会長声明を発出するために、臨時で日曜日の夕方にリモートで委員会の有志と会合をもったこともよい思い出です。

法律援助事業・日本司法支援センター対応委員会は、私は全くの門外漢でした。委員の皆さんの社会的弱者の為の献身的な活動に触れて、少しでも役に立とうと決意をもって取り組みました。新たな援助

制度の創設が出来そうですので、少しは役に立てたのでしょうか。

弁護士過疎地派遣弁護士養成支援PTでは、弁護士過疎地に派遣されている養成弁護士の皆さんの養成期間中の成長の過程を目にする機会を得ました。理事者としてというよりは、養成弁護士の方が実務で悩まれている点にアドバイスをするという関わり方でしたが、赴任先に赴任されるまでの成長は目を見張るものがありました。

法テラスも担当していましたが、所長が福原先生、副所長が辻村さんということもあって、主観的には意見を伝えやすい良い関係が気づけていたのではないかと思います。

民暴委員会、法七十二条等問題委員会は、従前より私に関わってきた委員会ですので、各委員会に参加すると家に帰ってきたような安心感は覚えました。一方で、理事者としてそれぞれの活動を眺めると、会内への情報共有や相互理解等課題もあることを感じましたので、このあたりは次年度以降にフィードバックが出来ればと考えています。

5 最後に

振り返ってみると周りの方に支えられた1年間でした。弁護士会の活動は、各会員の活動はもちろんですが、献身的にこれをサポートする職員の方の活動に支えられています。副会長就任以前、職員の方の様々な点での委員会活動への目配りを感じておりましたが、理事者に就任すると想像以上でした。職員の業務負担の軽減も大きな課題ですが、この点で、新総合情報システムの役割が期待されます。本年度は移行期間ということもあり、逆に負担が増えてしまった部分もあったのですが、次年度には効果が期待出来るはずです。

また、周りの副会長は皆非常に優秀な方ばかりで、一人で迷路にはまりそうなときも貴重な助言を頂きました。会長は見た目どおりの温厚な紳士で、やりたいように任せて頂ける理想の上司でした。

さて、法友倶楽部の皆様には、会務全般にわたって多大なご協力とご理解を頂き有り難うございました。副会長職の採点は皆様の評価に委ねるしかありませんが、私なりには期待に応えるべく精一杯取り組みました。評価は退任後の活動も含めて気長に見て頂ければと思います。少なくとも視野は確実に広がったと感じていますので、新たな視点で改めて頑張ります。

特集

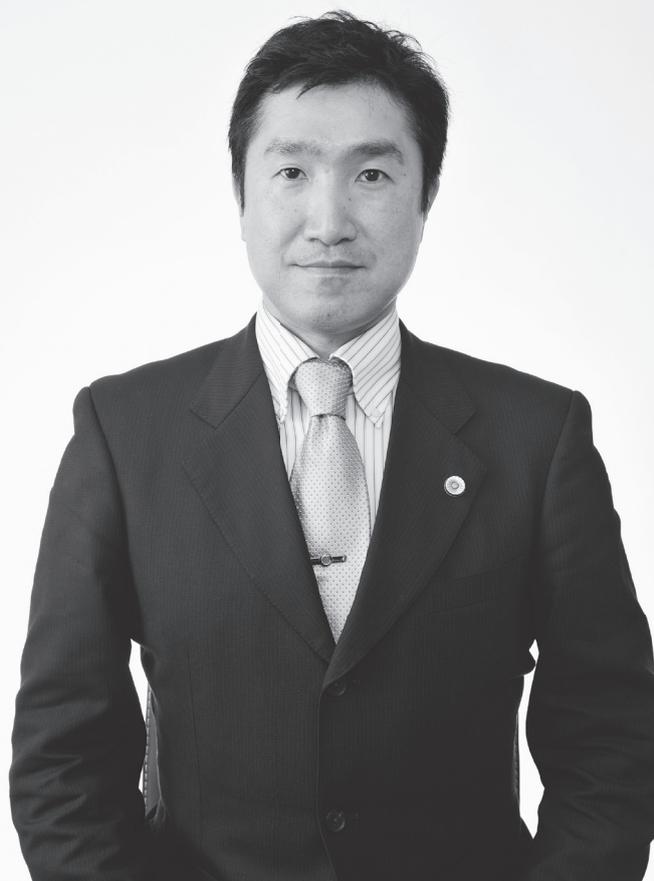
井崎康孝副会長に 期待する

井崎康孝です。
よろしくお願ひします。

法友倶楽部の推薦をいただき、令和4年度大阪弁護士会副会長を務めることになりました井崎康孝です。法友倶楽部の皆様には就任に当たり多大なご支援を賜り、改めて御礼を申し上げます。

恥ずかしながら、ご挨拶を兼ね自己紹介をさせていただきます。

井 崎 康 孝 (54期)



1 幼少期から高校まで

昭和45年8月17日、兵庫県伊丹市で生まれました。家族は、父、母、3つ上の兄の4人です。父は、佐賀県の農家の末っ子です。関西に出てきて、働きながら夜間大学を出て、最初は刑務官をしていたようですが、私が生まれてからはずっと中小の製鉄会社の現場で働いていました。父は物静かな性格で、3交

代勤務のためすれ違いの生活が多く、幼少期に遊んでもらった記憶はあまりありません。父も、出生後間もなく戦争で父（私の祖父）を亡くしたため、遊んでもらったことがないようです。ただ私は何となく、幼心ながらも、優しくて真面目で職人のような父のことが大好きでした。母は、愛媛県出身です。伯母に誘われ関西に来て、父と出会い結婚したそうです。母は父とは正反対に社交的な性格で、



初代愛犬エル

よくあの地味な父と結婚したものだとも今でも思います。兄は、父に似て物静かな性格です。私と違い小学生のころから成績優秀で、医学部に進学し、今は小児科医をしています。

このような家庭で育った私ですが、幼少期は、春夏秋冬、近所の田んぼ、用水路等で一日中遊んでいた記憶しかありません。あと、動物が大好きで、家ではありとあらゆる動物を飼っていました（犬、うさぎ、ハムスター、鶏、インコ、ブンチョウ、亀、鯉、金魚、熱帯魚、カブトムシなどです）。特に犬が大好きで、実家では私が幼少のころからほぼ欠かさず犬を飼っています（初代：秋田犬、二代目：マルチーズ、三代目：マルチーズ、四代目：シーザー、五代目：シーザー）。私自身も犬（シーザー）を飼っていましたが、一昨年に病気で亡くしました。享年8歳11か月の若さでした。我が子のように可愛がっていましたので、私自身も狭心症で死ぬのではないかと思うほど落ち込みました。1年少し経ち、いまようやくペットロスから立ち直りつつあります。副会長を退任して少し落ち着けば、また犬を飼いたいと思っています。

話がだいぶ反れました。幼少期はそんな感じで自然と動物に囲まれて育ち、小学4年のときに隣の尼崎市に転居し、地元の公立中学校に進学しました。中学時代は、成績優秀だった兄と比較され、嫌々ながらも勉強しました。何となくコツをつかみ、それなりの成績にはなりました。ただ、受験勉強にあまり興味が持てず、学校や塾の授業中はボーっと空想していることが多かった記憶です（最近、息子の参観日で同じようにボーっとしている姿を見て、鏡のようだと愕然としました）。

高校は、関西大学第一高等学校（関大一高）に進学しました。関大一高を選んだのは、エスカレーターで大学に入れるからです。中3の担任の先生からは、他の進学校を薦められました。しかし、受験勉強が嫌だったので固辞しました。今でもどちらが良かったのかは分かりません。ただ、関大一高では、尼崎の公立中学にはいないような色々なタイプのクラスメイトと出会うことができ（自営業の社長の息子が多く、みな個性豊かでした）、視野はとても広がりました。また、部活では空手部に入り、先輩からの理不尽な「しごき」



高校空手部

に耐えながら、それなりの成績を残すことができました（インターハイで団体組手ベスト8、流派の全国大会で個人組手優勝等）。

エスカレーターとはいえ一応内部入試があり、高3の春には進路を決めなければなりません。医学部に進んだ兄のことが頭にあり、自分も弁護士を目指そうと、法学部を受験することにしました。法学部には、成績上位1〜2割以内に入る必要があると言われてきました。そこで、高3の春からそれなりに勉強し、部活の成績優秀者は必ず合格するという内部入試伝説も信じて法学部を受験し、無事合格することができました。

2 大学時代

大学では、空手部の先輩方が待ち構えていました。「空手部に入るか司法試験を受けるか、どちらかだ」と言われ、迷わず司法試験を受けると宣言しました。かといって、司法試験の勉強はもちろん、大学の授業すらほとんど真面目に出ず、いろいろなアルバイトばかりしていました。家庭教師、塾講師はもちろん、中小企業の雑用、バーやカラオケスナックのカウンター、佐川急便の深夜の仕分け等、何でもやりました。友人と二人で、与論島に数か月間泊まり込みでバイトに行ったこともありました。

このようにバイトに明け暮れたのは、色々な経験をしておくことは弁護士になってからも有益だろう、という口実もありました。しかし実際は、いろいろな経験（バイトとそれにまつわる様々な経験）をすること自体が楽しくて仕方がなく、勉強に身が入らなかったというのが正直なところ。また、大学1〜2回生のころはまだバブル経済の真っ最中で、いざとなったら就職すればいいという安易な考えもありました。

ところが、大学3回生の春にはバブル経済が弾け、退路が大幅に絶たれました。先輩方から背丈の高さほど届くと言われていた就職案内の資料は、私の元にはひざ丈ほどしか届きませんでした。3回生から福瀧博之教授の商法のゼミにも入り、多少は大学の授業に復帰しました。ゼミではそれなりに勉強に打ち込み、ゼミの仲間とは今でもかけがえのない友人です。しかし、それまでにアルコールとタバコと紫外線で侵された頭はかなり重症だったようで、肝心の司法試験の勉強は一向に進みませんでした。

3 司法試験受験時代

大学卒業後就職もせず、司法試験の勉強も進まないまま、再び塾講師のアルバイトを始めました。平日は夕方以降ほぼフルで入っており、手取り収入は企業の初任給よりもよいくらいでした。子どもに教えることも楽しくなり、一向に勉強は進みませんでした。

そのような中、バブル崩壊後の景気低迷、阪神淡路大震災の影響等により、父の務める会社が倒産の危機となりました。父はリストラとなるかもしれず、退職金も出ないかもしれないとのことでした。択一試験前の時期の深夜にリビングに下りて行こうとすると、両親が「あいつ大丈夫か」的な会話をしているのが聞こえました。物静かで私には何も言わない父が、そのように私のことを心配していることを知り、ドキリとしました。

その年の択一は駄目でしたが、これはさすがにヤバいと気を引き締めました。塾講師は辞め、毎日朝から晩まで司法試験受験予備校の自習室に籠り、貯めたお金で答練を受けまくりました。その結果、その2年後にようやく司法試験に最終合格することができました。



神戸修習2班

4 司法修習時代

司法修習の実務修習地は、第一希望であった神戸でした。神戸を第一希望にしたのは、将来大阪で就職したいと思っていたので、1年くらいは違う場所に行ってみたいという理由からでした。同じ班（神戸修習54期2班）のメンバーは濃い人ばかりで、終始圧倒されていましたが、みんなで旅行に行ったり、食事に行ったり、本当に楽しかったです。

修習中に指導いただいた内容は、残念ながら具体的にはほとんど忘れてしまいましたが、仕事に対する大切なマインドのうちいくつかを、このときに教えていただいたと思っています。特に、民事裁判修習中に故竹中省吾部長から「井崎君、どんなに自分が正しいと思っていることでも、しっかり議論した方がいいよ。議論すると必ず新しいことが見えてくるから」と教わったことは、今でも鮮明に覚えています。

5 勤務弁護士時代

いくつか大阪の事務所を訪問したうえ、大学の先輩である小松陽一郎先生の事務所

（小松法律特許事務所）に平成13年10月に就職しました。知的財産や倒産に興味があったということもありますが、何よりも決め手は、小松先生のお人柄でした。小松先生は、事務所訪問に行くと必ずうなぎ丼を出してくれました。それを食べながらずっと小松先生が楽しそうに仕事の話をしているのをほぼ黙って聞いて、1時間ほどすると「じゃっ」と言われて帰る、と

いうのが事務所訪問のスタイルでした。それを何度か繰り返していると、自分もこんな風楽しく仕事がしたい、この人の下で働きたいと思うようになり、小松先生に採用をお願いしました。

いま思えば何とも牧歌的な採用面接ですが、結果的にこのような形で小松先生の事務所に入れたことは、本当に幸運で、その後の私の弁護士人生を根本的に決定づけるものだったと思います。ちなみに、入所後にすぐ分かったことですが、小松先生は平日は毎日午前2時～3時まで、土日祝もほとんど事務所に来て仕事をしておられました。楽しそうに仕事をされている陰で、実はもの凄く努力をしておられることを思い知らされました。

私が小松法律特許事務所に入所したときは、倒産バブルの真ただ中で、中型～大型の破産管財事件が毎年2～3件程度開始していました。数年後には、ゴルフ場や上場企業の民事再生事件、会社更生事件も開始するようになり、大型事件の主任も任せてもらうことになりました。それらと並行して、裁判所から個人の破産管財事件も配点いただき、多

いときには常時20件以上抱えていました。これらの管財事件の合間に、知財事件等その他の事件、大学講義等をこなすという毎日でした。

小松法律特許事務所にいた10年間はこのような状態でしたので、自分でもまあまあよく働いたと思います（それでも小松先生ほどではないのですが……）。その反面、弁護士会や法友倶楽部の会務にはなかなか時間を割くことができず、ほとんど参加できていませんでした。

6 独立から現在

平成23年7月に、小松先生からのお許しを得て独立しました。独立の理由は色々ありましたが、自分だけの看板でどこまで通用するか試してみたいというのが、最も大きな理由です。結果、大変ではありましたが、何とかここまで10年間やってこれました。大学講師、試験委員、家事調停委員、社外役員等、色々新しい経験もさせてもらいました。昨年には初めて勤務弁護士（菱田優さん）を採用し、ポスの気持ちもようやく少し分かるようになりました。私も小松先生のように、陰で努力しながらも、楽しみながら仕事ができるよう、これからも頑張っていきたいと思っています。

独立と同時に、私の弁護士生活は一変しました。その前年から法友倶楽部ではジュニア部代表幹事をしていたのですが、平成23年10月には大阪弁護士会の企画調査室嘱託に就任し、その後も複数の委員会・PTに副委員長・委員として参加するようになりました。このように後半の10年間は、比較的多くの会務に携わらせていただいたように思います。また、プライベートでも2人の子に恵まれ、いまだ子育て真っ最中です。家族には副会長



就任中はもう週末はほぼ諦めてもらっていますが、できれば何とか私生活とも両立したいと思っています。

7 抱負

前半の10年と後半の10年とで極端に異なる弁護士生活を送ってきた私ですが、いま振り返ってみて切に思うのは、仕事・会務のいずれも、私の弁護士としての成長にとって欠くことのできない、貴重な経験であったということです。また、そのような機会をいただいたことに、大変感謝をしています。

そこで、副会長就任後や、さらにはその退任後も、会務を通じて自らも一層成長したいと願う一方、これまでに与えていただいた知識・経験を、少しでも会に還元できればと思っています。中でも、法律相談センターの法律相談の拡充、会員の会務への参加の促進、会員の不祥事の防止については、皆さまのお知恵も拝借しながら、特に尽力したいと考えています。

次年度は、他の6名の副会長と力を合わせ、福田会長を補佐し、全力で会務に臨む覚悟です。何卒、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

激励の言葉

多数のメッセージをありがとうございました。
掲載は五十音順・敬称略とさせていただきます。

井崎先生を応援します！

青木 佑馬 (70期)

井崎先生、副会長ご当選おめでとうございます。

井崎先生には、司法修習生向けプログラムの交互尋問をご担当されていたこともあり、私が司法修習生だった頃からお世話になっております。

司法修習委員会の副委員長にも就任され、後輩の育成にも非常に熱心で、若手会員の声にも耳を傾けてくれる先生です。井崎先生ならきつとどの世代の弁護士の意見も汲み取ってくださり、大阪弁護士会をより良い方向に導いていただけることと思います。

井崎先生のご活躍を心より応援しています。

井崎先生、応援しています！

安藤 良平 (61期)

井崎先生は「和」の人だと感じています。

井崎先生とはジュニア部や親睦委員会で御一緒させて頂きましたが、温なお人柄で、後輩相手でも丁寧な言葉遣いで、いつも優しく接して下さいます。丁寧にお話を聞いてくださる姿勢が印象的で、井崎先生が中心となる会議は調和が保たれたものになります。お仕事を御一緒したことはありませんが、たぶん和解による解決を好まれていると思います。お顔立ちもとても和風ですから、きっと和装が似合うことでしょう。

……などと適当なことを言っても、井崎先生はニコニコと穏やかな笑顔で受け止めてくれるはず。そんな井崎先生に大阪弁護士会の副会長

をしていただけるということで、とても頼もしく思っています。ご活躍心より応援しております。

井崎先生の出番です！

井口喜久治 (56期)

井崎先生は、僕のイソ弁先であった小松法律特許事務所での兄弁です。井崎先生とは多くの事件をご一緒させていただきました。ある時、ゴルフ場の更生管財人を小松陽一郎先生が引き受けられた際、「今回は「井」のつく人に主任になってもらおうと思ってんねん」という小松先生の一言で、井崎先生と僕が事件を事務所内で担当することになりました。ことある度に一喜一憂する僕に対して井崎先生は常に冷静に粛々と仕事を進めて行かれます。また、強硬な債権者と衝突することもなく、決して敵をつくられることもありません。そんな井崎先生こそ、副会長には適任であると確信しています。井崎先生、頑張ってください。

井崎さん頑張ってください

池内清一郎 (40期)

井崎さんは大阪弁護士会の調査室も経験されていますので、会務のことはよく知っておられます。従って、井崎さんは、問題なく会長を支え副会長の職務を果たされると確信しています。

弁護士会では若手が半分以上約3分の2を占めるようになっていますが、委員会等会務に参加されている若手は少ないように思います。弁護士会の求心力を維持、高めるためにも会員に会務の情報を発信されるようお願いしたいと思

います。そうすれば、若手は、われわれのために弁護士会はこのようなことをしてくれているのだと弁護士会に関心を持つようになると思います。

井崎さんなら大丈夫です。

体に気をつけて福田会長を先頭にチーム福田一丸となって頑張ってください。

応援しています

石堂 一仁 (59期)

井崎先生、副会長ご当選おめでとうございます。

私は、委員としての経験もないまま平成30年度に法友倶楽部の研修委員会委員長を仰せつかりましたが、その際には、前年度に、井崎先生が同委員会のメーリングリストに投稿された議事録や段取りの報告を大いに参考にさせていただきました。ありがとうございました。

いつも的確にそして着実にどんなタスクも完遂される井崎先生ですので、副会長の職務も全うされるものと確信しております。1年間、どうかお身体に気をつけて思う存分ご活躍ください。

井崎先生、ご活躍を祈念しています!

入江 貴之 (62期)

井崎先生、副会長ご就任おめでとうございます。

井崎先生とは、私が立命館大学ロースクールに在学中に、井崎先生がロースクールの司法試験の受験指導の弁護士ゼミの講師をされていた時に、初めて出会いました。井崎先生のゼミを受けさせていただき、大変お世話になり、受講生に真摯に対応される先生の姿にとっても感銘を受けました。その後、井崎先生のおかげで、先生の後を受け継ぎ、私もロースクールのゼミの講師を担当させてもらいました。井崎先生から

受けた教養は、弁護士になった今でも私の心の支えになっています。

井崎先生は、全てを包み込むような優しさ、包容力があり、どんな人にも分け隔てなく接しておられ、気配りのある本当に敬愛してやまない先輩です。

これからの1年間、大変忙しくなることと思いますが、どうかお身体に気を付けて、井崎先生の目指すべき副会長像を築き上げていただきたいと思います。

また、ぜひ、一度、井崎先生と飲みに行ける日がくることを楽しみにしながら、井崎先生のご活躍を心より祈念しています。

井崎さんの活躍を期待しています

岩田研二郎 (春秋会・33期)

井崎さんは、企画調査室嘱託として、10年前の中本和洋執行部の後半、藪野恒明執行部の1年、福原哲晃執行部の前半と3つの執行部の仕事を2年間まぢかに見てきた人です。私は、中本執行部の企画調査室長をしていたので、半年間、一緒に仕事をしました。企画調査室嘱託は、毎週月曜日に行われる正副会長会には必ず参加し、木曜日の副会長会議にも輪番で参加するので、議案をめぐる正副会長の議論を目の当たりにしてきた経験を、福田執行部の副会長として生かしていただければと思います。

私の経験で2つのことを心掛けていただければと思います。

第一に、他の副会長の担当分野に関する議案でも、副会長会などで遠慮なく疑問や意見をぶつけて、問題点を明らかにして、議案を充実させていくこと(副会長会で議案をいろんな角度からたたいて説明や資料が不十分な点を解明しておく。正副会長会や常議員会での審議の準備にもなります)

第二に、弁護士会の事務局職員の力を生かして頼ること。弁護士業は家内工業でなんでも自分でやるクセがついていますが、弁護士会の会

務は組織としての活動ですし、事務局は長年の経験で事務作業が早いので、要点を押さえて文書作成などを依頼すれば、すぐに成果物があがってきます。副会長の仕事は委員会と執行部の調整業務と外部との折衝ですので、そこに注力してください。

福田会長は、肩の力を抜いて接していける人なので、健康に留意して、自由闊達な執行部生活を楽しんでいただくことを期待しています。

井崎康孝さんに期待します

魚住 泰宏 (45期)

井崎さんは、とても控え目な人柄と受け止められることが多いと思います。弁護士業務をご一緒したことはありませんが、倒産事件も多く扱ってきたとのことですので、厳しく、激しい交渉経験も豊富にあると思います。副会長として、1年間、弁護士会の舵取りを主体的に担っていくこととなりますので、控え目にならず、前面に出て活躍されることを期待します。受け止められる人柄は、もしかしたら、ギャップを見せて有利に動かす交渉術だとすれば、私に見る目が無いのだと思います。ごめんなさい。兎も角、体に気をつけて、1年間頑張ってください。任期を終えたら、滝井先生が最良にしていた寿司屋で、ゆっくりお話ししましょう。

同期として、後輩として、 応援しています！

薄木英二郎 (法曹同志会・54期)

井崎さんは修習同期というだけでなく、関西大学法学部の福瀧ゼミの先輩でもあります。私は学生の時にゼミの先輩合格者の方から懇切丁寧に指導をしていただき、そのご指導のおかげで合格できたためゼミには特別な思い入れがあるのですが、合格が決まったときにゼミの先輩にも合格者がいると知らされ、どんな方だろう

と対面を楽しみにしていました。そしてその先輩が井崎さんでした。絵に描いたような温厚でフレンドリーな人柄に魅せられ、すぐに慕わせていただきました。先日の法曹同志会100周年記念ゴルフにご参加いただいて久しぶりに楽しく話をさせていただき変わらぬお人柄のままでとても嬉しかったです。お体に気をつけて頑張ってください！ 先輩！

心から応援します！

大川 一夫 (35期)

井崎さんがおられると実に心強い。

私が法友倶楽部の幹事長を仰せつかったとき井崎さんにはジュニア部の代表幹事を引き受けて頂いた。まあ、法友の中でもそれまでの参加率が決して高いわけではなく加えて色々な経緯で副会長を経験したという風変わりな幹事長のもとでは彼もさぞかしやりにくかったろう。しかし井崎さんはそんな様子はおくびにも出さず、それどころか見事にジュニア部をまとめ、そして法友の会務を支えて頂いた。

不思議なご縁で今度は法友の大きなイベント90周年記念事業について私が式典・祝賀会部会長を担うことになったとき、彼には事務局長に就任してもらった。実に見事な仕事ぶりである。過去の議事録探索、準備事項、ホテルへの交渉に議事録作成など私が述べるまでもなく次々と進めてくれるのである。これほど心強い事務局長はないだろう。

彼の能力の高さ、優秀さは私はよく知っている。

彼には存分に力を発揮して今度は大阪弁護士会会務を牽引してほしい。

心から応援しています。

井崎先生、応援しています！

大住 洋 (63期)

井崎先生、副会長ご当選おめでとうございます！

井崎先生とは、ちょうど入れ替わりのタイミングとなり、短い期間ではありましたが、小松法律特許事務所の兄弁・弟弁としてご一緒させて頂きました。当時、井崎先生はジュニア部の代表幹事をされており、井崎先生の引率で、韓国旅行に連れて行って頂いたことを今でもよく覚えています。直前で行き先が変更になる等のトラブルもありましたが、井崎先生の冷静な対応とリーダーシップで楽しい旅行となりました。弁護士1年目の貴重な思い出です。

それから10年が経ち、今度は大阪弁護士会の副会長として会務運営を担われるのですね。コロナ禍の中、弁護士会も難しい舵取りを求められることがあると思いますが、井崎先生の冷静な対応力とリーダーシップがあれば、どんな難局もきっと乗り切れると思います。陰ながら応援しております。頑張ってください！

井崎さんに期待すること

大橋さゆり (51期)

井崎さんに副会長候補を受けてもらった、と林幹事長から早々に聞いたのが年度のまだ早い頃。「あー肩の荷が下りた」と林さんは嬉しそうでした。

えーそうなんだ、1人事務所だよ、どうするんだろう？と内心心配していたのですが、井崎さんはイソ弁さんを採用されて、着々と準備を進めてこられたようです。それも、企画調査室の経験から「副会長が何をしているかわかっている」故の落ちついた采配であったでしょう。

井崎さんに期待すること。それは、その経験を有利に活かし、役員室に当初から意識的に

「多様性」を持ち込んでほしい、ということです。

それは、零細事務所であり、郊外型事務所であり、女性弁護士であり、企業内弁護士であり、若手弁護士であり……etc.です。よろしく願います。

穏やかに井崎さんらしく

大原 明 (40期)

私と井崎さんは、小松陽一郎先生のもとで倒産事件の管財人業務等で一緒に仕事をすることになりました。関空にあった小型ジェット飛行機所有・運行会社の事務所に2人で行って社員説明会をしたり、ゴルフ場会社、ウォーターサーバーの会社、架空循環取引を繰り返していた上場会社の件など現場仕事もご一緒しました。井崎さんはいつも穏やかな人柄で丁寧な仕事をしていました。

新地で二人で晩御飯を食べているときに突然井崎さんから私的な相談を受けたことがありました。誰にせよ人生にはいろいろなことがあるものです。それでか井崎さんの結婚式に私ごときがメインの席で最初のスピーチをさせて頂いたことは幸せな記憶です。今は7歳と5歳のメチャ可愛いお子ら（ゆかり奥様の影響か）にも恵まれて幸せな家庭を築かれて何よりです。順調に弁護士としてのキャリアを積まれていることは承知しています。そして満を持して副会長の職に就かれます。マイペースで井崎さんらしく頑張ってくださいませ。

人柄・実力ともに申し分なし！

尾島 史賢 (56期)

井崎先生は、私と同じ関西大学の出身であり、身近な先輩として私が目標にしてきた方です。平成16年秋頃、大型倒産事件の管財人団の一員として一緒に仕事をさせて頂きまし

た。2つしか期が違わないのに圧倒的な実力差があり愕然としました。また、井崎先生に、「僕の後任は尾島さんしかいないから」とニコニコしながら（電話越しでもそれがわかるのです）言われると、なぜか引き受けてしまうのです（笑）。それも井崎先生の人柄のなせる業だと思います。令和3年度林執行部で一緒にできたことは光栄でした。人柄・実力ともに申し分のない井崎先生に期待しています。

がんばれ

片岡 全樹（友新会・49期）

友新会の片岡です。

井崎先生とは、修習委員会とともに副委員長を務めておりました。

ちょうど、民法改正の時期が迫っており、それまで選択修習の民事交互尋問で使用していた記録が、保証債務の成否が主たる論点だったことから、記録を新たに作り替える必要がありました。

その際、副委員長、修習委員及び強引に勧誘された有志たち合計10名で記録作成のプロジェクト・チームを立ち上げ、現在使用している記録を作成しました。

そのチームに井崎先生とわたしが含まれていました。

修習委員会の副委員長といえば、模擬法律相談の問題作成・解説・講評、民事即日起案の問題・回答の作成、なにより大変な答案の採点と結構な仕事を抱えているうえに、記録の作成という苦行をともに背負うことになりました。

また、新たに作成した記録を使った民事交互尋問で、井崎先生とわたしは、統括リーダーとして、修習生たちを指導しました。

このような仕事を通じて、わたしが認識した井崎先生の人柄は、きちんと自分に与えられた仕事をこなす優秀な人、信頼できる人、温厚な人、優しい人、面倒見がいい人、あまり出しゃばらない人です。

まさしく井崎先生こそ、大阪弁護士会の副会長にふさわしい人です。

井崎先生、令和4年度は、福田会長を支えて、しっかり副会長としての責務を果たしてください。

がんばって。

井崎先生、応援しています！

片岡 力（67期）

井崎先生、副会長ご就任おめでとうございます。

私は、井崎先生とお仕事を共にしたことはありませんが、大阪家裁での遺産分割調停事件において、調停委員として活動されている井崎先生のお姿を拝見することができました。その事件は、相続人が多数いたうえ、代理人弁護士が、相続人のうち数名にしかついていない事件であり、また、遺産である不動産の処分を巡って相続人間で鋭い対立が生じ、審判も視野に入るような事件でしたが、井崎先生の見事な進行により、無事調停成立となりました。

このように、井崎先生は、優れたバランス感覚及び利害調整力をお持ちの先生であり、難題を多く抱える弁護士会の副会長に就任されることは、とても心強く感じます。副会長職は激務と聞いておりますので、体調にはお気をつけください。応援しています！

井崎先生 ご活躍を！

桂 充弘（35期）

役員就任希望者が少なくなる中、しかもコロナ禍が続き、終息の気配が全く見えない中で副会長ご就任ご苦労様です。そしてありがとうございます。

これまで経験したことのないコロナ禍の中、まさに前例がない事態です。慣例に囚われない新たな対策・創造的な対応が求められています。

井崎先生のこれまでの企画調査室や、委員会、そして法友倶楽部等でのご活躍を拝見すると、まさに謹厳実直、誠実といった姿勢であり、信頼のおける人物です（決してこれまでの副会長の皆様が誠実でなかったとの趣旨ではありません、念のため）。このような危機的状況下にあっても必ずや的確なご対応をしていただけるものと期待しています。

井崎先生のご経歴からして、担当委員会も華やかな委員会というよりも陰で支えるような委員会が多いのではと推察していますが、このような時だからこそ、積極的に表に出て弁護士会を引っ張って行ってください。今や5000人を超えようとしている大阪弁護士会の舵取りが容易でないことは想像に難くありません。思う存分ご活躍を！

ご活躍を応援しています！

門林 俊夫 (65期)

私が井崎先生とお話させていただいたのは、私がジュニア部代表幹事として幹事会に出席するようになってからです。私からの仕様もない質問にも丁寧にお答えいただき、その物腰柔らかで謙虚な姿勢が印象的でした。井崎先生にはジュニア部の例会にもお越しいただき、これまでご経験された案件や委員会活動・会派活動等をお聞かせいただきました。私などではとても務まらないようなご経験をされているにもかかわらず淡々と話をされていて、事務処理能力の高さにただただ感心するばかりでした。副会長に就任された際には、大いにご活躍されることを心より応援しております。

ご活躍を楽しみにしております

川端さとみ (57期)

井崎先生、大阪弁護士会副会長の御就任おめでとうございます。井崎先生は、小松法律特許

事務所での私の兄弁で、一緒に事件を担当させて頂いたり、大変お世話になりました。一緒にランチに行き、仕事のアドバイスを頂いたことなどが懐かしく思い出されます。また、法友倶楽部の執行部で一緒した際には、出産のため途中でフェイドアウトした私のしりぬぐいをして頂きました。いつも穏やかでユーモアにあふれたお人柄の井崎先生が副会長として大いに活躍されることを心から応援し、期待しております。

井崎先生、 心よりご期待申し上げております

川本 真聖 (55期)

世界の環境がそうであるように、弁護士業界、弁護士会をめぐる環境は、非常な速さで変化しています。このような時期に、冷静かつ情熱的で、これまでの努力の蓄積のある素晴らしい先生が我々の代表として副会長にご就任いただけること、心より感謝申し上げます。井崎先生のご能力、そして情熱は、ご一緒した90周年式典部会や法友の政策取りまとめの会議等でひしひしと感じさせていただいております。本当に大変だと思いますが、1年間、お体にお気をつけられてご活躍ください！！

井崎先生、大弁に新しい風を 吹かせてください！

北口 正幸 (65期)

井崎先生、副会長ご当選おめでとうございます。先生とは、令和3年度林執行部でご一緒させていただきました。

井崎先生とは、私が登録間もないころから、法友でご一緒する機会がありました。良くも悪くもアクの強い先生方が多い中、非常にフラットで爽やかなお人柄が印象に残っております。林執行部では、会費減額など難しい案件もあつ

たのですが、抜群のバランス感覚と実務能力で幹事長を支えられ、成果に結びつけられました。

井崎先生には、そのお人柄と実行力で大弁に新しい風を吹かせていただき、会務離れが言われる若手を振り向かせるような役割を果たしていただきたいと思います。ご活躍を期待しております。

井崎先生、頑張ってください。

金 泰弘 (62期)

この度は、2022年度の大阪弁護士会副会長へのご就任おめでとうございます。

井崎先生は、私が入会した直後のジュニア部代表幹事をされておられました。当時、その程度しか関わりがなかったにも関わらず、弁護士人生における一大イベントである独立時に、「設定温度戦争に敗れて」という少々失礼な独立記事を書かせていただきました（法友117号参照）。

記事では全く触れていませんが、インタビューに伺った際、知財・倒産に捉われない幅広い弁護士業務への思いを語っていただき、そこから10年の歳月を経た満を持しての登板であり、必ずや副会長としての職責を全うしていただけると信じています。

役員室は個別空調ではないと思いますが、体調に気を付けて、一年間頑張ってください。

是非ご活躍を!!

木村 尚巧 (55期)

井崎先生、副会長へのご就任おめでとうございます。

井崎先生とは、ジュニア部の代表幹事をともに務めさせていただきました。もう10年ほど前のことですが、メインの代表幹事であった井崎先生のリーダーシップは卓越していて、上の期

の先生方との調整を卒なくこなすだけでなく、若い会員からの人望も厚く、サブの私は、井崎先生についていだけでよいという、大変楽な役回りをさせていただきました（また、私の知財の知恵袋として、困ったときに相談させていただき、有難うございました）。

そんな井崎先生であれば、何の心配もありません。体調にだけは是非気を付けて頑張ってください。

井崎康孝先生を応援しています

黒田 清行 (一水会・48期)

井崎先生は、関西大学第一高等学校、関西大学法学部しかもゼミ（関西大学名誉教授福瀧博之先生）の後輩です。お互い弁護士になった後、ゼミ総会でお会いする機会があり、出席率の悪い私にもニコニコした笑顔で話しかけていただいたことが印象に残っており、その後、ゼミの世話役を引き受けてくださり、大変お世話になっています。井崎先生は、その笑顔から想像できないのですが、関西大学第一高等学校当時、空手部に所属し、団体の組手でインターハイのベスト8、個人の組手で糸洲会という流派の全国大会で優勝されるなど、武道の達人でもあります。弁護士業界も難しい時代を迎えていると思いますが、井崎先生の剛柔織り交ぜた対応を必要としていると思います。ご活躍をお祈りしております。くれぐれもお体ご自愛ください。

頑張れ、井崎さん

小池 康弘 (43期)

井崎さんには平成24年度の藪野執行部の時に企画調査室室員として大変お世話になりました。

井崎さんは、平成23年10月1日から平成25年9月30日まで企画調査室室員として活躍されま

した。中本執行部、藪野執行部、そして福原執行部を企画調査室室員として支え、2年にわたって弁護士会の中核から弁護士会の活動を見てこられました。今回、井崎さんが副会長として仕事をされる際にはこの経験が大いに役立つと思います。

さて、井崎さんの選挙公報を見ますと、副会長として取り組みたいこととして「会務への参加促進」ということを第一にあげています。会務に積極的に参加してこられた井崎さんらしい目標だと思います。多くの会員を弁護士会の活動の渦に巻き込んで、そこで大いにリーダーシップを発揮してください。

頑張れ、井崎さん。

井崎先生、期待しております！

小坂谷 聡 (55期)

大阪弁護士会副会長ご就任おめでとうございます。

井崎先生といえば、法友クラブでのご活躍も多く、その誠実なお人柄で独特の存在感を放っておられると常々感じ入っておりました。残念ながら、これまで常幹等と一緒にするという機会もなく、法友の会合や道すがら時折お会いした際に言葉を交わしたりする程度しか接点はありませんでしたが、そのご活躍ぶりを見るにつけ尊敬しておりました。

色々と厳しい状況の中で大変なことも多いかと思いますが、健康には十分気をつけていただきたいと思いつつ、1年間思う存分にご活躍されることを期待しております。頑張ってください。

井崎先生、応援しております

小林 理絵 (61期)

井崎先生、副会長ご当選おめでとうございます。

弁護士になってすぐ、破産事件で悩み、突然質問メールをお送りしたことがありました。

ジュニア部で1～2度お会いしただけ、ほぼ話したことも無い私に、非常に優しくかつ的確なアドバイスをくださいました。

井崎先生の見た目そのままの優しい人柄に、いたく感激したのを覚えています。

弁護士会でも、信頼される副会長としてご活躍されることと思います。

お身体に気を付けて頑張ってください！

いつも笑顔で！

小松陽一郎 (32期)

井崎先生、これからの1年間、大阪弁護士会副会長としての公務を悔いなく全うされるよう、大いに期待しています！

先生は、20年間の弁護士生活のうち、前半10年間をうちの事務所で修行されました。あれから10年、さらに修行を積み副会長として会務を担当されるまでに成長されたことを元ボスとしてうれしく思っています。

さて、先生の弁護士登録時(2001年)の弁護士人口は1万9000人弱でしたが、今はその倍以上と極端に増えました。そのためか、若手の先生方の組織への帰属意識も薄まっているのではないかと老婆心ながら危惧しています。また、会の運営についても時には官僚主義的に対応をしているのではないかと感じることも正直あります。

7名の副会長にはいろいろなキャラを持った方がおられるようですが、先生は「いつもニコニコ」のキャッチフレーズで、そのとっつきやすいキャラを生かし、会内では特に若手会員との距離が縮まるようなパイプ役に徹して貰い、組織がしっかりすれば対外的にも弁護士会の信用力アップに繋がるのは間違いありませんので、健康に留意しつつ全力疾走してください。

井崎康孝先生らしいご活躍を!!

近藤 行弘 (43期)

井崎先生、副会長当選誠にありがとうございます。この1年健康に留意しつつ、自分らしさを発揮して大いにご活躍されますことを心から期待し、祈念もしています。井崎先生とは浅からぬ縁があります。先ず、私が平成23年度副会長に立候補した際、ジュニア部代表幹事を務めていた井崎先生から推薦意見を頂戴しました。また、私が同25年度幹事長に就いた際には副幹事長を引き受けて頂きました。私が抱えている井崎先生像は、何があっても動じず、安定して的確に事に当たる有能な弁護士です。井崎先生は、総合法律相談センター等弁護士会にとって重要な部署を担当されると伺いました。正に正鵠を得た役割を担われたと確信します。頑張ってください。

井崎さんを応援します

塩田 勲 (春秋会・54期)

井崎さんとは、同期で、共に実務修習地が神戸の同じ班でしたので、20年以上のお付き合いになります。修習中の井崎さんは、体に似合わないとても小さいバイオのノートパソコンと、とても小さい電子手帳を駆使し、簡にして要を得た起案をされていました。井崎さんは、いつも落ち着いていて、全体を俯瞰しながら物事の本質を捉え、また、ときにみんなを和ませるおもしろい話をしていたのが印象的です。

弁護士になってからも、修習のときと変わらず気軽に相談に乗ってくれる井崎さんですが、井崎さんがアソシエイトの頃、送ってもらった車の後部座席の足下に栄養ドリンクの空瓶が散乱していたことがありました。きっと、寝食を忘れて仕事をされていたのだと思います。未だコロナ禍も収束せず、難しい対応もあるかとは思いますが、お体には気をつけてください。落

ち着いたときには、井崎さんの慰労のため、また班のみんなが集まりましょう。

期待しています!

菅原謙太郎 (59期)

副会長ご当選おめでとうございます。

井崎先生とは、井崎先生がジュニア部の代表を務めたときから、懇意にさせていただいております。

井崎先生のお役に立てるようなことはほとんどしておらず、いつもお世話になってばかりです。

例えば、独立する時に、井崎先生に事務所探しの相談をしたところ、井崎先生の事務所が入居されているビルに空きがあることを教えてもらい、井崎先生の助言を受けて、入居交渉できたので、スムーズに契約することができました。

現在も、お互いに、同じビル内で、事務所をかまえていることから、依頼者等からのもらい物をおすそ分けし合うなど、懇意な関係は続いています。

井崎先生なら、副会長として、弁護士会ひいては会員に多大な貢献をしていただけると信じています。ご活躍を期待しています。

井崎先生を応援します!

杉山 洋史 (五月会・56期)

井崎先生、副会長ご当選おめでとうございます。

井崎先生とは、平成24年10月から1年間、企画調査室嘱託としてご一緒させていただきました。井崎先生は、人を押しのけて我を通すようなことはまったくなく、いつも人の意見をよくお聞きになって、そのうえで、ご自身の意見を述べておられました。内容が的確であったのはもちろんですが、いつも落ち着いた優しい口調

でお話をされて、穏やかでありながらも説得力があつて建設的な議論をなさっていました。

先生が副会長に就任されることは、心から嬉しく、また、とても頼もしく思います。

先生なら1年間存分に活躍されて、副会長の重責を果たしていただけると確信しています。頑張ってください。応援しています！

井崎先生、応援しています

隅田 唯 (66期)

井崎先生、副会長ご当選おめでとうございます。

私が井崎先生に初めてお世話になったのは、私が法科大学院の学生時に、1年間、課外指導のゼミを担当していただいたときです。

井崎先生は、毎週土曜日の朝9時から開かれるゼミに先立って、事前に提出された学生の答案を丁寧に添削して臨んでおられました。

私は、時に、ゼミの前日夜に答案を提出してしまうこともあったのですが、井崎先生は、翌日のゼミまでに添削をした上で臨んでおられました。当時は、井崎先生のお忙しさに想像が及ばなかった私でしたが、実務に就いた後に、井崎先生が他の仕事もある中で、いかに時間を割いて丁寧に指導をしてくださっていたのかを知ることとなりました。

学生に対しても丁寧かつ穏やかにご指導いただいた井崎先生なら、副会長になられた後も大いにご活躍されるものと、確信しております。

井崎さんに期待する

竹岡富美男 (31期)

井崎さんは、寡黙なイメージがありますが、企画調査室の室員として、2年間弁護士会執行部のお手伝いをして頂いたことがあり、そのバランス感覚、能力の高さは存じ上げているつもりです。

その意味では安心感があるのですが、この2年間は、コロナ禍で、ある意味、「非日常」の世界だったように思います。それが、平時に戻ったからと言って、いきなり令和元年の時代に戻るわけではありません。

昨年から稼働している新しい会運営のシステム（総合情報システム）もまだ十分検証されている訳ではありません。

使い勝手、会員のニーズに十分応じられているのかなどもこれから検証されることと思っています。

またこの2年間、会員の業務はどのような状態だったのでしょうか。ますます格差が広がったと感じている会員もおられることでしょう。僭越ですが2年間を振り返り、会員のために何が必要で、何が出来るかをお考えください。

最後に、「地位が人を育てる」というのは、本当です。大きくなられて、再会することを楽しみにしています。

簡単ですが激励の言葉とします。

熱意ある修習指導 井崎さん

辰田 昌弘 (41期)

井崎さんとは、司法修習委員会の選択型実務修習「民事交互尋問」で共に指導役を担当しました（法友から多数参加）。井崎さんはその責任者や担当副委員長として活動されました。これは、スケジュール管理、教材の改訂、裁判所との協議、動きが悪くなりがちな指導弁護士（私）への要請など、多大な時間と労力が必要になります。表には現れにくいこれらの仕事を的確にこなす井崎さんを身近で見、改めて有能さを感じると共に、将来の担い手である修習生のことを思う熱意が伝わってきました。

副会長としても、人を大事にする気持ちのまま活動に取り組まれることを期待します。多くの課題はあるでしょうが、思う存分ご活躍ください。

井崎先生を応援します！

田中 章弘 (64期)

井崎先生、この度は副会長へのご当選おめでとうございます。

井崎先生とは、私の元ボスとベンツの話がされていて初めて面識を持たせていただきました。それから10年程経つ計算になりますが、今でも井崎先生とお会いすると頭にベンツが浮かぶのは、おそらく安全性の高いベンツのイメージと実直で人に優しい井崎先生のお人柄が重なっているからではないかと思えます。

井崎先生が副会長になられるとお聞きし、「有難い!!」と思いました。決してご無理はなされないように、よろしく願いいたします。

期待しています。

田中 宏 (一水会・35期)

副会長ご当選おめでとうございます。

井崎さんとは、私が平成24年度、25年度の企画調査室長を務めた際に、嘱託弁護士としてご一緒しました。井崎さんは、バランス感覚に優れ、かつ何事も手を抜かずに責任をもって最後まできっちり仕上げしてくれるので、安心して担当を任せられました。懇親会やゴルフコンペの際には、率先して幹事を引き受けてくれます。また、極めて温厚で、怒ったところをみたことはありません。

弁護士会は、昨年度、本年度とコロナ禍の対応に苦慮していますが、次年度中には収束すると思います。本年度執行部で積み残した課題は種々ありますが、井崎さんであれば、安心して後を託せると思っています。

1年間健康には留意して頑張ってください。期待しています。

先生から学ばせていただいたこと

谷岡 茉耶 (64期)

以前、ある相談者からの受任に際し、調査しても、同期や先輩に聞いても、分からないことがありました。そうだと、法友若手会員サポート制度があった！と、井崎康孝先生に相談することにしました。

ただ、これまで何度かお話したことがあるとはいえ、いきなり電話をかけて構わないものだろうかと内心ドキドキしておりました。

ところが先生は、私の質問に快く、しかも分かり易くご回答くださり、それどころか、「谷岡さんが不安だったら、よかったら僕も共同で受けるよ。僕も勉強させてもらえたらと思うから。費用は要らないよ」とおっしゃったのです。それはもうビックリしまして、井崎先生の謙虚なお人柄に感動し、しみじみありがたく思いました。

ご活躍を心からお祈り申し上げます。

井崎康孝先生、応援しています！

塚崎 幸司 (61期)

井崎先生、副会長ご当選おめでとうございます。私は登録当初から、法友倶楽部ジュニア部でお会いしたのを最初に、以後、井崎先生から多くのご指導を頂いております。倒産事件や知的財産事件で判断に悩んだ際に、井崎先生にご相談したことも度々あり、毎回、豊富な実務経験に基づいた、理路整然としたご指導を即座に頂き、井崎先生のご実力を肌で感じさせて頂いています。

また、そのような際には、いつも落ち着いた様子ながら、かといって話かけづらさを感じさせず、期の離れた後輩にも冗談を交えながらご対応くださり、井崎先生の穏やかなお人柄やバランス感覚、懐の広さも感じさせて頂いています。

そのような井崎先生ですから、その能力と親しみやすいお人柄を存分に発揮して副会長としてご活躍をされることを確信しております。

井崎先生を心から応援しております！

井崎先生、がんばってください！

辻 淳子 (53期)

井崎先生、副会長当選おめでとうございます。

井崎先生とは、小松法律特許事務所でご一緒させていただき、独立された後は、大阪弁護士会の知財委員会の部会活動や特許庁の審議会の試験問題を作る部会でお世話になりました。

井崎先生は、いつも落ち着いておられて、にこやかかつ紳士的に激務をこなされます。何があっても動じることがないのは武芸を身につけておられるせいでしょうか。副会長という大変なお仕事にも、臆することなく、真正面から取り組まれることと思います。

井崎先生、応援しています。1年間、がんばってください。

懐の深い先輩

辻村 幸宏 (55期)

井崎先生は1期上で、ジュニア部でご一緒させていただき優しい兄貴分的な存在でした。平成25年度近藤執行部で庶務担当副幹事長をご一緒させていただき機会を得て、井崎先生が各種文書関係を整える庶務1、私がメール等の簡略な案内をするだけの庶務2という風に分担したのですが、井崎先生側の事務作業量が明らかに大きかったにも関わらず、全くその負担感を気づかせることなく颯爽とこなしておられました。また、忙しくてもイラッとしたり慌てたり焦ったりすることも全くなく、いつも穏やかな表情をたたえておられ、往年の貴ノ浪関を彷彿とさせる懐の深さに圧倒されたことを憶えてい

ます。その後の会務や会派内での様子を見ていても、常に真摯に取り組んでおられる姿に感服しております。コロナ禍止まない中での副会長業務は大変かと思いますが、体調管理にはくれぐれも御留意のうえ、千種楽まで怪我なく勇往邁進されますようお祈り申し上げます。

遠慮せず活躍してください！

土谷 喜輝 (46期)

井崎さんは、平成23年から2年間、大阪弁護士会の企画調査室嘱託として活躍されました。法友からの嘱託は私に次いで2人目でしたが、私が企画調査室にいた頃とは異なり、持続可能な組織として運営され、また、我々OBともよく交流してくれました。その縁もあり、私が平成27年度の副会長候補者になる際には推薦人になってくれ、会派活動をほとんど行っていなかった私とジュニア部の会員との架け橋にもなってくれました。

平成27年に大阪弁護士会が全国で初めてインターネット上での法律相談（e相談）を立ち上げたときも、規約類やシステムの検討、その後の相談内容の審査などでもとても貢献してくれました。

井崎さんは、積極的に前に出て行動するタイプではないと思いますが、会長や他の副会長に遠慮せず、自分の意見をどんどん言ってください。一番期が下の副会長だからこそ遠慮せずに執行部での議論を盛り上げて、1年間、楽しんで業務をしていただければと思います。

井崎先生、応援しています！

永井誠一郎 (66期)

井崎先生は、実直で調整力やバランス感覚に優れた、副会長として完璧な方だと思っています。ジュニア部としても「是非、井崎先生に副会長をしてほしい」との声が多数でした。井崎

先生なら、多様な会員の声をバランス良く会務に反映して下さると期待しています。MLでの定期的な情報発信は続けて欲しいと要望をお伝えしましたが、井崎先生のパーソナルな部分が見える発信内容であればなお嬉しいです。

井崎先生のご活躍を心より応援しています。

井崎さん頑張ってください。

中嶋 勝規 (54期)

井崎さん、令和4年度の副会長当選おめでとうございます。

同期の井崎さんが、バトンを引き継いで頂けることを非常に心強く思っております。

温厚でバランス感覚に優れ、会務にも精通されている井崎さんですから、実務の面は全く心配していません。ただ、現場に立たれるとこんなことも理事者の仕事なのかと戸惑われることも多いと思います。少しでも省力化・合理化が図られるよう、後に続く方のためにもご尽力頂ければと思います。

Withコロナの時代、懇親会も戻ってくると、これまた両立が大変ですが、健康にだけは気をつけて頑張ってください。

ご活躍を楽しみにしています。

中島 裕一 (66期)

井崎先生とは、会派のイベント等でよくお会いし、誠実なお人柄であると感じておりました。

昨年夏に開催された研修企画ではご自身の豊富な体験談をもとに、知財・倒産分野についてご講義いただきました。数々の難しい案件を処理してこられた井崎先生であれば、会内の意見調整や会務運営をこなして、存在感を示していただけると期待しています。

大変なご時世ですが、副会長として大いにご活躍されることを楽しみにしております。

頼りになる先輩です

中津慶太郎 (67期)

井崎先生には、私が法科大学院1年生の時に弁護士ゼミを担当していただきました。当時、非常に拙かった私の起案をとっても熱心に添削してくれました。優しい口調で基本から丁寧に教えて下さったのが印象に残っています。腹が決まった年に司法試験に合格したというエピソードは今でも覚えています。

司法修習中も就職先について相談させていただき、その後も井崎先生のご専門である破産事件で相談に乗っていただきました。その節は大変お世話になりました。

井崎先生であれば、持ち前の穏やかなキャラクターと親しみやすさで、弁護士会に新しい風を吹き込んで下さると確信しています。1年間、頑張ってください。応援しています！

応援しています

中原 明子 (66期)

井崎先生は、事務所の兄弁にあたるものの、私が入所したときには既に独立しておられたので、直接、事件をご一緒させていただいたことはありませんが、それでも、委員会や様々な会合でお会いする機会には、いつも優しくお声がけいただき、仕事や人間関係で悩む私を「大丈夫、大丈夫」と明るく、励ましていただきました。

コロナ禍の影響が残る状況での副会長の職務は困難だろうと思いますが、井崎先生であれば、困難な状況こそ明るく、その強さと優しさで突破していかれるだろうと感じております。

今後1年間、どうかお身体にはお気をつけてお過ごしください。応援しています。

実力を発揮して活躍してください。

中村 吉男 (44期)

井崎さんといえば「いつも落ち着いた声で話す安定感がある信頼できる人」という印象です。福田会長の下で、他の副会長と協調して会務を担われることを期待しています。

真面目な性格であることも間違いありませんので「副会長としての適性」に何の心配もありませんが、仕事を全て1人で抱え込んでは大変ですので、「要領よく周りの人を使う（言い方が悪ければ、協力して貰う）」というのも大切だと思います。井崎副会長から頼まれれば、皆さん、喜んで協力すると思います。私も何かあればいつでも協力します。1年間頑張ってくださいね。

井崎先生 お願いします！

西 信子 (35期)

井崎先生、副会長当選おめでとうございます。私の最初に印象に残った光景は、知財の勉強会を終え、みんなと食事している最中に、さっと電子辞書で調べてみんなに説明してくれたことです。好奇心が強く正確性を期する先生だなあと思いました。そして、法友倶楽部創立90周年の記念式典・祝賀会部会での事前準備等の手堅い事務処理能力の高さでした。福田執行部のキャッチフレーズは、「悩まんと頼りにしてや 弁護士を“ひとりやない”」とのことですが、先生の手堅く安定感のある仕事ぶり期待してまっせ!!

井崎先生を応援します!!

西本 雄大 (66期)

この度は、令和4年度副会長ご当選おめでとうございます。井崎先生とは、司法修習生に対

する民事交互尋問プログラムの記録作成PTで初めてご一緒させていただき、平成29年以来毎年同プログラムでお世話になっております。いつも、後輩の私たちにも優しく気を遣ってくださる一方、ここ数年は統括リーダーとしてプログラムを力強く引っ張っていかれ、諸先輩方からも厚く信頼されている姿に、ただただ尊敬するばかりです。大変な一年だと思いますが、井崎先生の魅力で弁護士会を引っ張ってってください。

ご活躍を、期待しています

後岡 良知 (33期)

副会長当選おめでとうございます。

井崎先生は、企画調査室の嘱託の経験もあり、弁護士会の会務をお任せするのに、願っても無い人材です。

また、井崎先生は、これまで、多くの弁護士会や法友倶楽部の仕事を、その緻密さと優れた事務能力で、見事にこなしてこられました。委員会活動では、総合法律相談センターでご一緒させていただきましたし、会派活動では、90周年記念事業の式典祝賀部会で、大川部会長のものと非常に綿密な計画をたていただき、さすが井崎先生と感じました。

先日、弁護士会の新年会で、井崎先生にお会いしましたが、すでに、理事者としての雰囲気は漂っていました。

1年間、大変だと思いますが、健康に気をつけて、頑張ってください。ご活躍を期待しています。

井崎さんを応援します

橋口 玲 (49期)

井崎康孝さんが、令和4年度の副会長になられます。心よりエールを送ります。活躍中の中嶋副会長と共に、法友54期で、皆からその登場

を望まれていた方だと思います。井崎さんの、法友倶楽部幹事会での、実直で、丁寧な進め方は、きっと弁護士会の執行部仲間にも頼りにされることと思います。また弁護士会の自治部門等をはじめ、会務活動への参加を十分頂いておりました。私自身も、人選において、とてもお世話になりました。ところで、コロナ過での会活動の在り方は、ここ数年、苦労の連続で、本当に頭が下がる思いです。今年度も、安寧を祈りつつも、厳しくも果敢なバランス感覚が試されるとと思います。どうぞその実力を発揮なさってください。

井崎さんのご活躍に期待しています

橋田 浩 (43期)

井崎さん、令和4年度副会長当選おめでとうございます。新型コロナウイルスの終息がまだまだ見通せない難しい時期ですが、高い志をもって副会長に立候補されたことに敬意を表します。難しい問題があると思いますが1年間の会務運営よろしくをお願いします。

井崎さんについては、事件、法友の常幹、委員会を通じ、頼りなさが残る新人のころから副会長当選に至るまでどんどんと成長されていく姿を拝見してきました。企画調査室嘱託として会務に関与された後、複数の委員会で副委員長を務められ、会務に精通されたことで、井崎さんは、副会長にふさわしい能力と資質を身につけられており、その点についてはまったく心配はないと確信しています。

4月になって実際の副会長職に就かれると様々な課題やこれまで経験したことのない問題に直面されることと思いますが、これまでに培ってこられたご自身の能力を信じて、大局的な視点に立って自然体で取り組んでいただければ、必ず大きな成果が得られるものと確信しています。

くれぐれも健康には留意され、1年間思う存

分活躍して下さい。期待しています。

流れを元に

林 裕之 (53期)

井崎先生、副会長ご当選、誠におめでとうございます。

由緒ある法友倶楽部は、多数の有能な人材を大阪弁護士会に送り込み、特に副会長については、期が若いながらも頭脳明晰、質実剛健、温良恭儉という方々を推薦してきました。ところが、令和に入って流れが変わり、令和元年度Hやし副会長、令和二年度MOり副会長、令和3年度NAか嶋副会長になるにつれ、徐々に大胆不敵、天真爛漫、唯我独尊といった色合いが濃くなってきました。私も大変気に病んでいたところ、まさに頭脳明晰、質実剛健、温良恭儉を地で行く井崎先生が名乗りを上げてくれました。これで、元の法友に戻れます！ ありがとう井崎先生、話を短くすることだけ注意して、頑張ってください！ T-TEAM P-ROLL!

本業、会務、私生活をバランス良く

播磨 政明 (29期)

小松陽一郎門下での初めての副会長就任、井崎さん、ご苦労様です。登録、独立、副会長就任と、ほぼ10年ずつの区切りで確実に歩んで来られましたね。小松法律特許事務所では、仕事一途で粘り強く多くの経験を積み、独立されてからは、一転して委員会、法友倶楽部での活動にも励まれ、本業、会務、会派全てに精通された上で、今回、本業と会務との両立を目指してご自分から手を挙げられ、その行動力に敬意を表します。

井崎さんの抱負の第一は、若手・中堅を中心とする会員の会務への参加意識を高め、将来にわたり、弁護士自治が堅持されるような基盤を

整備するという極めて難しい課題への取組です。私生活も大切にしたいとの思いも大事に、この1年間の経験をその後の会務に活かしたいという姿勢を忘れずに、次の10年を目指して（会派活動にも）邁進していただきたいと思えます。

井崎先生がんばって下さい！

伴城 宏 (50期)

井崎先生とは修習委員会の副委員長として一緒に仕事をさせていただきました。井崎先生は真面目な実務家で、とにかく、どんな仕事でも、嫌な顔どころか、微妙そうな顔すらせず、積極的に引き受けていただいたので、とても助かりました。人柄も温厚で、修習生の面倒見もよく、チームで仕事をするには最適な先生です。執行部では、潤滑油としての役割を思う存分、発揮して下さるものと期待しています。

井崎先生をお支えします。

菱田 優 (71期)

井崎先生と一緒に仕事をさせていただき、早1年が経過しました。

井崎先生は、(おそらく他の先生方からも指摘があるとおり) 仏のような優しいお人柄で、関係者間の意見の調整を得意とし、思い切った采配がズバリ功を奏し、時より執務室から流れている洋楽のごとくりズミカルに事件を処理される方です。副会長になられても、こうした能力を存分に発揮されることと思います。また、体力面においても、ご自宅ではエレベータの使用を控えて階段を上られるなど、抜かりがありません。

これからますます多忙な1年を過ごされるかと思いますが、お体に気を付け頑張ってください。井崎先生が副会長の職務に励めるよう、私も微力ながら、事務員と協力し、お支えします。

井崎先生のご活躍を 応援しています！

一津屋香織 (62期)

井崎先生、大阪弁護士会副会長のご就任おめでとうございます。

井崎先生とは、2021年度常幹にてご一緒させていただきました。個性豊かな常幹メンバーの中で、井崎先生は、「仏の井崎」「法友の良心」と称されるほど、穏やかで後輩想いの優しい先生です。ただその一方で、私は、井崎先生の穏やかな笑顔の裏にメラメラとほとぼしる強い情熱や信念を見逃しませんでした。井崎先生なら、副会長として立派にその役割を務めあげていただけるであろうことは言うまでもありません。井崎先生と常幹にて一緒に活動させていただいたことを本当に心から感謝しています。

副会長としての1年間、お体に気をつけて頑張ってください。ご活躍を心より期待しています。

井崎先生 がんばってください

平井 信夫 (48期)

もう副会長として会員のために、ご尽力をいただけるポジションになられたのですね。井崎先生には、法友倶楽部のジュニア時代から、いろいろとお世話になっていましたが、雑用でもコツコツと誠実にこなしていただいて感謝していました。

井崎先生なら、大阪弁護士会を適切な方向に導いていただけるものと確信しています。1年間大変ですが井崎先生、よろしくお祈りします。

井崎先生、大いに期待しています！

福原 哲晃 (29期)

井崎先生とは、世代も違い、深くお付き合いする機会がありませんでしたが、私が大阪弁護士会の会長を務めた当時、先生には、企画調査室の一員として正副会長会に出席していただき、懸案事項についての調査やアドバイスを的確にいただいたことが、今懐かしく思い出されます。

どちらかと言えば控えめなタイプですが、誠実かつ優秀で、さすが小松陽一郎先生の門下生ですね。法友倶楽部での選考において、自然発生的に「次の副会長は井崎さん」という声が挙がり、全会一致で推薦されました。

今、裁判も含め、社会・経済の仕組みが一気にデジタル化へと突き進みつつあります。福田健次会長を支えて、この大変動期における弁護士会の舵取りをしっかりとお願いします。大いに期待しています。

安心感と安定感の井崎先生！

藤田 増夫 (一水会・55期)

井崎康孝先生、令和4年度大阪弁護士会副会長ご当選、誠におめでとうございます。

井崎先生には、企画調査室嘱託（田中宏室長時代）の先輩として、大変お世話になりました。企画調査室嘱託は、正副会長会に出席したり、弁護士会における喫緊の課題を検討したりするのですが、当時、「会員不祥事の早期把握の方策」等を検討しておりました。高度な守秘義務を負う内容が多く、緊張することも多いのですが、井崎先生は、いつも笑顔でまわりを安心させながら、淡々と確実に職務をこなされていました。本当に頼りがいのある先輩でした。今でも感謝しております。

その後も弁護士会の会務で一緒することが多く、土谷喜輝先生の陣頭指揮のもと実現した

インターネット法律相談（「e相談」）のPTでも一緒に活動させていただきましたが、上記嘱託時と同様、井崎先生の安心感と安定感に包まれ、とても楽しく活動させていただきました。

このような井崎先生ですので、コロナ禍であっても、必ずや弁護士・弁護士会を明るくしていただけるものと確信しております。

一年間、お体には十分に気を付けていただき、思う存分ご活躍いただきたいと存じます。そして、コロナ禍が収束しましたら、是非とも懇親会を開催させてください。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

ジェントル兄弁！
井崎副会長を応援しています。

藤野 睦子 (61期)

井崎先生、副会長ご当選おめでとうございます。

私が小松法律特許事務所に入所した際、8期上の先輩として、井崎先生がいらっしゃいました。その頃、全国に多数の営業所がある会社の破産手続が開始し、その管財人代理業務を統括する主任を井崎先生が務めていらっしゃいました。売掛金回収、多数の債権者の方への対応等々、相当な激務であったはずですが、井崎先生は、いつも穏やか、紳士的に、す〜と業務を処理なさっていました。独立なさってからもお人柄はお変わりなく、ジェントルマンの井崎先生、きっと、副会長のお仕事も素敵に取り組まれることと存じます。弟弁・妹弁も、応援しております。

「ニコニコと穏やかに」
務めを果たす人

本元 宏和 (54期)

井崎さんの印象は、「ニコニコと穏やかに」務めを果たす人です。

登録して2年目だったか3年目だったか、万博公園で行われた運動会で、若手が着ぐるみを着て子どもたちの遊び相手をするところがありましたが、無邪気に体当たりをしてくる元気な子供たちにも「ニコニコと穏やかに」相手をしていました。

また、9年目だったと思いますが、ジュニア部の代表を決める際も、「ニコニコと穏やかに」結果を受け入れて引き受けてくれました。

昨年度まで司法修習委員会の副委員長も（おそらく）「ニコニコと穏やかに」担当されていたのだと思いますし、こうした経験も活かして、副会長という大役も「ニコニコと穏やかに」果たされると確信しています。

井崎先生、期待しています!!

増田 力 (63期)

井崎先生、副会長当選おめでとうございます!

井崎先生には、入会直後の会派旅行で一緒にさせていただきましたが、上品な雰囲気と温かな人柄に安心してお話させていただくことができたことを覚えています。

あれから10年、今も変わらず温かな人柄と親しみやすさで、多くの顧客からの信頼を得ている井崎先生なら、国民から慕われる弁護士会を作り上げてくれるものと期待しています!!

我らの井崎副会長!

松木 俊明 (64期)

井崎先生、2022年度副会長ご当選おめでとうございます。

井崎先生と初めてお会いしたのは、今から10年前、法友倶楽部のジュニア部の例会でした。右も左も分からない私達に対して、本当に優しく接していただいたのをよく覚えております。また、ジュニア部卒業後も私達若手のことを常

に気にかけてくださり、相談にも乗っていただきました。相談をした際にも、本当に親身になって話を聞いてくださった上で、的確なアドバイスをいただきました。

大阪弁護士会の副会長職につかれても、その温かなお人柄と親身になって若手会員の意見を聞いていただき、各会員が進むべき方向に導いてくださることと信じています。一年間、御身体を大切にしながら走りぬいてください!

井崎さん 頑張ってください

満村 和宏 (41期)

幹事長の仕事で重要なのは、弁護士会の役員候補を選ぶことです。井崎さんは、私が幹事長の時に、お願いして企画調査室に入ってもらいました。それまで会務らしい会務をされていなかったのですが、快諾してくれただけではなく、「弁護士会のことを勉強する良い機会です」と言ってくれました。これがきっかけで、いろいろな委員会を経験され、今回の副会長当選につながったのであれば、私の幹事長の仕事の成果だと胸を張れます。

実直な人柄なので、担当委員会の信頼を得て、存分に実力を発揮されることを期待しています。副会長がしっかりしていると、会務は引き締まると思います。福田会長を支えて、一年間頑張ってください。

一歩でも二歩でも前に進めてください

宮崎 誠司 (47期)

コロナ禍前に催された大阪弁護士会大運動会の会派別のテントの最前列で、井崎さんにこの度の役職に就かれる可能性についてふわっとお尋ねしたことがあります。井崎さんが適格候補者である踏まえがあつての問いかけでした。その時は、下のお子さんが生まれて間もないの

で、当面は難しい云々のご説明であったように記憶しています。家庭のことも包摂して考えられる極めてまっとうな感覚だな、と受け止めさせていただきました。

要望としては、法律相談事業の拡充に知恵を出して欲しいです。弁護士会館は来館する場所としてのロケーションは良くないです。風雨の日に、どの最寄り駅からであってもあそこまで歩きたくないです。

井崎先生、頑張ってください！

宮部 千晶 (61期)

この度は大阪弁護士会副会長にご就任おめでとうございます。

井崎先生は、私がジュニア部の会計担当をしていた際に、ジュニア部の代表幹事をなさっていて、その際は大変お世話になりました。皆さまご存じかと思いますが、先生はとても優しく、穏やかなお人柄で、菩薩のような方です。菩薩といえば、地藏菩薩が思い浮かびますが、地藏菩薩は、全ての者の苦しみを救う、時には地獄までも助けに来てくれると言われていました。井崎先生もそのお人柄で会長を支え、会務に邁進されることと思います。

どうぞお身体にお気をつけて、頑張ってください！

応援しています

村岡 悠子 (63期)



約6年前、長男の保育園入園式で、赤ちゃんモデルのようなハンサムBOYを抱っこした井

崎先生にばったりお会いしました。会派活動はご無沙汰していた私ですが、運動会や参観などで井崎先生とお会いする機会はむしろ増え、園のイベントで先生と一緒に三角巾をつけてキャラ弁作りに四苦八苦したのは良い思い出です。私の井崎先生像は完全に「子煩悩で優しいお父さん」ですが、常に穏やかで誰にでも分け隔てなく丁寧に対応される先生の姿勢をいつも尊敬していました。執行部でも先生のお人柄はなくてはならないものだと思います。どうかお体に気を付けてくださいね。

人柄よし、他もよし

村田 秀人 (49期)

この度は副会長ご就任おめでとうございます。

私にとっての印象は「お人柄よし、バランス感覚よし、お話の仕方も上手い」です。そして、失礼ながら、ご容姿もさわやか、ですね。

かなり前になりますが、仕事ぶりを拝見させて頂いたことがあります。依頼者、相談者へソフトな対応をされるイメージがとても強いです。依頼者、相談者にとっても信頼されていたと記憶しています。

比較的最近になりますが、弁護士会で実施した「電話相談110番」(すみません、正確な名称は失念いたしました)で、席を並べて電話対応をさせていただきました。以前と変わらぬ印象でした。回答される内容も、バランス感覚に富んだ、とてもわかりやすい回答をされていました。

今までのご活躍をふまえて、理事者として4月から、さらに活躍されます。前理事者からの引継ぎや、すでに予定が決まっている業務などでご多忙かとは思いますが、ご自身がお考えになっている、「やりたいこと」にも取り組んでいただけたら幸いです。

協力が必要なことが、もしあれば、喜んで協力させていただきます。

古い話になりますが、司法修習生になったお

りに、司法研修所の教官に「健康に気をつけてください」と言われました。また「自分が何をするのか、人に何をしてもらうのか、見極めなさい」とも言われました（すみません、正確なフレーズは失念いたしました）。

当時は、正直、心に響きませんでした。でも、今は、重要さを実感いたします。

昨今の情勢をふまえてもそうですが、大事ななすときはもちろん、日々、健康維持は大切なことだと思います。

また、理事者として、職員の方の協力をお求めになり、そして適宜指示をされるのが、求められることになるでしょう。ご自身が何をするのか、はもちろんです、人に何をしてもらうのか、もますます大事になってくると思います。

百もご承知のことと思いますが、失礼ながらこの機会にご紹介いたしました。

くれぐれも健康にご留意され、より一層のご活躍をお祈りしております。

緻密で実直な井崎さんに エールを！

森 直也 (53期)

井崎君は、受験時代に少しだけ指導をしたご縁がありましたが、その頃から、緻密な思考力を有する「切れ者」であると同時に、「癒やし系」の実直な人柄を併せ持つ好漢でした。

弁護士になってからは、小松先生の薫陶を受け、倒産や知財分野でも経験を積み、研鑽を深められました。何より、常に冷静で物事に動じない態度は、もはやベテランの雰囲気です。

そんな井崎君へ、僕から中嶋君に渡った法友倶楽部のタスキが繋がることになりました。しかも、同じ年に法友幹事長として井崎君を支えることとなり、感慨もひとしおです。

副会長の一年は長いようであつという間です。コロナ禍の状況下では尚更でしょう。多忙を極めるとは思いますが、会長や他の副会長と

の協働作業は、学ぶことも多く、必ずや井崎君の今後の弁護士人生の糧となるでしょう。そして、可能であれば、この一年で一つだけでも「これは僕がやった」というものを残してもらえればと思います。井崎君なら、それが出来る！と信じています。どうか頑張ってください。僕と令和4年度常幹が、精一杯バックアップしますから。

ご当選おめでとうございます。

藪根 壮一 (64期)

井崎先生、この度は副会長へのご当選おめでとうございます。

私は、井崎先生から見てちょうど10期下の立場であり、会派などで一緒に活動させて頂く機会はそれほど多くはありませんでした。

しかし、井崎先生は、そんな私に対しても親しく接して下さり、お忙しい中にもかかわらず、事件処理に関する相談にも懇切に応じて下さりました。

井崎先生は、とても温厚なお人柄で人格識見ともに秀でたお方です。必ず、副会長としてご活躍頂けると確信しております。私は数ならぬ身ではございますが、いずれご恩をお返しできるよう努めてまいりますので今後ともよろしくお願いいたします。

頼りになる兄弁でした

山崎 道雄 (60期)

井崎先生は、小松法律特許事務所時代の兄弁です。一緒にお仕事をさせていただいた時の印象はスピーディーに処理をなさるというもので、法律相談や管財事件での課題は、基本的にその日のうちに処理されていました。また、相談者や仕事仲間の顔を立てることも重視されており、既存のアイデアを最大限に活かしながら、ご自身の意見を的確に反映させることを得

意になさっていたと思います。さらに、忙しい環境でも、昼休みにはランチに、休日にはゴルフに連れて行ってくださる等、非常に後輩の面倒見のいい先輩でした。副会長としての資質に申し分ないだけでなく、若手にも視線を向けた会運営をしてくださると思います。応援しています。

を左右するので難しい課題ばかりですが、井崎先生は常に中庸で穏やかな意見を言って下さり安心して委員会を進めることができました。副会長は難しい課題も多いと思いますが、私は井崎先生をいつも応援しています。思いきり活躍してください。

絵に描いたようなジェントルマン

山田 敬子 (56期)

井崎先生、副会長ご就任おめでとうございます。井崎先生は、第一印象からして、品行方正な紳士というご様子で、実際にも行事などと一緒にしても、第一印象が全く崩れない、本当に穏やかな方です。以前、法友のテニス企画で、移動時に車に乗せて頂いたことがあります、その時も本当に優しく、運転もお上手で、日々本業でDV男を相手にしている私にとっては、「日本にはこんな紳士もまだいる!!」と勝手にほっとしたことをよく覚えています。副会長の業務は、本当に多忙で、大変だとは思いますが、お体には十分気を付けて頂きつつ、そのお人柄と頭脳明晰さを最大限発揮されて、ご活躍されることを祈念しております。

井崎先生いつも応援しています

米倉 正実 (法曹同志会・52期)

井崎先生とは、平成23年～平成24年、弁護士会の企画調査室嘱託で一緒しました。毎週月曜午前中の正副会長会に出席し、副会長会と常議員会は交代で出、弁護士会の課題を、当時リアルタイムで共有していました。本年度、井崎先生が、正副会長会、副会長会、常議員会をリードして行かれる姿を楽しく想像しています。井崎先生には昨年度、公益活動推進委員会と財務委員会でも大いに助けて頂きました。両方も弁護士会にとって不可欠で会員の権利義務

われわれが当面する重要課題

— 将来の司法、日本社会のために弁護士会が今行うべきこと —

はじめに

法友倶楽部は、大阪弁護士会における政策団体として、継続的に「政策」を公表し、弁護士・弁護士会がその時々直面している重要な課題について、問題提起を行い、とるべき施策の提言を行ってきました。時に「時期尚早」との誹りがあり得るとしても、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現のために、今対応すべき問題についていち早く呈示し、今後の幅広い議論を促してきました。

2022年（令和4年）度の「政策」においても、その姿勢は変わりません。弁護士自治、人権擁護、男女共同参画、刑事弁護、子どもや若年者の人権、業務拡大の各分野について、法友倶楽部に属する比較的若い会員が中心となり、それぞれが取り組んでいる分野の最先端の議論を交えつつ、個々の弁護士並びに弁護士会が進むべき道筋を端的に示しています。特に今回は、入管問題、刑事司法IT化、高年齢児の自立支援など、喫緊に対応すべき新しい論点についても、積極的かつ具体的な提言を行っています。

是非お読み頂き、皆様の議論の一助として頂ければ幸いです。

2021(令和3)年度 政策部会

部会長	森 直 也				
政策部会	魚 住 泰 宏	太 田 健 義	大 橋 さゆり		
	井 崎 康 孝	中 嶋 勝 規	川 本 真 聖		
	浜 田 真 樹	梁 沙 織	門 林 俊 夫		
	中 島 裕 一	玉 野 まりこ	中 井 雅 人		



目次

第1 弁護士自治	35	第5 次世代を担う子どもや若年者の人権課題	46
1 弁護士自治の重要性		1 子どもの権利基本法創設への取組	
2 不祥事対策		2 少年法適用年齢引下げへの対応	
3 近時の非弁提携問題		3 自立支援への取組	
4 情報セキュリティの問題		第6 業務拡大	48
第2 人権擁護	38	1 分野別登録弁護士制度の拡充	
1 入管問題		2 法律相談事業の拡充	
2 コロナを契機として顕在化した貧困問題に対する取組		3 他機関連携による弁護士会へのアクセスの充実	
3 表現の自由とネット被害・ヘイトスピーチ		4 行政連携	
第3 男女共同参画への取組	41	5 ベンチャー企業と弁護士とのマッチングシステムの構築	
1 ジェンダー平等社会への取組		6 企業内弁護士のための取組	
2 理事者選任にかかるクォータ制の導入			
第4 刑事弁護	43		
1 取調べ立会い援助事業の実現と今後の取組			
2 刑事司法IT化への対応			
3 死刑制度の廃止に向けて			

第1 弁護士自治

1 弁護士自治の重要性

基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという弁護士の社会的使命を達成するためには職務の独立性は不可欠であり、弁護士には諸外国でも例をみない完全な自治権が認められている。職務の独立性を担保するために弁護士自治が採用された反面、個々の弁護士に非難に値する行為があった場合にこれを是正する制度として、最も適正妥当と考えられたのが弁護士会による監督という方策であり、その実効性を保つために強制加入が要請された。弁護士自治と強制加入制度は表裏一体のものであり、弁護士の職能に応じた適正な規制である。

このような弁護士自治は所与のものではなく、1949年（昭和24年）に議員立法の形式で成立した現行弁護士法で勝ち取られたもので

あり、弁護士自身の不断の努力によって堅持していく必要がある。

そのためには、会員個々が弁護士自治を堅持する意識を持つことが重要であり、個々の弁護士、そしてその集合体である弁護士会の諸活動に対する社会からの信頼が弁護士自治を支えるものであることを改めて自覚し、社会からの信頼を維持できるよう努める必要がある。

2 不祥事対策

(1) メンタルダウン対策

会員の不祥事の端緒は、故意の横領事案等を別とすると、事件の滞留・放置が主要な原因である。事件の滞留・放置は、会員のメンタルダウンが原因であることが多いが、そのきっかけは難しい依頼者や相手方への対応に疲弊した結果であるものもみられる。

当会の会員サポートは、会員の職務又は業



法友倶楽部「政策」

務について生じた各種の問題について対応が可能であるが、難しい依頼者や相手方への対応に苦慮した場合には積極的な利用が望ましい。また、本来は業務妨害として対応すべき事案にもかかわらず、依頼者あるいは相手方だからという理由で対応を続けた末にメンタルダウンに至るような事案も存在し、早期に会員サポートの利用あるいは業務妨害支援を受ける等の適切な対応が必要である。

(2) 業務引受弁護士制度

2019年（令和元年）7月1日、業務引受弁護士紹介制度がスタートした。会員が死亡、行方不明又は心身の故障により受任事件の処理ができなくなった場合に、事件の滞留・放置を生じさせず、弁護士会の信頼を維持するために設けられた制度である。

会員の心身の故障を防ぐべく各種の対策は講じられるべきではあるが、依頼者が事件の滞留・放置によって被害を受けることがないよう業務引受弁護士制度の利用が必要な案件には速やかに適用される必要がある。

なお、本制度が従来想定していない規模の案件が生じた場合にも適切に業務引受弁護士を割り当てられるよう体制整備は行っておくべきである。

(3) 不祥事対策

2019年（平成31年）2月13日に弁護士不祥事等総合対策プロジェクトチームが取りまとめた弁護士預り金管理制度を導入しない場合の代替策に関する三点の提言、すなわち、①保険会社が弁護士に預り金を送金する際に依頼者にも通知するよう求める対応、②当会が会員の預り金口座の照会の必要性を認めた場合に直接金融機関に対して預り金口座の照会を可能とする対応、③電子納付制度の拡充、については会員が極力依頼者から金員を預からないという方針を志向するものである。

このうち③については、裁判のIT化が進行している現在、将来的な訴状のe提出等を見据え、電子納付が可能な保管金の種目をこの機会に拡充し、全ての手続がオンラインで完結する方向を目指して、日弁連を通じた継続的な協議が必要である。

また、①については、提言されているような運用が可能かを保険会社側に照会している状況であるが、各社の業務システムが多様であることから、画一的な対応は困難な可能性もある。この点、当会ではすでに依頼者向けの預り金保管に関する説明書が存在するが、十分活用されているとはいいがたい。少なくとも相談センター経由の受任事案やLAC事案等の当会が関与する事件の受任手続においては、上記説明書に沿った預り金についての説明を行っている旨の依頼者の確認書の提出を事件受任承認の要件とする、あるいは定型の委任契約書に確認事項を盛り込むことによって、預り金規程の周知と遵守を徹底することは可能であると思われる。

最後に②については、金融機関への調査の結果、当会の会則は内部自治の問題であり、これを根拠に預り金口座の照会に応じることは困難である旨の回答を得ている状況とこのことである。たとえば預り金規程に基づき会が預り金口座の履歴の照会をした場合には速やかに応じる旨の同意書の提出を会員に求め、これに応じたことを表示することや統一名簿の登載要件とすること等も次善の策としては検討に値する。

適切な監督権の行使のためには、様々な対策が試みられるべきであり、それでも効果が得られないのであれば、弁護士自治の堅持のため、当会が会員の預り金口座を管理する制度の導入を再度検討せざるを得ない。



3 近時の非弁提携問題

(1) 広告業者が関与する非弁提携事例

東京ミネルヴァ法律事務所の破産事件は多数の依頼者が被害を被った点で社会的注目を集めており、破産管財人や元依頼者が同事務所を支配していた広告業者に対しても訴訟提起したことが報道されている。

また、当会の会員が、法律事務を広告会社の派遣する従業員等に担当させ、自己の名義を利用させた弁護士法違反の罪で、有罪判決を受けた事象も発生している。

このような例にみられる広告業者への過度の依存は、弁護士数増大による競争激化がもたらした病理現象ともいえるが、経験の浅い弁護士が巻き込まれることがないように注意喚起は必要である。

(2) 周旋規制と広告の限界

弁護士の広告自体は自由化されており、インターネットを利用した業務広告に関しても、当会の「大阪弁護士会インターネット法律相談事業関与規則」及び「大阪弁護士会インターネット法律相談ガイドライン」において、弁護士法72条で規制される「周旋」と許容される業務広告の範囲が規定されているが、同ガイドライン自体が指摘しているように、事例の集積に合わせての適時の改訂が必要である。

仄聞するに、「東京ミネルヴァ」事件等の広告業者に依存している事例においては、法律事務の売上の大半を広告業者に広告費用として支払わざるを得ない事態が生じているが、これは弁護士業務の集客手段としての広告として適正とはいえないばかりか、法律事務所の運営費用の大半を広告業者に支払わざるを得ないことにより、実質的に広告業者が弁護士を支配しうる状況となっている。

弁護士法72条の立法趣旨は、弁護士のよう

な厳格な資格要件がなく、何らの規律にも服しない者が、自らの利益のために他人の法律事件に介入することを放置した場合には、当事者その他の関係人等の利益を損ね、法律生活の公正かつ円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することにある（最大判S.46.7.14判決参照）。

しかるに、無資格者である広告業者が、実態として弁護士を支配するような状況が生じれば、自らの利益を優先して、依頼者や関係人等の利益を損ね、ひいては法律秩序を害する恐れがあることも自明であり、これは弁護士法72条が弁護士に法律事務を独占させ、上記の弊害を防止しようとした趣旨にも反する。

上記のように、法律事務の報酬の大半が広告費用となるような事態は、「実費及び客観的かつ定額的に定められる広告料」とは到底いえず、「周旋」の対価であり、また、弁護士報酬の分配が行われていると考えざるを得ないものである。

インターネット技術の発達、広告の自由化により、世界中からの集客が可能となる時代が到来しているが、広告業者との関係の持ち方については、改めて現状の事例の分析を行い、業務規律を見直す時期が来ていると考えられるが、少なくとも現に発生している事象は、現行の規律においても、違法との評価を免れないものである。

4 情報セキュリティの問題

民事裁判手続のIT化に続いて刑事裁判手続も急ピッチでIT化に向けて進んでおり、このような流れの中で情報セキュリティへの取組を行うことは急務である。現在日弁連が構想している情報セキュリティ規程を創設する必要性は肯定できる。

また、個々の弁護士の独立性、業務の種類



法友倶楽部「政策」

は事務所の規模に応じて自立性に任せることも必要であり、現在日弁連が検討している規程のように「基本的な取扱い方法」の策定を求めるとどめることとした点も首肯できる。

しかしながら、過度に弁護士の実情に配慮した規律にした場合、弁護士が扱う情報自体が依頼者のプライバシー等に関わるものも含む情報であるにも関わらず、世間一般の水準に到達しないセキュリティ規程の遵守で足りるとすれば、弁護士自治の根幹である市民の信頼を損ねかねない。ITリテラシーの問題や業務の種類・事務所規模等の実情を踏まえつつ、市民の信頼を維持する制度設計が必要である。

第2 人権擁護

1 入管問題

2020年（令和2年）5月18日、国会に上程されていた出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）改正案の廃案が決まった。現行入管法においても長期収容により心身をむしばまれた被収容外国人が適切な医療を受けることなく死亡する事件が続く中で、上程されていた改正案は、①新規罰則の創設（退去強制拒否罪、仮放免逃亡罪、就労罪等）、②難民認定申請者の送還停止効の一部撤廃、③管理措置制度の新設等、むしろ入管当局の権限を拡大させる「改悪案」といえるものであった。

現時点で、入管法改正案の再度国会提出は控えられているようだが、いずれ再提出されることは確実といえる。

日本に滞在する在留資格のない外国人や難民申請者において顕著であるが、そもそも外国人の在留資格には権利性がなく、付与・更新・不更新は日本政府の広い裁量の下にあ

り、まさに従来からいわれる「煮て食おうが焼いて食おうが自由」の状況が継続している（今般、ロシアの軍事侵攻を受けたウクライナからの避難民に対して、日本政府は受入れを表明したが、これはあくまで特例的措置である）。

当会は、入管収容施設の所在する地域にあって、とりわけ入管問題に敏感であらねばならない。そこで、以下のような独自の運動を担っていくことが必要である。

(1) 外国人の人権の擁護と社会的正義の実現のため、入管法改悪問題に対して、そもそも現行入管法が内包する問題点を明示し、「あるべき入管法」に向けた積極的な会長声明・意見書を提出するべきである。

(2) 東京弁護士会や関東弁護士会連合会においては、外国人の権利に関する委員会が設置され、積極的に活動している。現在、当会には外国人に関する法的サービス検討推進プロジェクトチームが2023年（令和5年）3月までの期限付きで設置されているが、これをより拡充し、労働、家事、子ども、在留資格、刑事、通訳人養成、紛争解決制度等、外国人に関わる法的サービスを網羅する委員会ないし関連委員会の連携による対策本部を創設するべきである。

(3) 在留資格のない外国人には民事法律扶助制度が利用できず、日弁連法テラス委託援助の外国人援助または難民援助によるしかない。

しかし、外国語によるコミュニケーションの壁及び文化の壁がある中で受任弁護士が取り組むのに、現状の援助金額（難民認定手続で11万円、審査請求で11万円、訴訟手続で22万円、成果に対する報酬なし。外国人事件で訴訟以外手続5.5万円から11万円、訴訟手続で16.5万円。費用は各手続20万円が上限）、及び、これに複数弁護士選任のハードルが高



いという問題が加わる。受任弁護士は支援団体に頼りながらプロボノ活動を行っているのが実状である。

入管収容施設の所在する地域にある当会として、他単位会にない独自の予算措置がなされるべきである。例えば、「大阪独自援助」という形で、委託援助の上乗せ（複数選任、成果に対する報酬支給等）があってもよい。

(4) 大阪府内市町村における、外国にルーツを持つ子どもや親へのサポート、外国人への行政窓口対応の改善、よりそい支援の充実等を求める取組も行うべきである。

(5) 現在、入管施設から仮放免を受けた外国人は、就労が認められない。特に難民申請者は日本国内に頼れる親族がおらず、(公財)アジア福祉教育財団難民支援事業本部(RHQ)が外務省から受託して行う生活援助を受けるなどして、篤志者の提供した住居で暮らしている。入管当局から在留資格を問われる立場にある外国人には、入管に通報されず安心して居住できるシェルターが必要である。当会から、その必要性を公に発信していくべきである。

2 コロナを契機として顕在化した貧困問題に対する取組

(1) 新型コロナウイルスの蔓延による影響は、飲食業・観光業・インバウンド向け事業について顕著であった。休業を余儀なくされた業者に対しては各種給付金・助成金が支給されている。

しかし、コロナ対応の各種施策があっても、長引く感染状況の中、就労先に窮して生活に破たんを来す者(生活困窮者)が増加していることが容易に推測できる。

(2) これに対して、弁護士は、1つは、各種救済施策を十分に利用できるように、生活困

窮者を「生活困窮者自立支援法」に基づき各市区町村に設置されている「生活困窮者自立支援窓口」へつなぐアドバイスをする必要がある。「生活困窮者自立支援窓口」では、困窮の内容に応じて、生活保護へつないだり、弁護士その他の適切な支援先へつないだりする役割を果たしている。

従前から、当会貧困・生活再建問題対策本部では、生活困窮者自立支援窓口に連携して適切に法的アドバイスを提供するため、各市町村との委任契約を締結してきた。そうしたところ、今般のコロナ禍の下で、生活困窮者自立支援窓口が住居確保給付金支給申請の窓口指定されたことから、業務量が激増し、生活困窮者へのサポート業務が不十分となる、あるいは職員の勤務状況が過酷なものとなるという問題を生じたことが判明した。そこで、窓口職員向けにアンケート調査を行い、その過酷な就労状況の統計と現場の声を集約して、2020年(令和2年)9月10日付けで大阪府内各地方公共団体並びに内閣総理大臣及び厚生労働大臣宛に「生活困窮者自立相談支援窓口の職員体制の改善と住居確保給付金の抜本的な要件緩和等を求める要望書」を发出した。

当会としては、現在大阪府内43市町村のうち16市と委任契約を締結するに至ったが、引き続き大阪府内各市町村との委任契約締結を進め、適切に法的アドバイスを提供する体制を拡大し、窓口職員との関係を密にしていくことが必要である。

(3) もう1つ進めるべきことは、生活保護受給者であれば法テラスによる民事法律援助制度が負担なく利用できる(事件終了時に償還免除決定を受けられる)ところ、生活保護利用には至らないが無資力の度合いが高い「準生活保護受給者(準生保)」を適切に償還免除



へサポートすることである。

そのためには、受任する弁護士が「準生保として償還免除を受ける申請をすることができる」ことを認識して、申請を援助しなければならない。必要書類が多岐にわたり、必ずしも本人で用意しきれるとは限らないのが実情であるからである。

そのために、弁護士会として会員に啓発周知をし、償還免除の利用を促進していくことが必要である。

(4) その他、法的アドバイス及びサポートの必要な生活困窮者につながっていくために、外国人、障害者、アルコール・薬物・ギャンブル等依存者、ひとり親、刑事施設出所者等の各種支援団体との連携を進めることも重要である。

3 表現の自由とネット被害・ヘイトスピーチ

(1) 表現の自由とヘイトスピーチ規制

表現の自由は、自己実現と自己統治の観点から、他の人権よりも優越的な地位にあると理解されている。しかし、表現の自由が優越的地位にあるとしても、他の人権と衝突する場合には必ずと内在的な制約を受けざるを得ない。とりわけヘイトスピーチは、それを見聞きした対象者に強烈な苦痛を与えて回復しがたい甚大な被害を与える等、対象者の尊厳を踏みにじり、人格権を著しく侵害するのみならず、ヘイトクライムやジェノサイドといった物理的暴力を誘引するおそれすらある。したがって、自己実現及び自己統治とは無関

係なヘイトスピーチを法律で禁止することは、憲法上も許容されていると言える。

(2) ネット被害とヘイトスピーチ規制の現状
ヘイトスピーチ解消法施行後は、道路使用許可を得た上でのデモ等は減少したと言われているが、ネット上のヘイトスピーチが減少したとのデータはない。SNS等のネット上の書込みは、自らアクセスしなければ見ることができない反面、誰でも容易に書き込んだり拡散することができるため、特定人物のSNSアカウントに対してヘイトスピーチを行うことも可能であり、裁判上でも問題になっている。

ヘイトスピーチ解消法は理念法であり、何らかの法的拘束力を持つものではないから、ネット被害への対処はできない。また、ヘイトスピーチが行われないよう公共施設の利用制限を行う条例が複数の自治体で成立しているが、これもやはりネット被害には対処できない。

複数の自治体がネットモニタリング事業を行い、ヘイトスピーチと認定した場合にはプロバイダに削除要請を行ったり、法務省人権擁護局がネット被害の人権救済も行ったりしているが、いずれも奏功しているとは言い難いように思われる。大阪市の条例も氏名公表にとどまり、ネットの書込み自体を削除するものではない。また、前回政策で紹介した「ヘイト被害救済弁護団」も一定の成果を上げているものの、その活動には限界がある¹。

以上のとおり、現状のネット被害対策は個

1 同弁護団の取組では、インターネット上で匿名によるヘイトスピーチを行った者を発信者情報開示請求によって特定し、損害賠償請求を行う取組を3件遂行中であり、またヘイト動画を定期的に検索し発見して、9件の削除要請を成功させるという地道な活動を行っている。また、ヘイトPT理論班では、ヨーロッパ人権裁判所の裁判例を分析し、ヘイトスピーチ規制が表現の自由の侵害に該当するか否かの判断ラインについて月報に連載している。



々人の労力を要するもので、効果を得るには不十分と言わざるを得ない。そのため、ネット被害対策のために、ヘイトスピーチに対する削除に強制力を持たせたり、投稿者に罰則を科すことも検討されるべきである。

(3) ネット被害対策に強制力を持たせる場合の問題点

ヘイトスピーチを規制する場合、規制対象となるか否かは、当該言動の内容を見て判断せざるを得ないため、内容規制となる。そうである以上、正当な言論が不当に規制されないよう対象となるヘイトスピーチの定義は厳格に定められるべきである。また、ネット上の書き込みに対する削除に強制力を持たせる場合、プロバイダ等に勧告を促し、従わない場合に強制力を持たせるのかも検討する必要がある。さらに、罰則まで科す場合、削除命令違反をもって罰則を科すのか、別の要件で罰則を科すかなど、手続き的な側面も検討しなければならない。

加えて、規制をする機関をどこにするのかも問題となる。強制力を持った公権的作用である以上、行政機関を想定するとしても、その独立性も問題となる。

表現の自由に配慮しつつも、ヘイトスピーチ規制に実効性を持たせるためには、いずれも今後の大きな課題と言える。

第3 男女共同参画への取組

1 ジェンダー平等社会への取組

2015年（平成27年）9月、国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたSDGsの5つ目の目標は「ジェンダー平等を実現しよう」であり、これは当会の存在意義に鑑み、その役割を果たすうえで目標とされ

るべきものである。

現在日本国内では、依然としてジェンダーバイアスに根差した社会構造があり、これにより様々な場面でジェンダー不平等が見られる。特に、長引くコロナ禍にあっては、男性よりも非正規労働者割合の高い女性の貧困や、DV被害の増加等が顕著となっている。また、法制度上においても未だ選択的な夫婦別姓すら実現していないし、三権の一翼を担う司法界においても過去、女性の日弁連会長・検事総長はいないし、裁判官出身の女性の最高裁裁判官は未だ選任されていない。

このような社会に根強く残るジェンダー不平等を解消していくため、歴史的事実として女性弁護士が果たしてきた役割は大きく、女性差別撤廃・男女間の格差解消へ向けた訴訟の多くで女性弁護士が重要な役割を担ってきた。これは、ジェンダーの視点から言えば、日本社会において女性が育ち生活する過程において得る経験が男性とは異なり、このことが司法分野においても影響を与えているからと推察される（選択的夫婦別姓訴訟において、15名の最高裁裁判官のうち女性裁判官3名全員と弁護士出身の男性裁判官2名のみが民法750条を違憲と判断したことは記憶に新しいところである）。

一方、ジェンダー平等の実現のために、女性弁護士の当事者性に過大に頼っているのは、従前の歩みと同様であり、2030年までにジェンダー平等という目標は達成できないことは自明である。

以上を受けて、当会は重要政策として主に以下2つの取組を行うべきである。

(1) 会員に占める女性会員割合を増やす取組

当会における女性会員の比率は2022年（令和4年）1月現在18.5%であり（50期台以降も20%台前半にとどまる）、2017年（平成29



法友倶楽部「政策」

年) 3月現在17.3%であったことに比すると、5年で1%しか増加しておらず、社会の人口構造において女性が約半数いることからすると、圧倒的に少ない状況が続いている。日本国内におけるジェンダー不平等を表す指標としてしばしば用いられる世界経済フォーラムの2021年(令和3年)ジェンダーギャップ指数(日本は120位)上位5か国の女性弁護士の比率は31%~47%であり(2018年《平成30年》)、下位の国々に比して相対的に高く、このことは女性弁護士の割合が社会のジェンダー平等と一定の相関性があることを示していると評価できる。

そこで、当会は将来の女性法曹のなり手を増やすべく、女子中高生に向けてのキャリア教育の一環として行っている「来たれ!リーガル女子」のような参加型イベントを続けていくべきであり、かつこのようなイベントに適切な予算措置を講ずるべきである。さらには、参加型イベントでは参加者の裾野を広げるには限界があるため、今後は弁護士が各学校に出向いて女性法曹の魅力、ジェンダー平等を伝える出張授業の制度を構築していくべきである。

また、忘れてはならないのが、現在いる女性弁護士がなるべく弁護士業務を続けられるよう、さらには育児・介護等で離職した弁護士が復職しやすいような施策を打ち出すべく、様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、身近で実現可能な活躍事例の提供、メンター制度の創設、経営者弁護士への情報提供(例:就業条件モデル案)等、全弁護士へ向けた啓発を行う施策を積極的に打ち出すべきである。

(2) アウトリーチ活動時等におけるジェンダーバランスの実現

弁護士会はアウトリーチ事業として講師派

遣、各行政機関等の委員等についての会員の推薦、あるいは海外の弁護士会を含め様々な団体との交流等の取組を行っているが、外に出ていく弁護士の女性割合が低ければ低いほど、弁護士のジェンダーのバランスの悪さが露呈する。現在、国際機関や海外の大学などでジェンダーのバランスの悪さが組織の評判にかかわるとの認識が浸透しているところであり、また経済界においてもESG投資が重視される場所でもある。そして、このような方向性は世界の情勢としてより進化していくと考えられる。

そこで、当会としては、アウトリーチ事業等においては、それが当会の姿勢の表れであり、かつ外部に向けてのメッセージであると認識し、業務において適任という視点のみにとらわれず、これを担う会員のジェンダーバランスを意識し、ジェンダーバランスを等しくするよう努めるべきである。

2 理事者選任にかかるクォータ制の導入

政府の第5次男女共同参画基本計画(2020年《令和2年》12月閣議決定)は、政策・方針決定過程への女性の参画拡大の方針の中で、弁護士会内部でのクォータ制を含めた積極的改善措置(ポジティブアクション)の取組が更に広がるよう検討を要請し、第3次大阪弁護士会男女共同参画推進基本計画(2019年(令和元年)策定)は、女性が弁護士会の内部での意思決定過程に参画できるよう、クォータ制を含めたポジティブアクションを検討することにつき言及している。

これを受け、当会では会長の諮問を受けたPTから執行部に対し、2020年(令和2年)3月2日付答申書が提出され、「当会の理事者における女性会員の人数を2名以上とし、その状態を継続する」ことを内容とするポジ



ティブアクションを導入すべきであり、その具体的な方策として、会則改正（会長及び副会長における女性会員の人数を2名以上とする努力目標）、女性理事者を増やす環境整備等のための機関又は部署を当会内に設置すること、会派間申合せの促進と支援、という3つの柱につき提言がなされた。

また、上記答申を受け、2021年（令和3年）度は理事者推薦団体である各会派幹事長らをメンバーとして「理事者の候補者にふさわしい女性会員に関する情報を収集し、各会派に対する情報提供機能を果たす場」として女性理事者就任促進PTが設置された。

女性理事者を2名以上とすれば、副会長7名だけで見れば女性割合は28.5%とかなり30%に近づく。この30%という数字は、組織において少数者が変化を起こすために必要な最低限の量（クリティカルマス）とされており、また少数派は複数名存在することにより、より効果的に影響力を発揮できる。よって、当会においても、会員に占める女性会員の割合と同程度とするのではなく、女性理事者の割合を最低限30%以上とするべきである。

ところで、当会では、2017年（平成29年）、2020年（令和2年）、2021年（令和3年）度は各2名の女性理事者を選出できたものの、2022年（令和4年）度の女性理事者は1名であり、2023年（令和5年）度以降については何らの見込みも立っていない。このような状況に鑑みると、積極的改善措置をとることなくこのまま女性理事者の自然増を待つのみでは、世界的な潮流に乗り遅れた旧態依然とした組織として社会的信頼を失うことにもなりかねない。

そこで、当会においても、女性理事者の割合をおよそ30%以上とするためのクォータ制を導入することとし、その導入時期と制度設

計について具体的に検討を開始すべきである（なお、第二東京弁護士会においては2014年《平成26年》10月にクォータ制を創設する会則改正を行い、翌2015年《平成27年》度以降毎年2名以上の女性理事者を選任しており、さらに第4次基本計画では5年に1人以上の女性会長の選出を目標としている）。

一方、当会の会員に占める女性の割合は18%程度であるところ、毎年2名以上女性理事者を選任しなければならないとすると、特に大阪の副会長職は他会に比しても会務の量が多いといわれているため、女性会員に過度な負担がかかることは否めない。将来に向けて持続的に2名以上の女性理事者を選出するためには、上記1のとおり女性会員の割合を増やすことが根本的な解決につながるものの、これは一朝一夕に達成できるものではない。そこで、クォータ制を導入する場合はその両輪として、理事者の職務の内容を見直し、効率化することが必要であり、このことは女性会員だけでなく多様な背景を持つ会員が理事者に就任することにもつながるものである。

第4 刑事弁護

1 取調べ立会い援助事業の実現と今後の取組

(1) 立会い法律援助事業の実現

2021年（令和3年）度の法友倶楽部「政策」において提言された「取調べの立会いについての法律援助事業」の実現については、2021年（令和3年）度中に、当会法律援助事業・日本司法支援センター対応委員会、刑事弁護委員会および取調べの可視化・弁護人立会大阪本部の協働によるPTにより実現に向けての議論が重ねられた。その結果、事業内容もほぼ固まり、順調に進めば2022年（令和4年）度には実施される見通しとなった。制度の概



法友倶楽部「政策」

要については今後定まることとなるが、現状においては、刑事被疑者弁護援助事業の援助決定後若しくは被疑者国選弁護選任後に、被疑者の身体拘束が勾留決定に対する準抗告の認容等により解放され、その後在宅取調べが続く場合に、弁護人が取調べへの立会い（取調べ中に捜査機関の庁舎内等でいつでも当該刑事被疑者に対して面談での助言ができるよう弁護人が待機する活動を含む）を行う際の弁護費用および実費を、援助事業から支給するものとなる予定である。

(2) 取調べ立会いの法制化に向けて

取調べへの弁護人立会いを経済面から支援する当該制度の実現を契機として、取調べへの弁護人立会いはさらに拡大されなければならない。そのためには、もちろん個々の弁護人の弁護実践が中心となるが、会としても立会権の法制化を志向した活動を活発化させるべきである。法制化に向けては、可視化法制化がそうであったように、市民の制度への理解が欠かせない。市民シンポジウムの開催や、制度の理解のためのパンフレットの作成などが求められる。また、法制化に向けて地方議会における決議や、国会議員に対する法案提出に向けての働きかけ等も必要となろう。可視化の法制化は、大阪においてPTが設立されてから20年を要した。可視化法制の実現により、被疑者の黙秘権行使が容易となったが、未だ取調べにおける自白強要等の根絶には至っていない。海外ではスタンダードとされている取調べへの弁護人立会いの実現には、より一層の会を挙げての努力が必要である。

2 刑事司法IT化への対応

(1) 刑事司法IT化の現状と課題

2021年（令和3年）3月31日、法務省にお

いて「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」第1回会議が開催された。民事司法IT化に後れを取っていた観もある刑事司法IT化についての議論が、検討会の立ち上げと共に急速に進んでいる。

検討会での議論は、令状請求・発付手続のオンライン化や取調べや証人尋問の非対面・遠隔化など、ややもすれば裁判所や捜査機関の効率化・利便性の向上に重きを置いているように見受けられる。しかしながら、刑事司法制度の根幹は、被疑者・被告人の権利保障である。刑事司法制度の改革を議論するのであれば、どんな時も、その権利保障の観点が最優先されなければならない。情報通信技術の導入・活用は、被疑者・被告人の裁判を受ける権利、適正手続、防御権の保障に沿ったものでなければならないのである。

このような観点からすれば、たとえば現在議論されている令状請求・発付手続のオンライン化は、制度のありよう次第では被疑者・被告人の権利侵害を増大させる危険性を孕んでいる。効率化を目的とする令状オンライン化により、容易に令状取得が可能となり、その結果安直な強制捜査が拡大し、ひいては強制捜査の現場からの追加発付請求や交付が可能となることで、令状が一般令状化する可能性が否定できない。また、情報通信技術を利用した捜査活動が拡大することにより、個人のプライバシーが捜査機関に筒抜けとなる危険性もある。

一方、情報通信技術の導入は、遠隔接見や、データによる証拠開示の実現など、被疑者・被告人の権利を向上させ、捜査機関と、被疑者・被告人・弁護人との間の格差を縮める可能性も有している。刑事司法IT化に向けての今後の議論では、このような被疑者・被告人の権利拡充を志向した議論こそが求められ



るべきである。そして弁護士会としても、今後の刑事司法IT化について、会内における適切な情報提供と問題意識の共有を図ると共に、上記観点からの要望を積極的に法務省に働きかけなければならない。

(2) 弁護士の情報セキュリティ対策

刑事事件の証拠が電子データ化されるなどの刑事司法IT化においては、弁護士にもよりいっそうの情報セキュリティ対策が求められる。例えば、デジタル証拠開示に関する制度設計によっては、捜査機関側から情報漏洩リスクを盾にして、ダウンロードを制限し、都度、サーバにアクセスして閲覧しなければならないといった事態も想定される。それを防ぐためには、弁護士の側でも、電子データの特質を踏まえた慎重なセキュリティ対策が求められるのである。

今後刑事司法IT化は、不可避的に進展する。IT化に対応できなければ、被疑者・被告人の権利を守ることはできず、公正な裁判の実現も覚束ない。今後当会としても、弁護士業務のIT化や、セキュリティ対策の拡充といった視点からの研修等を充実させることが急務となろう。

3 死刑制度の廃止に向けて

(1) 死刑制度を巡る状況

日本弁護士連合会は、2016年（平成28年）に開催された第59回人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、2020年（令和2年）までに死刑制度の廃止を目指し、凶悪犯罪に対しては死刑に代わる代替刑を検討すべきとした。

これを受けて、当会においても、2019年（令和元年）12月9日、死刑廃止を求める総会決議を採択し、政府と国会に対して死刑廃

止を求めるとともに、当会においても死刑廃止に向けた取組を行うこととなった。

しかし、当会の死刑廃止を求める決議を行った直後の同年12月26日に1名の死刑執行が行われ、その後、2021年（令和3年）12月21日には、2年ぶりに3名の死刑執行が行われた。

(2) 死刑制度に対する意見

もとより、死刑制度については、その存置に賛成する立場、反対する立場の双方から、様々な論拠が示されている。当会においても、死刑制度を廃止すべきとの意見、将来的には廃止すべきではあるが時期尚早であるとの意見、死刑制度は存置されるべきであるとの意見など、様々な意見を有する会員がある。

しかしながら、いずれの意見に依拠するとしても、死刑が人間の存在の根元である生命そのものを奪う不可逆的な刑罰であり、誤判による死刑執行が、憲法の保障する個人の尊厳に対する窮極の侵害であることには異論がないであろう。また、本年3月8日、懲役刑と禁固刑を一本化して新自由刑（拘禁刑）に再編する刑法改正案が閣議決定されたが、これは応報を主眼とする刑罰制度から、更生と教育を主眼とする刑罰制度への移行を意味していると解され、そのような観点から死刑制度自体を見直すべき必要性も検討されるべきであろう。

(3) 死刑制度廃止に向けて——情報開示と議論の活性化

上記のとおり、死刑制度を巡っては社会においても、また会内においても様々な意見が存する。ただ、内閣府が令和元年度に実施した世論調査では、「死刑もやむを得ない」との回答が80.8%であったが、そのうち39.9%は「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止しても良い」と回答し、さらに仮釈放のな



い終身刑が新たに導入されるならば「死刑を廃止する方が良い」と回答した者が全体の35.1%にのぼった。このように前提となる刑罰制度の内容次第では、死刑の存廃についての意見も変わり得るのであり、そのことは見過ごされてはならない。

今必要なのは、存置か撤廃かの二元論に与せず、まず死刑制度を暗い堀の向こう側の出来事ではなく、自分たちの問題として捉えて、制度の在り方を含め幅広い議論を喚起することではないだろうか。そして、そのために何よりも必要なのは、法務省が頑なに覆い隠す死刑制度および死刑囚に関する情報開示を進め、その実態を共有することではないか。そうしてはじめて、存置か撤廃かの議論も真に活性化するものと考えられる。

前述のとおり、当会では総会決議により死刑廃止を求めており、廃止に向けた取組を進めていくべきではある。しかし、そのためには、まず率先して行うべきは、死刑制度の実態（その執行方法や死刑囚の実態）についての情報開示を進め、議論の素材を市民に提供すると共に、存置・撤廃それぞれの意見を分かりやすく呈示し、広範な議論を呼び起こすことだと考える。その意味で、存置・廃止の各意見を弁護士が伝えるコンテンツを提供した近時の当会HPの企画は有用であったと思われる。今後もこのような取組が求められる。

第5 次世代を担う子どもや若年者の人権課題

1 子どもの権利基本法創設への取組

1994年（平成6年）に日本で子どもの権利条約が批准されて以降、児童買春・児童ポルノ等の規制に関する法律、児童虐待防止法、いじめ防止対策推進法、児童福祉法等、子どもの権利擁護に関する法律の制定または改正

がなされてきた。しかし、子どもを取り巻く状況はなお厳しく、子どもの権利が十分に守られているとは言い難い状況である。

たとえば、児童虐待による死亡事例は毎年50件前後と1週間に1人の子どもが命を落としており、児童相談所の児童虐待相談対応件数も2020年（令和2年）度には20万5029件と過去最高を記録している。また、小・中・高校生の自殺者数は毎年300人前後で推移し、2020（令和2年）には前年比25%増の499人が死亡している。自殺願望をSNSに投稿した結果事件に巻き込まれることも少なくない。学校生活ではいじめや行き過ぎた指導による自殺が後を絶たず、教師による体罰も減少しているとはいえ、2020年（令和2年）度に685件といまだに激減しない。

このように、一日の多くの時間を過ごす家庭や学校等が安心できる場となっていない子どもが多数いるのが現状である。このような状況を改善するために、立法措置その他のさまざまな取組がなされてはきたが、個別法で子どもの権利条約の理念や精神を記載するだけでは不十分であるとして、ようやく条約の国内法制化の動きが出てきたところである。当会としても、この動きが一時的なものにならないよう、議員への働きかけや市民に向けた啓発活動を積極的に行うべきである。

また、法制化においては、子どもが守られるべき存在であるというにとどまらず、個人として尊重される権利主体であるということ、将来の社会の担い手ではなく今を生きる「人」という視点が重要である。そして、「子どもの最善の利益」が大人の価値観によって決められることのないよう、さまざまな施策において子どもの意見表明の機会が保障されるべきである。さらに、子どもの権利・利益が守られているか、行政から独立し



た立場で監視し、必要に応じて調査や権利救済を行う子どもの権利擁護機関の創設も必要である。

当会としては、単に基本法の制定を目指すだけでなく、上記のように中身のある法律となるよう提言し、それが実施されるよう働きかけるべきである。

また、子どもが権利の主体であるという意識が社会に浸透するためには、大人だけでなく子ども自身も子どもの権利について理解する必要があるが、現在の教育現場において子どもの権利を学ぶ機会が十分に確保されているとはいえない。そこで、当会としても、子どもの権利の観点からの出張授業を実施するなど、子どもが「自分の権利」について学ぶ機会を提供すべきである。

2 少年法適用年齢引下げへの対応

(1) 改正少年法への対応

2022年（令和4年）4月に施行される改正少年法では、18歳・19歳の若年者が「特定少年」とされ、18歳未満の少年とは異なった扱いを受けることとなる。民法の成年年齢引下げとの関係等から少年法の適用年齢も18歳に引き下げべきとの発想から議論がスタートした今般の法改正は、18歳・19歳の若年者も引き続き少年法に基づく審判を受けることとした点では評価できるものの、特定少年について①「原則逆送」の範囲を拡大し、②虞犯の対象から除外し、③公判請求後の推知報道を許容し、④処分について「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内で」行うべきことと定め、⑤資格制限の特例を不適用とする、といった特別対応を定めた。これらの点は、少年の健全育成という少年法の理念を後退させるものであって到底看過できない。

そこで、当会としては、改正法に基づく家

庭裁判所での運用について注視し、必要に応じて家庭裁判所と協議等を行って、特定少年が少年法の理念に悖る取扱いを受けることがないように対処していかねばならない。

改正法の運用に関しては、「原則逆送」の範囲が拡大されたことと、特定少年の処分が「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内で」行われなければならないとされたことの2点に特に注目すべきである。

前者は、短期1年以上の懲役・禁錮の罪の事件まで対象が拡大されたことにより、犯罪自体の軽重はもちろん、要保護性についても大きな差異のある事案までが広く含まれることとなった。そのため、適切な処分のためには家庭裁判所調査官による十分な社会調査がなされることが必須であり、「原則逆送」の類型に含まれるからといって安易に検察官送致決定がなされるようなことはあってはならない。

後者は、文言からも明らかなおお、あくまで処分の上限を定めたものであって、「犯情の軽重」と処分の内容を比例させることが求められているわけではないことに留意せねばならない。そのうえで、特定少年も少年法の健全育成の理念に基づいて処分がなされるものである以上、処分についてはあくまで要保護性を基準に検討されなければならない。

これらの点に留意しつつ、当会としては、改正法の運用について弊害が生じることのないよう、不断に状況を注視していかねばならない。

(2) 裁判員となる年齢の引下げ

今般の少年法改正と併せ、裁判員となることのできる年齢についても「18歳以上」に引き下げられた。この改正法も2022年（令和4年）4月から施行される。

これにより、最短で2023年（令和5年）に



法友倶楽部「政策」

は18歳・19歳の者が裁判員を務めることになると見込まれるが、この改正についてはいまだ周知が不十分と言わざるを得ない。裁判員裁判を受ける者にとっても、また裁判員を務める者にとっても重要な改正であるので、当会として、十分な周知活動を行う必要がある。

3 自立支援への取組

子どもは、成年年齢に達した日に突然大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるわけではない。18歳に達する時点で殆どの者は高校生であり、その後も数ヶ月～数年間は、経済的にも精神的にも周囲の大人に頼りながら、自立した社会人へと移行していくことになる。しかし、成育環境によっては継続的に自立を支える大人がいないこともある。

特に、家庭に居ながら、親による安定した養育環境が欠如した10代後半の子ども・若年成人（以下「子ども等」という）については、以下のとおり社会的養護制度の狭間に陥っているのが現状である。すなわち、児童福祉法上、児童相談所による一時保護は18歳未満が対象であり、親から虐待を受けている18歳、19歳は保護の対象とならない。他方、18歳未満で社会的養護制度の対象となる場合でも、16歳・17歳の高年齢児童を受け入れる余裕のある児童養護施設、里親等はわずかであり、いったん保護されても緊急性の程度によっては家庭に戻らざるを得ないことも少なくない。その結果、家庭に居場所のない子ども等は、自らの意思で家を出て夜の街を彷徨い、友達の家やインターネットカフェを転々したり、女子であればいわゆる援助交際をしたりして、飢えや寒さを凌いでいる。また、非行を犯す子ども等は虐待や家庭環境の問題が背景にあることが多いが、少年院収容後仮退

院できる時期がきても、親が引き受けないために帰住先がなく、そのために数ヶ月～半年以上も少年院にとどまらなければならないことも珍しくない。このような10代後半の子ども等の受け皿としては、民間の子どもシェルターや自立援助ホームがあるが、圧倒的に数が少なく、多くは暴力・暴言に耐えて家庭にとどまるか、進学や希望する職業に就くことをあきらめて一人暮らしすることを迫られる状況にある。長期にわたる虐待・不適切養育が原因で精神疾患を抱えた子ども等が、自死を選ぶことも少なくない。このような子ども等は、本来であれば児童期に公的支援が必要な状況にありながら取り残されてきた者であり、その後の人生に大きな影響を与える成年への移行期にこそ十分な支援を届ける必要がある。具体的には、進学や就労のサポート、一人暮らしを始めるにあたり法的知識のない子ども等の契約や交渉の代理、場合によっては障害福祉サービスや医療機関との連携などが考えられる。

上記の課題につき、当会としては、社会的養護制度の狭間で取り残されてきた子ども等も支援の対象にするよう法改正等の提言を行うほか、若年者のサポートを行う民間団体と提携するなどの工夫により子ども等が使いやすい相談窓口を設置して周知し、自立支援を担う会員を増やすための情報提供等を行っていく必要がある。

第6 業務拡大

1 分野別登録弁護士制度の拡充

分野別登録弁護士制度は、利用者に対する研修履歴や実務経験に関する情報提供及び会員の業務拡大を目的として、2019年（平成31年）4月、全国で初めて当会において導入さ



れ、同年7月から運用が開始された。

分野別登録弁護士制度は、弁護士会が運営するものであり、また、適正かつ正確な業務情報を開示するものであるから、既存の民間事業者による弁護士情報提供サイトよりも信頼性が高い。

2022年（令和4年）1月1日現在、①交通事故、②遺言・相続、③離婚、④労働の各分野が対象となっており、①82名、②96名、③74名、④35名の合計171名（延べ287名）が登録している。弁護士が取り扱う分野は多様であり、利用者としても多様な分野に関する業務情報を求めている。2022年（令和4年）4月から、知財分野及び倒産分野が追加される予定であり、多くの会員がこれらの分野に登録することが分野別登録弁護士制度を充実させるために期待される。これらの分野以外の分野も追加されれば、分野別登録弁護士制度を充実させることとなるため、更なる分野の拡大も検討すべきである。

また、分野別登録弁護士制度の存在を認識していない会員が少なくないため、当会としては、効果的な会内広報を行い、多くの会員が登録することを促進すべきである。現在の対象分野についても最近、新規に登録する会員が少なく、更に多くの会員が登録する方策を検討すべきである。

加えて、現在の対象分野（①交通事故、②遺言・相続、③離婚、④労働）については、2022年（令和4年）7月に登録期間が満了する会員が100名を超えるところ、少なくともこれらの会員が満了後も再登録しなければ、業務情報を開示する弁護士数は激減することになり、制度として魅力のないものになってしまう懸念がある。新規に登録する会員のみならず、これらの会員が再登録する方策を検討すべきである。

分野別登録弁護士制度に基づく分野別登録弁護士名簿は、適正かつ正確な業務情報をもとに作成されているものであり、当会総合法律相談センターが実施する分野別法律相談担当者名簿や弁護士紹介において有効に活用できるものである。総合法律相談センターにおける活用方法を積極的に検討すべきである。

分野別登録弁護士制度は、市民をはじめ利用者に対して情報を開示し、その利用に供することを目的とするものであるから、当会は、利用者に対しても、分野別登録弁護士制度の存在と有用性を的確に広報すべきであり、広報室等において検討すべきである。

2 法律相談事業の拡充

(1) 総合法律相談センターの法律相談業務は、市民の司法アクセスを確保する役割を担うとともに、会員にとっても業務獲得の機会を確保する役割を担っている。ところが、近年ではLAC案件を除き相談件数が漸減しており、これを増やすことが喫緊の課題である。弁護士数が増加する中、特に若手会員の会務への参加意欲を促進し、弁護士自治を堅持していくためには、業務獲得について、会員の自助努力だけに委ねるのではなく、弁護士会としても積極的にサポートしていくことが重要である。

確かに倒産事件、過払金回収事件が極端に増加していた一時期よりは、法律相談の需要自体が減少していることは否めない。しかし、例えば法テラスの法律相談件数がここ数年でもほぼ横ばいであることを考えると、法律相談センターの体制にも要因があると考えられる。市民の中には依然として「どの弁護士に相談すればよいのか分からない」、「弁護士会が実施する法律相談で相談したい」というニーズはありと考えられる。そのニーズを



法友倶楽部「政策」

適切にキャッチできていないのであれば、そこに改善の余地がある。

(2) 改善の方法には、大きく「利便性」の向上と、「質」の向上とが考えられる。「利便性」の向上については、現在、法律相談料のクレジットカード払いや、オンライン法律相談の本格実施が検討されており、まずはこれらを早期に実施し、かつ実施の範囲も拡大していくべきである。クレジットカード払いを可能とすることで、オンライン法律相談のほか、既に実施されているe相談の実施もスピーディになると思われる。オンライン相談は、今のところ弁護士は会館で相談することが予定されているが、将来的には弁護士側も事務所等で対応できるようにすべきである。仮に弁護士が会館でオンライン相談に対応する場合は、空き時間に面談相談にも対応できるようにすべきである。このような柔軟な体制を構築することにより、より市民のニーズに適った法律相談を早期に実施することが可能となる。

また、「利便性」を向上させるうえでは、第二東京弁護士会が実施している「弁護士アポ」のように、市民が相談予約時に担当弁護士の氏名、取扱分野（分野別登録も含む）等を確認できる仕組みを導入することも、積極的に検討すべきである。自治体での無料相談であればともかく、市民にわざわざ相談センターまで足を運んでもらい、有料で法律相談を申し込んでもらうにもかかわらず、相談を担当する弁護士の情報を全く開示しないというのは、些か不親切であろう。このように相談センターが実施する法律相談に弁護士の氏名、取扱分野等を開示する制度を導入するのであれば、現在、登録者数が少ない分野別登録弁護士制度も有効に活用することができ、登録者数が増えることも期待できる。また、

現在、専門相談はそれぞれの「枠」を設けて実施されているが、専門相談の相談件数、直受件数は一般相談と大差はなく、十分に機能していないように思われる。市民にとってはわざわざ希望する専門相談の日まで待たなければならず、また、弁護士にとってもほとんどの弁護士の専門分野（重点的取扱分野、分野別登録分野）は1つではなく、専門相談を「枠」で実施するのは非効率的である。将来的には、このような「枠」で実施する専門相談は徐々に縮小または廃止し、代わりに、市民が弁護士の取扱分野で選択したうえで相談を予約できる仕組み（たとえば、電話予約の場合は弁護士会職員が、インターネット予約の場合は市民自身が取扱分野で検索したうえで予約を入れる仕組み）を構築すべきである。

さらに、「利便性」の観点からは、外国人相談への対応も重要である。現在、総合法律相談センター外国人相談部会と大阪府国際交流財団（OFIX）との間で、通訳を介した外国人法律相談予約業務を委託する連携体制を検討中であるが、外国人相談者になるべく母語で相談予約を行える体制を早期に実現することが必要である。

(3) 「質」の向上については、現在ある専門相談の研修要件及び実務要件の質及び量を、相談の予約件数、相談担当者の登録者数等の推移も考慮しながら見直し、より市民のニーズに適うよう相談担当者の専門性を高めていくべきである。また、たとえばベテラン・中堅の弁護士と若手弁護士との共同相談の枠を設けることも、検討すべきである。現在、e相談では、回答内容の質を担保するため、全件、登録後6年以上の弁護士と6年未満との弁護士の共同で相談がなされている。本来、面談相談でも回答の質の確保は重要であり、



むしろ即答が求められる面談相談の方が、より慎重な対応が求められる面もある。共同相談を実施することにより、市民の安心感がより得られ、相談件数の増加が期待できるだけでなく、若手のOJT、会員間の交流促進の効果も考えられる。

3 他機関連携による弁護士会へのアクセスの充実

市民にとってよりアクセスしやすく利便性の高い弁護士会を実現するためには、より広く、行政機関をはじめとする他機関との連携を持つことも重要である。

例えば、消費者被害の分野では、各自治体消費生活センターとの連携を構築することが重要である。同分野では、各自治体消費生活センターが、消費者にとってアクセスしやすいサービスとして存在する。消費生活センターは、無償で、電話で利用できる、身近なサービスであり、弁護士会がこれと同種のサービスを提供し、消費生活センターにとってかわろうとすることは難しい。

しかし、消費生活センターは、事業者に対する苦情処理相談や、苦情処理あっせんが基本的な業務であり、事業者側がこれに応じない場合の被害救済には限界がある。このような場合、被害者が適切な弁護士にアクセスできることが必要となるが、消費者被害の分野も専門化する傾向があり、被害者たる市民が適切な弁護士にアクセスすることは容易ではない。

そこで、消費生活センターと弁護士会が連携し、適切な弁護士を推薦等することで、市民がより適切な弁護士にアクセスできるようにすることが有用である。

なお、2020年（令和2年）6月になされた社会福祉法の改正により、国は、各市町村に

対して「重層的支援体制整備事業」の整備支援を行うことになった。同事業は、市民の抱える困りごとについて、相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）を行うことを一つの柱とするが、司法サービスを利用しなければ解決しない問題もあるはずである。

当会でも、既に、行政機関をはじめとした他機関との連携は幅広く行われ、重層的支援体制整備事業を意識した連携の取組の芽もある。同事業については、今後さらに実施自治体が増加することが確実であり、弁護士会も、市民の抱える問題解決のための一員となることを明確に意識して、より広い分野で連携関係を構築することが視点として必要である。

4 行政連携

(1) はじめに

近年、地方自治体のコンプライアンス意識は高まっており、特に、2020年（令和2年）の地方自治法改正により、各地方自治体が内部統制に関する指針を公表することを求められていることから、今後、各地方自治体において、法の専門家である弁護士と連携する機運はますます高まっていくと予想される。

(2) 近年の取組

弁護士会は、既に行政連携センターを発足し、大阪府内の地方自治体の長と順次面談し、弁護士による地方自治体支援の重要性を広報するとともに、実際に、地方自治体の職員研修、コンプライアンス窓口の設置、債権管理・回収支援、民法改正や空家等対策といった具体的な案件の推薦依頼に日々対応している。また、近年は、自治体内弁護士についても、フルタイムの勤務だけでなく、従来の



法友倶楽部「政策」

弁護士業と並行して、週に数時間、あるいは1～2日程度の勤務を求める自治体も年々増加している。

このような個々の推薦案件を担当する「行政側」の弁護士が増加することにより、例えば自治体の債権管理の場面でも、債務者たる市民の生活状況をヒアリングし、貧困等の事情があれば、滞納処分の停止等といった適切な対応を選択するよう自治体に助言することも可能となる。

この点、近年では、当会で、自治体債権管理研究会（業務改革委員会と行政問題特別委員会の合同部会）と貧困・生活再建問題対策本部との間で定期的に意見交換会が設けられ、自治体側・債務者となる市民側の双方の立場に配慮しつつ、より良い行政施策が行われていくための連携も行われるようになった。このような取組が今後も継続し、発展していくことが望ましいと考える。

(3) 今後の取組への提言

行政連携は、市民に対する行政サービスの質の向上にもつながる重要な施策といえる。

弁護士会は、既存の行政連携の施策がさらに活発化するよう取り組むとともに、時代の変化や市民のニーズをとらえ、新たな取組を支援・推進していくことが強く望まれる。

また、業務改革の観点からは、地方自治体の提示する費用をそのまま受け入れるだけでなく、地方自治体特有の事情（予算時期、新たな取組は予算をつけにくいこと、少額随意契約でしか対応できない事案なのか、特命随意契約であると説明できる事案なのか等）を理解した上で、積極的に価格交渉を行い、行政連携が地方自治体にとっても、個々の会員にとっても有益なものとなるよう取り組むことが望ましい。

5 ベンチャー企業と弁護士とのマッチングシステムの構築

スタートアップ（ベンチャー）が注目されるようになって久しいが、コロナ禍においても資金調達金額・件数及びIPO（新規株式公開）件数は増加傾向にあり、今後もスタートアップの活躍が期待される。資金調達及びIPOを地域別にみた場合、東京に本社を構える企業が圧倒的に多く、依然として東京の一極集中に変わりはないものの、コロナ禍でリモートワークが促進したこと、ベンチャーキャピタルが東京以外の地域における起業家発掘を強化していることなど、全国的にスタートアップを立ち上げる機運が高まっている。特に、関西は、2020年（令和2年）7月14日、内閣府が進める「世界と伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」において、大阪・京都・ひょうご神戸の連名で「グローバル拠点都市」に選定され、起業家・投資家の招致、規制緩和の推進、その他のスタートアップ支援が期待される。

スタートアップの起業や事業運営にあたって、失敗や不要な損失のリスクを避けるために、法律面での支援が有益であること（それもスポットでの相談ではなく、継続的に相談を受けることが重要であること）は言うまでもないが、スタートアップが弁護士にアクセスして、継続的に法律的な支援を受けられる仕組みが整備されているとは必ずしも言えない。当会は、大阪市が設立したスタートアップを支援する団体である「大阪イノベーションハブ（OIH）」と提携して、業務改革委員会・ベンチャー法務プロジェクトチームを中心にオンライン法律相談を試験的に実施しているが、相談実績は低調であり、スタートアップと弁護士とのマッチングを実現するには至っていない。相談実績が低調な理由として



は、スタートアップが法務の重要性を認識できていないこと、そもそもどのような場合に弁護士に相談すべきかの指針がないこと、法律相談を広報しきれていないことなどが考えられ、その対策及び支援の拡充が求められる。

そこで、当会としては、スタートアップが弁護士にアクセスしやすい環境を整える必要があり、まずはOIHでの法律相談の利便性を向上させて、定期的な法律相談の実施を目指すべきである。具体的には、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士等と協働して、ワンストップで専門的な支援を提供する仕組みを構築することが考えられる。また、スタートアップは資本政策や事業の適法性等で躓くこともある（尚且つ後から軌道修正がしにくい）ため、創業前から法律的な支援を提供することが望ましく、創業支援に特化した法律相談を新たに創設することも考えられる。さらに、法務の重要性は失敗してみないと認識しづらいため、セミナー等を通じて法務の重要性や弁護士がどのようなサービスを提供できるのか等を積極的に情報発信していく必要がある。以上に加えて、スタートアップ支援には資金調達や資本政策等の専門的な知見が必要となるため、当会会員向けの研修等を実施して、スタートアップ支援の担い手を育成することも重要である。

6 企業内弁護士のための取組

企業内弁護士は、全国で毎年200名程度ずつ増加しており、2021年（令和3年）6月時点で2820名である。うち、大阪では185名である。

割合としては、2020年（令和2年）における全国の登録弁護士数のうちの6.5%を占めるに至っている。

また、女性弁護士の比率も高い。2020年（令和2年）6月に登録している全弁護士のうちの女性弁護士は19.1%であるが、企業内弁護士での女性比率は40.7%である。

このように企業内弁護士は弁護士業務の形態として存在感を増している。それに対して弁護士会がその形態に配慮した会運営を行っているか、常にニーズを掴む努力をすることが重要である。

コロナ禍の情勢の下、弁護士会の研修や委員会活動がオンライン化したことで、企業内弁護士の会員にも関わりやすい状況が現実化した面がある。

さらに企業内弁護士会員に配慮するため、以下の2点が考えられる。

(1) 研修の内容の工夫

企業内法務では必ずしも日常的に見聞しない分野での知識、あるいは企業内ならではの必要性ある知識を学ぶための研修プログラムとして、例えば以下のようなものが考えられる。

- ① PL法を消費者の立場だけでなく、企業の立場から解説する
- ② 印紙税法の知識
- ③ 登記実務
- ④ 建設業法、薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）等の知識
- ⑤ 従業員不祥事の予防と就業規則
- ⑥ カスタマーハラスメント対応の考え方
- ⑦ オンライン研修の技法

(2) 公益活動への理解を支援する

弁護士は公益活動への従事が義務付けられている。これは弁護士の使命である基本的人権の尊重と社会正義の実現のための活動である。また、企業内弁護士会員が当会の活動に関わることは、企業内弁護士の活動環境と意



法友倶楽部「政策」

見・要望を当会が知る重要な機会となる。

企業内弁護士会員が公益活動に従事しやすい環境作りのため、勤務先企業が理解を持つことは重要である。

そのためには、勤務先企業に対して「弁護士資格を有することの意義」を理解してもらう必要がある。

それは、弁護士会活動による広い知識、種々の弁護士との関係作り、公益活動及び兼業で交渉や裁判実務に従事することによる知識

が有益となることを知らせることであろう。

こうした企業の理解を後押しするために、当会会長からの書面やホームページ上での声明によるメッセージを掲載することは有益と思われる。

また、当該企業で初めての企業内弁護士として活動する会員に対しては、希望に応じて当会から企業訪問を行う等、具体的な支援となる活動を行うことも検討されるべきである。

節目を迎えて

弁護士登録10年、20年、50年の会員より

今年度も新型コロナウイルス感染症の影響から会派行事も十分に行うことができず、会員間のコミュニケーションも減少する結果となってしまいました。このような状況の中で少しでも会員の皆様にとって繋がりを感じられる広報誌にすべく、弁護士登録10年毎の節目にあたる会員の方々から、これまでの弁護士生活の振り返りや近況など自由にエッセイの形でご寄稿いただくことといたしました(法友147号編集委員)。

私の思い

吉野和昭 (24期)

1 私が大阪弁護士会に弁護士登録し、法友倶楽部に入会したのは、昭和47年4月です。

ですから今年の令和4年4月で50周年目の節目を迎えています。

今年で古希も越えて、よわい(齢)76歳になり、後期高齢者の仲間入りを果たしました。

朝は午前5時過ぎに起床し、朝刊に目を通した後、自宅内トレーニングルームで約30分から40分程度の軽いストレッチ運動をした後、朝食をとり、30分ほど朝風呂に入るのを日課としています。

朝食は、たまにパン食の時もありますが、殆ど炊き立ての白米と焼きのり、卵、みそ汁、香の物で済ませます。

平日は自宅を午前8時30分前後に出て、大阪市北区西天満3丁目にある事務所に出向くのを日課としています。

ほぼ毎日朝の出勤は妻の運転で事務所ビルまで出向くのを常とします。

これは新型コロナ禍の影響ではなく、20年

来続く妻の努力の賜物(サービス)です。

2 ところで、最近の私の思いは、いつ弁護士を廃業するのか、終活をいつ始めるかということです。

これらは加齢による判断力や身体能力の低下で充分事件処理ができない事態になる前に現役引退を宣告し、また、身内に迷惑を掛けぬようにするために当然のことと考えるからです。

これらを踏まえて、昨年の夏に遺言書も作成しました。

あとは、いつ弁護士を廃業するかについて弁護士生活満50年を迎える今年(令和4年)4月までに熟考したいと思い、その準備に入っているところです。

3 話は変わりますが、法友倶楽部は創立90周年を迎えますが、私が住む芦屋市の町は昭和3年に芦屋の六甲山麓に開町され、平成30年に創設90周年を迎えており、令和10年には100周年を迎えます。

私は平成21年から町内会の理事となり、平成30年からは町会長として主に町内のより良い街づくりと景観の維持のために活動しております。

町内は、開町された昭和3年から無電柱化の町として全国に知られています。

しかし、町のエリアが一部拡張され、その地区は電柱があり電線が存在します。災害時の通行妨害や電気系統の破綻などを防ぐという観点も含めて、安全・安心な道路空間の構築、余裕のあるインフラ（電気・ガス・水道・通信）系統の構築、美しい景観の形成、避難所までのルート確保からも町の無電柱化は必要です。

世界の無電柱化率の状況を見るに、ロンドン、パリ、香港は100%、台北は95%、シンガポールは93%、ソウルは46%であるに比して、東京23区では8%、大阪市では6%と、日本における無電柱化がいかに遅れているかが明らかです。

芦屋市の無電柱化の率は14%であり、日本では一番無電柱化が進んでおり、平成30年11月には全国に先駆けて無電柱化推進条例が制定されています。

そこで、我が町が名実ともに100%無電柱化の街であることを実現させるべく町会は平成30年11月に芦屋市に町全体の無電柱化の実施を要望し、平成31年から町会と芦屋市との間で無電柱化についての勉強会が開催され、令和3年9月の段階で芦屋市と電線管理者との間で話し合いが行われています。

私としては、弁護士を廃業するしないに拘わらず、令和10年の我が町の創立100周年までは当町の100%の無電柱化の実現に向けて、また、より良き町づくり、より良き景観の維持のため頑張りたいというのが今の私の思いです。

ありがとう

北野陽子 (54期)

1999年に司法試験に合格して、2000年に司法修習を開始し、2001年に弁護士登録をして、それから20年間は過ぎ、21年目に突入している。



キリスト教徒でもなく、西暦よりも元号に慣れ親しんでいたのに、世の中が「ミレニアム」「ミレニアム」と騒いでいる中で修習を始めて、何だかつられて気分が高揚したことを、この原稿を書き始めて思い出した。

ところが、実際には、修習中も、弁護士になってからも、自分の中で割と「いっぱいいっぱい」で、それほど浮かれている余裕はなかったように思う。

そんな私が20年間も大過なく弁護士を続けてくることができたのは、ひとえに、周りの人に恵まれて、助けて貰ったからだ。月並みな表現ではあるが、本当に心からそう思う。

ちなみに、私は、2007年に兵庫から大阪に登録替えをしたので、自分の中ではこれも大きな節目になっている。兵庫での6年間は、弁護修習でお世話になった事務所で働かせていただき、今振り返っても感謝しかない。大阪に移ってからの14年間は、父が所長を務める事務所で働くというそれまでと全く違った環境で、色々な人に助けられ、支えられてきた。これまた感謝、感謝である。

仕事や時間に追われると、ついつい忘れがちになる気持ちなので、たまにはこうして振り返って、大切なことを再確認する機会をもつのもよいものだなと思う。そして、次の10

年間はもう少し、「いっぱいいっぱい」が少なめに過ごせるようにしたいとも思う。

登録20年を振り返って

中嶋勝規 (54期)

登録20年目に大阪弁護士会の副会長に就任し、任期途中で21年目を迎えることになりました。21年目は会務の名残をこなしながら、弁護士業務へのリハビリに取り組むことになりそうです。



振り返ると長かったようであっという間の20年。まだ修習時代が昨日のようにも思えます。20年選手となると修習で御世話になった指導担当なのですが、私も修習生から同じように見えるのでしょうか。とてもそのような貫禄はありません。

場数はそれなりに積んではきましたが、一生勉強を続けたいといけないうこと、知らないことだらけであることは、1年間会務を担当してみてもよくわかりました。

改めて初心に戻り、10年後に充実した10年だったと思えるように明日からも頑張ります。

次の目標に向かって、さらに20年

本元宏和 (54期)

1 20年を振り返るに当たり、修習を終了する際、いくつかの目標を立てたのですが、そのうちの1つが「研修所の教官になること」だったことを思い出しました。



当時、既に大阪で弁護士をさせていただくことが決まっている中で、現実的には難しいと思いながらも、私を指導していただいた教官や先輩方のような良き人生の先達になりたいと思ったからです。

ただ、大阪で弁護士をしながら研修所の教官になることは、やはり現実的には難しく、3年くらい前から研修所で同じクラスだった方が研修所の教官になることを羨ましく思いながら応援していますが、ただ、後悔はありません。

2 というのも、私は幸いなことに、これまでに少なくない修習生の指導に携わることができたからです。

そして、私が指導した修習生が弁護士となり、今では立派に事務所を経営したり、中堅として後輩弁護士を指導したり、公私にわたる相談をしてくれたりもします。

また、これも幸いなことに、ロースクールや大学・大学院の授業を担当することができ、私なりに実務での経験を伝えたり、実務家（弁護士）像を示す機会をいただいています。

こうしたことだけでもありがたいことです

が、更にありがたいことに、私が授業を担当した学生を修習生として指導する機会にも与ることができています。

それだけでなく、私が授業を担当した学生と同じ弁護士として法廷で対峙したり、委員会で一緒に活動したりもしています。

こうしたことから、「研修所の教官になること」は実現できていませんが、その動機となったことについては十分に達成できたものと思っています。

3 ところで、こうして過ごしてきた10年くらいの間で、次に目指すべき目標が生じました。

そのきっかけは、平成26年10月から4年間務めさせていただいた大阪簡易裁判所での民事調停官（いわゆる非常勤裁判官）です。

任官も考えていた私にとって、この4年間の経験は大変刺激的で、新たな目標を持つ契機をいただきました。

といっても、達成できる目途は全く立っておらず、もしそれを達成することができるとすれば、20年くらい先のことになるはずで

す。仮にというか、万が一にもその目標を達成することができたのであれば、その時には何号になっているかわかりませんが、「法友」で報告させていただきます。

弁護士人生5分の1

石坂省悟（64期）

まず一言、法友倶楽部に入会して本当に良かったです。

私は、第5希望の高知配属になったこともあり大阪弁護士会に知人がほとんどいない状



態で入会し、孤独に苛まれている中、法友倶楽部に入会することができました。

入会時に自己紹介をしたとき、会場にいた故小寺一矢先生から、「奈良出身やったらどこの高校や!？」と離れた席からから聞かれたので、私が「桜井高校です!!」と答えたところ、「知らん!笑」と一蹴されたことが非常に懐かしい思い出です。正面から声をかけてくれる温かい法友倶楽部の先輩の先生方に囲まれて弁護士として歩むことができました。

また、法友倶楽部のジュニア部、研修、旅行、親睦企画に参加させて頂いたおかげで大好きな同期ができました。

登録4年目の平成27年3月に独立し、約7年になりますが、独立でお世話になったのも法友倶楽部の同期です。

当初、既に独立していた同期のやぶね法律事務所に入所しようとしたところ、事務所のスペースの問題で断念することになりましたが、同じくやぶね法律事務所に入所しようとしていた藪根先生が信頼できる同期の先生を紹介してもらい、3回目の面談で一緒に独立を決め、現在も良きパートナーとして一緒に仕事をしています。古今東西、独立と結婚（←ここ大事）は勢いが大事といいますが、

本当に痛感しています。

独立後も事件処理の相談に乗ってもらうのはいつも法友倶楽部の同期でした。

このように、法友倶楽部無くして今の自分はありませんし、考えたくもありません。

恩師と同じ弁護士50年を見据えているので、20年目の記事の弁護士人生5分の2を執筆したいと考えています。

人生第二のスタートを 切って10年

栗田圭司 (64期)

10年前、私は43歳で、人生の第2のスタートを切りました。15年間勤務した裁判所を退職してロースクールに通い、3人の子を持つ中年であるにもかかわらず、新人の弁護士としてのスタートを切ったのです。



当時は、新人弁護士の就職氷河期であり、加えて中年のおじさんを雇ってくれる事務所などありませんでした。そんな私を見かねて救いの手を差し伸べてくださったのが、弁護修習の修習先だった現所属事務所の西尾忠夫先生と濱川登先生でした。両先生は、それまで何人もの修習生の指導弁護士を引き受けてこられていたため、事務所内には修習生用の立派なデスクが確保されており、私もそのデスクで修習を受けたのですが、弁護士になった後も私がそのデスクを使い続けることをお許しいただいたのです。その結果、私は、両先生が受け入れた最後の司法修習生になりま

した。

以後、ベテランの両先生のご指導のもと、私は自分の思うように弁護士としての仕事をさせていただくことができました。両先生に救っていただかなければ、今ごろ私は弁護士をしていなかったかもしれません。

スタートが遅かった分、他の同期の方々より早いペースでいろいろな経験を積み、勉強していかなければならないという気持ちはあったものの、結局あつという間に10年間が経過してしまい、今でも、日々、わからないことばかりの中で仕事をしています。

しかし、その10年目の節目である今年、私は司法修習生の指導弁護士をさせていただく機会に恵まれました。指導弁護士のお話をいただいた際、指導弁護士など私には10年早いと思いながら、10年前に私を受け入れてくださった大阪弁護士会へのご恩返しのためにお引き受けすることに致しました。

若輩者（決して若くはありませんが）の私には、「指導」という程のことはできませんが、10年前に私が両先生から暖かく迎えていただいたことを思い出しながら、私も修習生に暖かく接することを心掛けています。

この10年間、弁護士会や会派の仕事にほとんど関わってこなかっただけでなく、その年の差故にジュニア部の活動など同期の皆さんともほとんど交流してこなかった私ですが、これをきっかけに、これからの10年間は弁護士会や会派の仕事にも少しずつ関わることで、こんな私を受け入れてくださった弁護士会に少しでも恩返しができると思っています。

この10年を振り返って

副島久満子 (64期)

早いもので、弁護士登録してから10年が経ちました。登録1年目の頃は、どこまで人に聞いて良くて、どこまで聞いて良くないのかも分からずに一人悩みを抱えることも多かったように思いますが、今では、目の前の課題を解決することが何より大事で、悩んでも分からないなら、人に頼ることも躊躇わないと思えるようになって随分楽になったように思います。



登録2年目で長女が生まれ、その2年後に次女が生まれました。子どもが生まれてからは、自発的にせよ、ハプニング的にせよ、子どもに多くの時間が割かれます。今も、早朝に起き出してこの記事を書いています(夜は、だいたい子どものを寝かしつけて22時頃にはお布団で、私も朝まで寝てしまうパターンです)、襖を挟んだ和室(寝室)から年長の次女の「ママーママー」と呼ぶ声が聞こえるので一端中断です。珍しく早起きできた日に限って、子どもも目を覚ますというのは一体どういうことでしょうか。また、最近では、次女が保育園からコロナウィルスを貰ってきて、濃厚接触者となった家族全員が、17日間、自宅待機でした(陽性者を隔離できない場合、家族は、ギリギリまで濃厚接触、ということになるので、陽性者の自宅待機期間《10日》+7日、自宅待機しなければならなかったのです)。

コロナに限らず、子どもの病気は(子どもに限らないかもしれませんが)突然です。長

女が1歳半のときには、川崎病になり、10日以上、入院することになりました。赤ちゃんの入院は、親(保護者)の24時間の付き添いが必須なので、夜は夫か私が病院に泊まって、日中は九州から応援に来て貰った夫の母に付き添いをして貰って、なんとか乗り越えました(余談ですが、長女が入院した日の夜、夫が病院で付き添い、私は自宅で翌日以降の付き添いに向けて準備していましたが、夜中に急にお腹に激しい痛みを感じ、救急車を呼んで、長女の入院する病院に私も運んで貰いました。私から夜中にお腹が痛いという電話を受けたとき、夫は、「もう、終わった、実家に頼るしかない」と思ったそうです。私の腹痛は、原因不明で、翌日には収まり、ストレスじゃないか?とのことでした。私は、ピンチのときに役に立たないどころか、心配を増やすポンコツなのです。こういうところは、幼い姉が頭部を怪我して流血したのを見て、自分も血の気が引いて倒れた母譲りです)。今では、子どもも大きくなって、病気もあまりしなくなり、保育園などからのお迎えの呼び出しも減多にありませんが、コロナのこともあって、いつでも、どこでも、とりあえずの仕事ができる体制作りは日頃から進めておかななくてはいけないなあと改めて実感しているところです。

子どもの話ばかりになってしまいましたが、それが私の日常です。自分の手に負える範囲で、精一杯仕事にも取り組んでいきたいです。

10年間を振り返って

高見晋祐 (64期)

弁護士になって丸10年が経ち、このような投稿の機会をいただきましたので、10年間の振り返りをさせていただきます。



まず、弁護士業務について振り返りますと、この10年間はずっと同じ事務所に勤務弁護士として所属し、一般民事・家事、企業法務、刑事事件、破産管財などなど、いろいろな案件・業務に携わることができました。自分の未熟さを痛感する毎日ではありましたが、たくさんの経験をするのができたと思っています。

10年の間には、たくさんの後輩が事務所に入ってくれました（その中で法友倶楽部にもたくさんの方が入ってくれました）。私は、その指導役なども担いましたが、逆に教えられる出来事も多く、私自身も成長することができたと感じています。

とはいえ、まだまだ弁護士として積むべき経験があると思います。そして、10年を一区切りとして、次は事務所経営も経験したいとの思いに至り、本年4月末をもって事務所を退所し独立することを決意しました（修習同期・同班の弁護士が開業している事務所に合流する形です）。おそらくこれまで以上に苦労をするだろうとは思いますが、覚悟を決めて頑張りたいと思っていますので、これまで以上に、皆様からご指導ご鞭撻をいただければ幸いです。

一方、私生活では、弁護士2年目で結婚し、4年目に長男が生まれました（今年の夏には

2人目が産まれる予定です）。弁護士としてだけでなく（それ以上に）、夫・父親としてもまだまだ未熟で精進が必要な今日この頃です。

最後に、会派活動では、2年目から法友倶楽部に所属し（1年目は無所属）、たくさんの先生方と交流させていただきました。特に、ジュニア部の代表幹事（サブ）を務めさせていただいたときは、ジュニア部のみならず、執行部や親会の先生方とも接する機会が多くあり、その中で、会派運営のことはもちろん、弁護士会の運営に関することもいろいろ知ることができ、とても貴重な経験となりました。

また、このときには、私自身は各種行事や懇親会にただ参加するぐらいしかできなかったのですが、同じくジュニア部の代表幹事を務められた増田力先生、会計幹事を担ってくれた青木佑馬先生をはじめとして、たくさんの先生方に助けていただき、何とか1年間乗り切ることができましたので、皆様には感謝の気持ちでいっぱいです。

ただ、ちょうどジュニア部の代表幹事の任期が満了する頃からコロナ禍にみまわれ、3代続けて、ジュニア旅行・追いコンなどの行事が延期となってしまったことは、とても残念でした。

コロナ禍が明け、また以前のように、さまざまな行事が制限なく開催され、たくさんの先生方と交流できる日が一刻も早く来ることを、切に願っています。

10年

田中章弘 (64期)

1 弁護士登録後すぐに法友倶楽部に入会させていただき、初めの頃は研修委員会に参加させていただきました。関わらせていただいた企画の中でも「弁護士のための交渉学（基礎編）」「要件事実よ、どこへ行く」「賢いメディア戦略教えます」の研修は大好評で、私自身は裏方にすぎませんが、勉強になり、とても良い思い出になっています。



昨年（令和2年）度は、会計担当の常任幹事を担当させていただき、弁護士会と会派の関わりなどを学ばせていただく機会も頂きました。

2 この10年間の私生活では奈良県の高見山の雪山登山や北アルプスの五竜岳の山小屋泊登山、ボクシングのスパリング大会など様々なチャレンジの機会がありました。最近は船釣りを始めています。

3 修習時代から言われてきたような専門性は残念ながらまだ身に着けることができていませんが、色々な関わり合いの中で日々変化に富んだ10年間だったと思います。

しかし、良いことばかりではなく、どうしても疲れてしまう時があります。そんな時に、気楽に（飲み）付き合ってくれる同期の存在は欠かせませんでした。

今年度で法友ジュニア部から卒業になりますが、今後は定期的に同期会を開催して、これまでの関係性を続けていけたらと願っています。

弁護士になってみたい

谷岡茉耶 (64期)

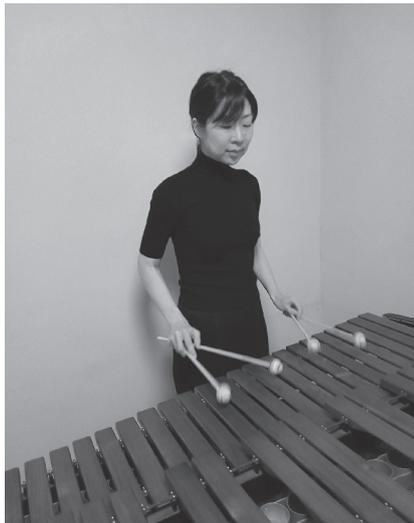
弁護士になってみたい、ただそんな気持ちから弁護士になり、早いもので10年経ちました。しんどいなあと思った時期もありましたが、今では弁護士の仕事が好きになりました。

それは、この10年間に余裕が出来て、（これでも）人間が丸くなったからではないかと思います。特に独立したての頃は、気にしなくてよいことに神経を張り巡らせてピリピリしていたように思います。事務所内でも、依頼者に対しても、今から思えばどうでもいいことにこだわったり、必要もないのに細かいことを言ったり、未熟な部分があったように思います。結局は、不安だとかこういった振舞いをしてしまうのですね。

しかし10年弁護士をしていますと、いつでも、誰に対しても、優しく、機嫌良くしているほうがすべてうまくいくことが分かってきました。今のモットーは「いかなる理由があろうと、相手が誰であろうと、絶対に怒らない」です。声を荒げて怒らないのは至極当然ですが、愚痴を言わない、ピリピリしない、イライラしない、クヨクヨしない、といったことも含みます。どうしても不機嫌になりそうなこともあります。そんなときはそんな自分に気付くように心がけています。そうすればいつでもニコニコ、平常心に戻ることが出来ます。そんな風に振舞っていますと、自分も周りも幸せだし、仕事も楽しいし、いいことづくしです。

さて、プライベートでは、マリンバとの出会いが日々を豊かにしてくれたと思っています。記録を読むように楽譜を読み、依頼者の

声を聴くようにマリimbaの音を聴き、法廷で弁論をするようにマリimbaを弾く。その結果何かを得るというよりも、ただそういった行為そのものが、私の喜びになっているように思います。仕事とマリimbaとがまるで車の両輪のように作用しあい、私の生きる原動力となっています。



人として成長しないとスケールの大きい演奏はできないとつくづく感じます。きっと弁護士業務も同じですよ。まだまだ至らない点も多いですが、もっと大きな人になれるよう、これからも精進していきたいと思えます。ご指導のほどよろしくお願ひ致します。

10年前の問いかけ

中尾良平 (64期)

「中尾君、我々弁護士はね、北新地のお姉さん達とおんなじサービズ業者なんだ。ただ、決定的に違うところがあるんだよ。何だかわかるかい？」



当時修習生だった私は、とある先生に“社

会勉強”と称して北新地に連れて行ってもらい、何軒目かのお店を出た時に、このような問いかけをされました。「次のお店に着くまで」という制限時間を設定されて、先生の後ろを歩きながら頭を捻って考えたのですが、気の利いた答えを出せぬまま、あっという間に次のお店の扉の前に。

しょんぼりする私を見て、ニヤリと笑いながら先生は、「新地ではお客さんがお金を払って、それを受け取ったお姉さん達が『ありがとうございました』って言うだろう？でも我々の場合、お客さんは我々に対してお金を払ったうえにさらに『ありがとうございました』って言うんだよ」。

私は、その後、無事に2回試験を通過して弁護士として働き始めることになりました。

初めて独りで対応させてもらった相談者さんは、弁護士バッジを貰ったばかりの私に「ありがとうございました」と言ってくれました。拙いアドバイスだったにも関わらず感謝してもらえたという気恥ずかしさと、少しは役に立てたかなという誇らしさがありました。

それから数多くの案件を担当し、様々な事案で経験を積みさせてもらったこともあり、私は、徐々に自信をもって案件に対応できるようになりました。相談者さんから「ありがとうございました」と言われても気恥ずかしさは顔を出さなくなって、誇らしい気持ちが大きくなっていました。

私は、あの時の先生の問いかけは「弁護士という職業はとても誇らしい職業だ」という趣旨だったんだなと思っていたのですが、ある日、母親から「最近、振る舞いが偉そうになってるよ」と言われました。

弁護士として働く年数が増えるにつれて、いつしか、相談者さんから感謝されることが当たり前になっていた私は、「誇り」が「驕

り」になっていたようです。弁護士は先生と
呼ばれる職業ですが「医者と法律家は他人の
不幸で飯を食う職業」とも言われます。先生
と呼ばれても驕ることなかれ。

あの時の先生の問いかけは「弁護士という
職業はとても誇らしい職業である。だからこ
そ、謙虚に真摯にしなければならない」とい
う趣旨だったんだというのが私の今の答えで
す。

これからの10年も弁護士人生も、問いかけ
の趣旨を模索していく10年にしていきたいと
思います。

ここまで読み返してみると、「とある先生」
は既にお亡くなりになっているかのように読
めますが、先生はご存命です。誤解なされぬ
よう付記いたします。

登録10年の振り返り

永木友雪 (64期)

法友倶楽部の先生方
お世話になっておりま
す。

みなさんがおっしゃ
るように、弁護士登録
をしてから10年は、ほ
んとうにあっという間
でした。

登録当初から7年間お世話になりました川
原総合法律事務所の川原先生が所属されてい
た関係で、法友倶楽部に入会させていただきました。

2年前に退所させていただき、梅田法律事
務所で執務させていただいておりましたが、
今年4月に、川原総合法律事務所でお世話
になった兄弁の先生2名と、新しく蒼星法律



事務所を設立することになりました。ここ
で、この10年よりももっと弁護士として成長
できるよう日々精進したいと思っております。

会派活動については、ほとんど参加せずに
10年が過ぎてしまいました。この原稿の編
集をされている田中先生を始め、同期の先生
方のLINEグループに入れていただき、事件
処理に困ったときに、時々相談等させていた
だいたりとお世話になっており、大変感謝
しております。

10年の節目を機に、会派活動の方も参加さ
せていただきたいと思い、厚かましくも、こ
の原稿を書かせていただきました。

この10年は、周りの先生方に助けていただ
き、乗り越えられた10年であり、感謝の気持
ちしかありません。

今後ともどうぞよろしく願いいたしま
す。

10年を振り返って

中村諒子 (64期)

「10年はあっという
間だった」

「思い描いていた10
年目の弁護士のイメー
ジとは違った」

会報誌などで弁護士
生活10年を迎えた先輩
方がおしなべて書かれていたフレーズです。

10年目が近づくにつれ、私も例にもれず、
同じ思いを抱くようになりました。

右も左もわからず弁護士としての一步を踏
み出したころ、ジュニアの例会や旅行で出会
う先輩方は自信に溢れ、何でもできるスーパ



ーマンのように見えました。

今の私はといいますと、そんなスーパーマン弁護士からは程遠く、悩むのが趣味なの？というくらい日々悩んでばかりです。

勉強することが山のようにありますし、失敗も多々あります。ただ、この記事を書くにあたって、10年の間に携わった案件の記録やデータを眺めていると、自分なりに、不器用ながらも必死に事件と向き合ってきた日々を思い出し、初心にかえることができました。節目ごとに自分自身を振り返ることは大切ですね。

仕事面では新人の頃から代わり映えがないように感じていますが、私生活では随分変化がありました。

5年目で結婚し、今は5歳と2歳の子どもの育児に奮闘しています。事務所の配慮もあり2回とも1年以上の休業期間を取りました。この業界では長いほうではないでしょうか。希望をきいてくれた事務所には大変感謝しています。

私自身は元来マルチタスクをこなすことが苦手なタイプなので、仕事と育児、家事の両立が果たしてできるのか不安でしたが、家族や事務所のスタッフ、友人など多くの人に支えられながらなんとか、という状況です。

保育園のお迎えや子どもの用事などで事務所での執務時間は産前に比べると格段に短くなりました。時間的制約からやりたい仕事に積極的に手を上げられない、育児は思うようにはいかず家事はもはや放棄に近い、何をやっても中途半端と、これまたワーキングマザーにありきたりな悩みを抱えています。物事の優先順位をつけて臨機応変に対応することは休業から復帰してからのほうがうまくできている気がします。

おそらく、次の10年も私はいろいろ悩むの

でしょう。悩みながらも、目の前の問題を一つ一つクリアして、新人の頃に夢見ていた弁護士像に少しでも近づけたら本望です。

最後になりましたが、私が大過なく弁護士10年の節目を迎えられたのは、周囲の方々の物心両面での支えがあったことです。いつか恩返しができるよう、今後も研鑽に励みますので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしく願いいたします。

10年を振り返って

後岡美帆 (64期)

弁護士登録から早10年。この10年間、私は周りの環境や人にとっても恵まれていたと感じています。

4年間勤務させていただいた堂島総合法律



事務所では、多種多様な事件を経験させていただき、弁護士として一番大事な基礎の部分を鍛えていただきました。独立した後も、事務所を訪ねると温かく迎えて下さり、自分のホームのような場所があることを、とてもありがたく思っています。

5年目からは、父と一緒に仕事をしていますが、どんな仕事にも一つ一つ丁寧に取り組む父の姿勢から、学ぶことは多いです。

法友クラブでは、会派活動を通じて多くの方々と交流させていただき、一人で仕事をしているだけでは決して得ることのできない繋がりを得ることができました。諸先輩方とお会いして貴重なお話を伺うことができるのは為になりますし、後輩とも（といっても、自分が年を取っていることをあまり自覚できて

いないせいか、下の期の先生方にも同期のような感覚で接してしまうのですが)、ジュニア部で楽しく交流させていただいています。何より、ちょっとしたことでも気軽に相談できる、楽しく心強い同期の仲間ができたことが、とても嬉しいです。

弁護士会の委員会では、特に、法教育委員会にお世話になっています。法教育は、大学生の頃から、弁護士になったらやりたいと思っていたことの一つでした。現在は、日弁連の委員もさせていただいています。子ども達と関わることも多いですが、いつもパワーをもらっています。

私生活では、4年程前に結婚しました。結婚したからには仕事とプライベートはきっちり分けなければと思いつつも、私はオンオフを付けるのが苦手なようで、家に仕事を持ち帰ってしまうことも多々あります(実は、この原稿も家で書いています)。理解ある夫に支えてもらいながら、仕事を続けられていることに、感謝しています。

さて、登録したての頃は、10年も経てば、それなりに経験を積むこともできて、効率よく仕事ができるようになるのではないかと考えていました。しかし実際は、まだまだ「初めて」のことに会うケースも多く、日々勉強の毎日です。弁護士という仕事は(仕事だけでなく、委員会等の活動も含め)、相当幅が広いので、いつまでたっても、完全に慣れるということはないのかもしれませんが。そういう変化に富んだ毎日を楽しみながら、何事にも丁寧に取り組むことを忘れず、周りに感謝し、人との繋がりを大切にしながら、次の10年も頑張っていきたいと思います。

10年間を振り返って

肱岡 徹 (64期)

執筆依頼で初めて10年目であることに気が付きました。執筆を依頼していただきありがとうございます。



10年間を振り返って、主な思い出の一つとして記憶に残っている出来事は、2018年の大阪マラソンを完走したことです。人に誘われて軽い気持ちで参加しました。「1時間で10キロくらいのペースを目標に走ったら4時間半くらいで完走できるかな」と考えながら走ってみたら完走できました。ただ、左足の親指の爪が全部剥がれてしまい、フルマラソンは身体に悪いと実感しましたので、二度とフルマラソンには挑戦しないと固く決意しました。

他には、3年目か4年目の頃、詐欺の否認事件で無罪判決を経験したことが記憶に残っています。依頼者から報酬を支払ってもらえなかったという苦い記憶ですので、早く忘れたいです。

これらの出来事に較べると、谷町筋に面した歩道で、情状証人に対して、「私が気に入らなくても、被告人のために打合せを続けて下さい」と叫んだことは些末な出来事なので、詳細は割愛します。

法友倶楽部の思い出といえば、一度、ジュニア旅行に参加させていただいたことがあります。道後温泉、楽しかったです。

次の10年は、健康に気を遣いつつ(現在、お昼は自炊しています。野菜やキノコ類を350グラム測ってから調理しています)、事務員さんの給料を支払うために仕事を続けつつ、

ITコンサルタントを目指そうと思います。

この10年を振り返って

前野修一郎 (64期)

この記事の執筆依頼を頂いて、弁護士登録後10年を経過したという事実を実感しました。

私が1年目位の時に、法友倶楽部の先輩方が10年はあるという



間だとおっしゃっていましたが、本当にそのとおりだと思います。

新型コロナの影響で、同期の友人にも会えていないですし、卒業旅行や追いコンが開催されていないことは残念ですが、延期ということなので開催された際には是非参加したいと考えています。

10年前には、今のようにWEBで期日や会議が日常的に行われているとは考えてもいませんでした。おそらく10年後には、今では想定できないような世の中になっているでしょうし、社会の変化についていけるようにと、この原稿を書きながら自分に言い聞かせています。

私生活では、登録4年目の時に結婚し、8年目の時に男の子が生まれています。10年前には、自分が夫となり、父となっているとは想像もしていませんでした。現在、息子は2歳に成長しており、毎日一緒にお風呂に入り、一緒に遊んで一緒に寝るなど、多くの幸せな時間を過ごすことができます。

簡単になりましたが、とても濃い充実した10年でもありました。この先、20年目、30年目の自分については、仕事面でも、私生活の

面でも、成長できたと実感できるよう、これからも頑張っていきたいと思っています。

それでは、これからも宜しくお願い致します。

次の10年に向けて…

松木俊明 (64期)

同期の田中章弘さんから本原稿の執筆依頼の連絡を受けて、「ほんとうに弁護士登録後10年経ったの？ 冗談じゃないの？」と思わず、口走ってしまいました。



10年前、弁護士登録してすぐの私には、弁護士登録後10年目の先輩方は、とても自信に満ち溢れ、どんなことを聞いても的確なアドバイスをくれ、プライベートでも新人をとことん楽しませてくださり、まるで、なんでもパーフェクトにできる「スーパーマン」のような存在でした。今の自分の立ち位置を改めて見ますと、そのような存在からはほど遠いなあと痛感させられてしまいます。

ただ、この10年間を振り返りますと、本当に有り難いことに、たくさんの方に支えていただき、様々な経験を積ませていただきました。特に、私は法友倶楽部の先輩方に多大なるご支援を頂き、弁護士業務について学ばせていただき、後輩たちにアドバイスをするように見せかけながら、後輩たちからもいろいろなことを教えてもらってきました。まだまだ弁護士としては駆け出しの段階であると自覚しております。10年の月日が過ぎて、自分がまだまだ成長できていないことや、もっと勉強しなければならない分野があること、人と

してもっと成長しなければならないこと等も少しずつですが分かってきたように感じます。また、スーパーマンのように、なんでも簡単にこなされているように見えた先輩方も、たくさんの経験を積まれ、時には人にも言えない苦しい想いをされてきたことも少しですが分かってきました。それでも後輩である私にそれを見せずに、多くのことを教えていただいていたことには、感謝の念に堪えません。

これからは、今までの10年間で培った知識や得た経験、人とのつながりを大切にしながら、これから先も続く弁護士としての人生を歩み、しっかりと成長し続けていきたいと思っています。

また、何よりも、私が現在も弁護士として業務ができているのは、優しく、時には厳しくもアドバイスをくれ、そして多くの時間を一緒に過ごした同期の友人たちのお陰です。登録後10年が経ちますと、それぞれを取り巻く環境が公私ともに大きく変わります。所属する組織や、属性が変わることも多々あります。

ただ、どれだけ状況や環境が変わったとしても、かけがえのない同期であり、仲間であることはこれからもずっと変わりません。

また10年後にも同期のみんなと笑いながらお酒を酌み交わすことが出来るように頑張っていきたいと思っています。

最後になりましたが、この度は投稿の機会を頂き、誠に有難うございました。先輩方のような「スーパーマン」のような存在になれる日はまだまだ程遠いですが、これからも日々研鑽に励む所存でございます。これからも変わらぬご指導ご鞭撻のほど何卒宜しくお願い致します。

10年を振り返って

水戸章博 (64期)

気がつけば、弁護士登録をしてから10年。

本当にあっという間だったように思います。

独立してからは、今冬で2年が経ちました。

コロナ禍での新たな出発となり、先行きに不安もありましたが、以前と変わらず、様々な事件に取り組む日々が続いています。

依然として、コロナ禍が続いており、様々な行事が中止となっている中で、節目の10年目を迎えることになり、少し寂しい感じがしておりますが、コロナ禍が終息して、復活することを心待ちにしております。

1日、1日を地道に積み重ねた結果、いつの間にか10年が経ってしまっていたという感じがしており、この10年で、自分として何が変わったのか、どのように成長したのかということについては、実感がありません。ただ、事務所内に保管している事件ファイルの山を見れば、これまで歩んできた道のりや積み上げてきた経験が確かにそこにあるんだなと思えることができますし、また、思い返せば、様々な方々との出会い・縁に支えられてきたんだな、と感慨深いものがあります。

次の10年が過ぎた頃に、自分自身がどのようなになっているのか想像もつきませんが、より機知に富んだ投稿ができるように、今後とも、研鑽を積んでいきたいと思っておりますし、仕事だけでなく、私生活も充実したものになっていけばいいな、と思っております。

今後とも、ご指導・ご鞭撻のほど、よろし



くお願い致します。

10年間を振り返って

籾根壮一 (64期)



弁護士登録をしてから10年間、公私ともに色々なことがありました。

弁護士として働き始めたのを機に初めて実家を出て一人暮らしを始めました。それから同期や時には諸先輩方とのめく

るめく夜がありました。

私は、修習生の頃からビールの一気飲みが得意で、生中であれば3秒程度で飲み干すことができます。和光ではワインとマッコリをデキャンタで一気飲みして、方向感覚をなくし、同期の田中先生に寮まで連れて帰ってもらいました。初対面なのに親切な人だなと思ったことを今も覚えています。

独身時代の末期には、同期の石坂先生と家が近かったこともあり、2人でよく近所の情熱ホルモンに行きました。いつも1人前で約200円の鶏皮ばかり注文して、90分約1400円の飲み放題で、生中やハイボールを各自15杯くらい飲んでいました。あの頃は、本当に楽しかったです。

振り返ると20代の頃は、午前3時～4時まで飲んでも翌朝元気に働いていました。30代前半になると段々日付変更線をまたいで起きているのが難しくなり、二日酔いにも悩まされるようになりました。今では酒を飲み過ぎると翌朝まだ酔っており、昼過ぎによやく

二日酔いになる始末です。肉体は嘘をつきません。体はもう若くないことを痛感する日々です。

これからは肝臓をいたわりつつ、細く長く酒を飲み続けていきたいと思います。

10年間を振り返って

脇田俊宏 (64期)

名古屋での修習を終えて初めて大阪に来て、早いもので10年になりました。振り返るとまず思い出されるのは、1年目、失敗と不勉強ばかりで、「なん



とかやっていけるだろう」という甘い期待が打ち砕かれ、先の見えない苦しい思いをしていた時期です。そんな中、諦めずにご指導いただいた太田先生、林先生には、感謝しかありません。会派では、同期の皆や先輩後輩の皆さまがいつも温かく迎えてくださり、心強く感じておりました。森先生と共に戦った裁判員裁判は、忘れ難い思い出です。

私生活では良き伴侶を得て、子供にも恵まれました。自慢の家庭を築けていることは、まさに僥倖としか言いようがありません。

もうすぐ10年になろうかという昨年10月、お世話になった太田・柴田・林法律事務所を退職し、守口市役所にて任期付公務員に就任しました。新しいフィールドですが、これまでの経験を活かし、精一杯頑張ります。

これまで支えていただいた先輩、同期、後輩の皆様へ深く感謝申し上げますと共に、今後ともご指導ご鞭撻をいただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

令和4年度 法友倶楽部 常任幹事自己紹介

法友倶楽部への恩返し、 1年間頑張ります！

幹事長 森 直也 (53期)



2022年（令和4年）度、法友倶楽部幹事長にご推薦頂きました、53期の森直也です。2000年（平成12年）法友倶楽部に入会を許されて早や22年。その間、ジュニア部代表幹事や宮崎執行部での筆頭副幹事長、そして法友倶楽部のご推薦を受けて2020年（平成2年）度大阪弁護士会副会長職も経験させて頂きました。法友倶楽部の諸先生方に可愛がられ（？）育てて頂いた恩返しとして、この1年幹事長として、微力ながら精一杯やらせて頂きます。どうか、宜しくお願い致します。

大阪弁護士会において、会派の担う役割には、大きく3つの側面があります。ひとつは、会に対して重要な政策提言を行う政策団体としての側面、ひとつは会に会長・副会長を初めとした重要な役職を送り出すことにより会務運営を支える側面、そして弁護士職務の研鑽に努めながら会員の親睦を図る側面です。

このような認識のもと、2022年度の法友倶楽部の運営においては、まず政策団体としての機能を充実させるため、幹事会の更なる活性化を図りたいと考えます。コロナ禍の副産物であるWEBを利用したりリモート会議によ

り、幹事会はこれまでより出席者が増えています。そこで2022年度は、幹事会の効率的運営を図り、できるだけ多くの方々と政策検討の議論を行えるよう工夫したいと考えています。具体的には、弁護士会の各委員会で重責を担っている方々に、所属する委員会の活動を報告して頂く機会を設け、問題意識の共有を図りたいと考えています。

また、人材輩出の側面においては、ややもすると年度毎に幹事長任せになっていた副会長候補者の選出について、できれば5年くらい先を見越した選出を検討するPTを幹事会直属で立ち上げたいと考えています。もちろんこれは、男女共同参画の観点から、当倶楽部としても女性理事者を選出していかなければならないことも見据えた対応です。

そして、親睦については、コロナ禍において対面での行事を行いつらい状況はまだしばらく続くと思われそうですが、そのような中でも何とか「顔の見える」親睦行事ができないか模索していきたいと考えます。会派内の親睦は、会員の孤立を防ぎ、不祥事を未然に防ぐ意味からも重要です。一人でも多くの方が気軽に参加できる行事を少しでも持てればと思います。

と大言を吐いて参りましたが、このような理想は、力不足の私一人ではなし得ません。そこで筆頭副幹事長を我が頼れる盟友、辻村幸宏さんをお願いしました。さらに常任幹事として小林理絵さん、藪根壮一さん、中原明子さん、青木佑馬さんという、フレッシュかつ有能なメンバーが揃いました。併せてジュ

ニア部代表の中島裕一さん、玉野まりこさんと共に、2022年度副会長井崎さんを支えつつ、1年間会運営を行って参ります。どうか、宜しくお願い致します！

次年度は集まりますように

副幹事長 辻村 幸宏 (55期)



次年度筆頭副幹事長を拝命いたしました辻村幸宏です。

常幹入りは平成25年度（近藤行弘幹事長）、平成30年度（宮崎誠司幹事長）に続く3度目

になります。

元ボスの亡小寺一矢先生が法友倶楽部の活動に熱心でしたし、会長選挙を経て、私も法友倶楽部に「遊び場」のように出入りし、いろんな方からかわいがっていただくようになりました。懇親の場などで先輩たちとお話をさせていただくのが面白く、また非常にためになる経験だったと感じています。若いつもりて後輩たちにも言いたい放題ですが、どうやら受け手にすれば圧もアクも強すぎるようだとわかってきました。少しは包容力を身につけ、若手に煙たがられないよう、先輩方から受けた恩や愛情をお返りする側に回りたいと思います。

2年に及ぶコロナ禍でこれまで当然のものと思っていた、リアルで人と会って話したり、経験や学びを共有することの価値がより深く感じられるようになったように思います。次年度は、法友の誇るエンターテナーである森直也幹事長をトップに仰ぎ、他の副幹事長らとともに、利害も年齢も性別も超えた会派

という「遊び場」でみなさんが大いに楽しんでいただけるようにお手伝いさせていただきます。

楽しい行事ができることを願いつつ、就任のご挨拶とさせていただきます。1年間、何卒よろしく願いいたします。

1年間よろしく願いいたします

副幹事長 小林 理絵 (61期)



この度、令和4年度の常任幹事を務めさせていただくことになりました61期の小林理絵と申します。

登録したころは、ジュニア旅行やビアパーティーなど法友倶楽部の活動に参加させていただいておりましたが、最近ほとんど会派の活動に参加できておらず、すみっこ会員だったので、なぜお声がかかったのかと不思議に思っております。

正直、常任幹事の業務をよく分かっておらず、森先生から声を掛けていただいた際にも、本当に何も分かっていませんがいいんですか？とお答えしたのですが、いいよいよと力強く言っていただきました。森先生や辻村先生とご一緒できるなら楽しいに違いないとお引き受けした次第です。

私自身、コロナで人との繋がりが薄れ、事務所と自宅の往復で、家族以外の方と業務以外の話をする機会がなくなってしまう、人との交流、繋がりが如何に必要なものか日々痛感しています。引き続きリアルでの交流は難しい状況だと思っておりますが、皆様に参加してい

ただけるような交流の形や場を工夫していけたらと思います。

1年間森先生のもとで他の常任幹事の先生方と共に頑張ります。1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

1年間よろしく
お願いいたします。

庶務担当副幹事長 藪根 壮一 (64期)



藪根壮一と申します。次年度、庶務担当として常任幹事を務めさせて頂くことになりました。

常任幹事を拝命するのは今年度が初めてで、不慣れなところが多々ございますが、辻村幸宏先生のご指導を仰ぎつつ務めを果たしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

私が弁護士登録をしてから10年あまりが経過しました。現在に至るまで、何度も難局に直面いたしました。その都度、法友倶楽部の先生方からご指導、ご助言を賜り、そのおかげで今まで弁護士を続けることができました。私にとって法友倶楽部の活動を通じて得た縦横のつながりは、弁護士として活動していくために何より大切な財産です。

私は、法友倶楽部への恩返しのためにも、会派活動を通じて、若手の先生方に修習期の垣根を越えて経験豊富な先生方に気軽に相談できるような人間関係を築いて頂けるよう、お手伝いをさせて頂きたいと考えております。

残念ながら会員同士がリアルで交流する機会は大減っております。しかし、今まで

の業務のあり方を抜本的に変えざるを得ない情勢の下、悩みを抱えておられる方も多いのではないかと思います。

会員相互の交流を今一度活性化できるよう、森幹事長の下で私も微力ながら精一杯務めさせていただきます。

よろしく
お願いいたします。

会計担当副幹事長 中原 明子 (66期)



次年度会計を担当させて頂きたく、66期の中原明子です。

会派の行事には、登録年度以降、やや足が遠のいておりましたが、様々な場所で法友の先生方と一緒にさせて頂く機会を頂き、会派のありがたみ(だけ)を享受しておりました。

ところがある夜、突然、飲み会中の同期らから、「次年度会計を引き受けられる人がいない。引き受けてくれないか」という連絡が入りました。未就学児の子育中のため、(特に夜の行事の出席が)難しいと思ったものの、聞けば、他の同期らが引き受けられない理由も充分理解できるものだったので、あれやこれやと話し合った結果、「夜の行事には同期が必ず出席し、会計を務める」というやや変則的な解決策をとることになりました。

それでも、お金を扱うのにそれでいいのか、ぎりぎりまでお引き受けするのを迷っていたところ、森先生より直接お電話を頂き、「問題ない」と力強くおっしゃって頂いたことで、初めて前向きに考えることができました。

このような事情ですので、次年度はいわば66期一丸となって会計を務める所存です。

私も、はじめこそ「他にいない」という消極的理由でしたが、今では、1年間、森先生を支え、会計の職務を務めたいと思っておりますので、皆様ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

1年間よろしくお願ひ 致します。

庶務担当副幹事長 青木 佑馬 (70期)



次年度、庶務担当として常任幹事を務めさせて頂くことになりました、70期の青木佑馬です。

私は、法友倶楽部に入会して以降、できるだけ会合には参加して、諸先輩方や同期と交流を深めるようにしてきました。法友倶楽部は、事務所の垣根を越えて、日々の悩み事を客観的に、気軽に相談できる場であり、経験の浅い若手には特に大事な場であると実感しています。また、個性豊かで素敵な先生方とふざけた話しや真面目な議論ができる場と感じています。

歴史ある法友倶楽部の役職に就くことができて、大変光栄に思います。

昨今は、コロナ禍の影響から90周年事業が無くなるなど、会派の対面での会合やイベントが開催できない難しい時期を過ごしてきました。特に72期以降の先生方は、同じ会派の先生と知り合う機会が極端に少なく、親睦を深められないでいるかと思えます。

今年度は、森幹事長のもと、いろいろな世代の先生方が交流できるよう、アプローチ出来ればと思います。情勢を見て、リアルでのイベントの開催などもできればと思います。

至らない点多々あるかと思いますが、1年間、よろしくお願ひ申し上げます。

令和4年度ジュニア部代表幹事 就任のご挨拶



中島裕一



玉野まりこ

中島 裕一 (66期)

1 ご挨拶

令和4年度の法友倶楽部ジュニア部は、代表幹事の中島裕一（66期）と玉野まりこ（67期）、会計幹事の竹田仁（73期）の3名で務めさせていただきます。

2 次年度の意気込み

代表幹事（67期）の玉野さんからは、「コロナ禍による行事の縮小や中止が求められるようになって早や2年。今後も画面上でしかお会いできない期間が続きそうですが、会派のよいところは「考えていることも取り組む仕事も違う人と、広く緩くつながれる」ところだと思います。若手のみなさんが、困ったり迷ったりした時に、「あの人に相談してみようかな」と思えるような関係性を持てるよう、あたたかい雰囲気をつくっていきたいと思います」とのコメントをいただいております。玉野先生は会派・会務ともに幅広い分野で活躍しておられます。楽しい例会を一緒に企画していけることを楽しみにしています。

会計幹事（73期）の竹田さんからは、「初めての役職で、まだまだ右も左も分かりませんが、精一杯頑張りたいと思います。よろしくお願いたします」とのコメントをいただきました。竹田さんは弁護士2年目であり、コロナ禍でなかなか思うように会合が開けず、初参加が昨年12月の例会であるにも関わらず、会計幹事に手を挙げていただいたことに深く感謝しております。

私としても、法友倶楽部ジュニア部が、将

来にわたって誰かの居場所であるよう、コロナ禍で薄くなってしまった皆様の縁を再び繋ぎ合わせ、例会を盛り上げていく所存です。

コロナ禍において、令和2～3年度のジュニア部代表幹事・会計幹事の皆様は工夫を凝らし、ジュニア部の繋がりが絶えないよう、例会を開催していただきました。

私たちも、（気が早いですが）胸を張って次々年度にバトンを渡せるよう、全力を尽くしてまいります。

3 活動方針

なるべく多くの方に興味をもって参加していただけるよう、例会では、レクリエーション企画、研修的な企画、ゲストを招いての企画や、他会派とのコラボなど、様々なジャンルをバランスよく開催したいと思います。

例年、4月の例会で、皆様の意見を聞いて年間の企画概要を固めますので、ジュニア部の皆様は、まずは4月の例会にご参加いただきますよう、この場を借りてお願い申し上げます。

また、延期となっている62期以降の追いコンや旅行等の企画も、今年こそ実現できるよう、力を尽くしてまいります。

4 さいごに

令和4年度の法友倶楽部ジュニア部は、こんなご時世だからこそ、明るく、力強く活動してまいります。何卒よろしくお願申し上げます。

第68回 先進者顕彰会



竹岡 富美男 (31期)

令和2年1月5日(木)午前11時より令和4年新年祝賀会(参加人数の制限がありました)に先立ち、先進者顕彰会が開催されました。

大阪弁護士会では、弁護士、裁判官または検察官にあった期間が通算して40年に達し、かつ、20年以上当会の会員であった者を先進者として表彰しており、68回となった今年は、昭和56年に弁護士登録をされた33期の方々を中心に式が執り行われました。

法友倶楽部からは、上田裕康先生、北側一雄先生、北野幸一先生、後岡良知先生、益満清輝先生、山川富太郎先生の6名が顕彰されました。

33期の先生方が登録された昭和56年は、東京地裁・ロッキード裁判で、証人が5億円の受領を認める証言をし、「蜂の一刺し」が流

行語になった年でもあります。

日本社会は、その後、戦争はなかったものの、バブル景気とその崩壊、リーマンショック、相次ぐ震災などを経て、いまパンデミックとの闘いのまっただ中にいます。

顕彰会を迎えられた皆様の受け止め方は様々ですが、常に変わりつつある激動の社会の中で、法曹としての役割、社会的役割を果たされてきたことは、敬意に値するもので、誇らしく、共に喜ぶものです。

今後ますますのご活躍と後輩へのご指導を賜れんことを祈念する次第です。

末尾になりましたが、米寿を迎えられた河上泰廣先生、高澤嘉昭先生、布谷武治郎先生、まことにおめでとうございます。今後とも法友倶楽部を厳しくも暖かく見守って頂けるようお願いする次第です。



祝 若手会会派対抗ゴルフ五連覇!

石坂省悟 (64期)

1 今年度の現状

「谷間世代」、これはサッカー日本代表で、黄金世代の後のアテネ世代を揶揄して使われた用語である。

私含め法友64期は紛れもなく法友「谷間世代」である。

これまで、60期の山岡先生、61期の塚崎先生、62期の金先生、63期の東先生と自他共に認める法友若手ゴルフ会のレジェンドが活躍してきました。

令和2年11月28日に開催された63期最後の対抗戦後、四連覇の嬉しさもありつつ「谷間世代」は焦りを感じていました。

上記60～63期までの「黄金世代」が若手会派対抗戦で四連覇を成し遂げ、次はジュニア卒業年度である私達64期が引っ張って行くこととなります。

今年の目標はもちろん五連覇、五連覇を成し遂げた先人の方をネット検索したところ、ヤクルトの内川聖一さん（日本シリーズ）、内村航平さん（世界体操）等錚々たる顔ぶれが並びます、この方々に肩を並べるのは相当な訓練と試合で結果を出すことができる精神力が必要です。

「谷間世代」で100切りをしたことがある人材が皆無であり、64期の代で輝かしい記録を止めてしまうのではないか、というプレッシャーに押し潰されそうでした。

2 ジュニア例会

65期以降の先生方が中心となり、毎月のよ

うにゴルフ例会を実施し、相当な訓練をしたおかげで64期でも多少は本番で戦うことができる兆しが見えていたところ、法友倶楽部若手ゴルフ三強の一角である都先生が10月20日のジュニア部例会で右肘の靭帯を切る大けがをしてしまい、三強の一角が欠け戦力が大幅ダウンしてしまいました。

3 対抗戦に向けて

例年、前年度の優勝会派が対抗戦のコースを選択する権利があるのですが、奈良柳生カントリーは65期の山田先生が会員で、練習コースとして利用できるということで、地の利を生かして選択することになりました。

来年度が最終参加の山田先生としては次年度に使いたい、という気持ちを押し殺して今年度の本番コースに選んで頂きました、山田先生の貢献度は計り知れません。

直前のゴルフ例会で、奈良柳生カントリーにて本番練習を行ったとき、上位5名での仮集計を行ったところ、奇跡的に私が5位に入ることができたのですが、例年の優勝ラインからは程遠い合計スコアに止まり、「谷間世代」が団体戦の集計に入ると優勝ができないというジレンマのようなものを感じていました。

4 対抗戦当日

都先生の復帰が間に合わない中、令和3年11月27日の若手会会派対抗戦が奈良柳生カントリーにて開催されました。

若手会会派対抗戦当日、新型コロナウイルス

ス感染症拡大防止のため、朝の受付を設けず順次スタート、プレー終了後の会食は参加者全員が出席ではなく、内容も簡易なものになりました。

そのため、法友の全体集合写真を撮影できなかったのが悔いが残っています。

64期は3名参加したのですが、快晴→雨→雹→快晴→雨→雹という異常気象の中で戦ったせいなのか（但し、参加者全員が同条件）、精神力が不足していたのか、残念ながら団体戦（上位5名での集計）に貢献することができませんでした。

法友倶楽部としては、一水会との接戦の末、五連覇を達成することができました。

山田先生（65期）西本先生（66期）、山内先生（67期）、片岸先生（67期）、東井先生（70期）が法友倶楽部の団体上位5名に入りました。

西本先生は7月のゴルフ例会から参加して頂き、即戦力として活躍されました！

残念ながら、前年度は新型コロナウイルスの影響で対抗戦後の懇親会ができなかったため、当日夜、63期の先生方から頂いた前年度の優勝賞金を加えた優勝賞金2年分、61期の塚崎先生からの援助により少人数ながらも盛大な祝勝会ができました、この場をお借りして感謝申し上げます。



祝勝会に駆けつけてくれた法友倶楽部若手ゴルフ三強の一角の都先生（左）

また、代表幹事の門林先生、永井先生、同じく世話役として天井先生、同期の田中先生がいてくれたおかげで、法友倶楽部がホストとして無事対抗戦を開催することができました、本当にありがとうございました。

5 優勝記念（サイプレスゴルフ）

例年、阪本政敬先生が若手会対抗戦の優勝記念としてサイプレスゴルフに若手を連れて行って下さるのですが、今年も例にもれず12月10日にサイプレスで快適にプレーし、併設のレストランで高級焼肉に舌鼓を打ちました。

毎年、サイプレスゴルフに連れて行って下さり、感謝申し上げます。

6 来年に向けて

これまでの準優勝チームとのスコアの差は、4年前は20打、3年前は24打、2年前は17打、昨年は7打、今年度も7打と近年は特に接戦（4年前と昨年は4名での集計）となり白熱した闘いを繰り広げています。

私自身は7年前からゴルフを始めましたが、アプリで記録化してから103ラウンド目にして、昨年ようやく初めて100を切ったレベルです。

若手の先生方で構成する法友若手ゴルフ会グループLINEの登録者が50名を超えて活発にゴルフ例会を実施していますし、移動手段がない先生方については近場の先生方が送り迎えをして楽しく活動しているので、未経験や移動手段が無いと心配されている若手の先生方等も気軽に参加してもらえたらありがたいです。

65期以降の法友「プラチナ世代」の先生方は、これからも例会を楽しみつつ六連覇を目指して頑張ってください！

冬季定期総会のご報告

令和3年度 法友倶楽部副幹事長 増田 力 (63期)

令和3年12月20日、18時から令和3年度冬季定期総会が開催されました。昨年に続き、コロナの影響により、会場とWEBを併用する形での開催となりましたが、合計58名の会員にご出席いただきました。

通常、「式典の部」と「懇親の部」の二部構成とされていましたが、昨年はコロナ禍初年度ということもあり、「式典の部」のみの開催となったこともあり、林幹事長の号令の下、今年こそは懇親の部も開催すべく、「EN」の方にもご協力いただきました。

審議事項としては、次年度の大阪弁護士会副会長候補者として井崎康孝会員を推薦し、選挙対策本部長として福原哲晃会員を、次年度法友倶楽部幹事長として森直也会員を選出することが付議され、満場一致で承認されました。

続いて、令和4年度の幹事選出について次年度常任幹事に一任するとの承認がなされ、また、令和4年度政策承認の件について森直也会員からの説明がなされました。

報告事項としては、竹岡富美男会員、池内清一郎会員から調査委員会に関する報告がなされ、林裕之幹事長からは会費減額諮問につ



いての報告がなされました。調査委員会の報告に対しては、出席者からも意見が出される等、会員の関心の高



さを窺い知ることができました。

その後、次年度常任幹事の紹介及び挨拶、新会員の紹介がされ、式典の部は終了となりました。

続いて行われた懇親の部では、会としては久しぶりとなる「乾杯」もあり、黙食ではあるものの食事の提供もされる等、久しぶりに懇親会らしい懇親会となりました。

更に、昨年度は実施されなかったオークションも無事に実施することが出来ました。感染防止の観点から、商品の周りに人が密になるのを避けるため、WEB中継形式で商品を紹介するなど、初めての試みで不安もあったものの、オークシヨニア森直也会員がその能力を遺憾なく発揮し（入札意思のない人も気付けば入札させられている）、WEB参加者からも多くの入札がされる等、大盛況となりました。

最後に、岡豪敏会員から閉会の辞が述べられ、散会となりました。

なかなか思うように対面での行事を実施することも躊躇われる状況ですが、対面でしか出来ないこと、WEBでも出来ること等、いろいろと収穫もあった総会となりました。

ご出席いただきました皆様、ありがとうございました。

令和3年度 法友倶楽部内委員会活動報告

企画委員会活動報告

宮崎 誠司 (47期)



1 はじめに

本年度の活動は、後述の各諮問に対する答申及び政策の提言である。以下、概略する。

2 諮問対応

諮問第1号は、当会の毎年度の会計が黒字収支で継続し、次期繰越残高も累積していることに関し問題意識があり、会費の減額にかかる具体的な検討、また現在の特別会計なる名目の預金口座の位置づけが不明確であることを踏まえ、規定による明確化の可否にかかる意見が求められたもの。

諮問第2号は、会派の管理口座の預金が会計担当会員によって横領された事件を基に検証すべく立ち上げられた調査委員会の調査報告書を踏まえて、不祥事の具体的な再発防止策にかかる検討が求められたもの。なお、本年度、当会会員による高額な横領行為が発覚したことも踏まえている。

(1) 諮問第1号

諮問事項

- i 当会の会費（年間2万4000円、ジュ

ニア部は年間1万2000円）を減額することの可否、減額する場合の適切な額

- ii 一般会計とは別に一定の目的をもった特別会計の設置の可否、設置する場合の規律

答申の趣旨（概略）

- i 現行の年間2万4000円の会費（ジュニア部会員は年間1万2000円）を令和4年度より年間1万8000円（ジュニア部会員は年間9000円）に減額すべき。なお、会費の額は、随時、見直しを行うべき。次年度繰越金が今後も増加し続ける場合には、更なる会費減額を検討すべき。毎年度の最初の定期総会において、会費の額を定めることも含めて検討されるべき。
- ii 当会の会計を一般会計と創立記念行事に目的を限定した特別会計に分けるべき。規定例も提示。

(2) 諮問第2号

諮問事項

当会会員の不祥事の再発を防止するための具体的施策

答申の趣旨（現時点、検討継続中）

不祥事の具体的な再発防止策に関して、①会派管理口座の在り方、②会員一般の業務上横領行為の再発を防止するための具体的施策、③当会会員による業務

上横領行為が発覚した後の具体的施策、
④会員の不祥事防止策一般に項目立てして意見交換をした。

3 政策(細項目、概略)

現在、弁護士自治、人権擁護(入管問題等)、男女共同参画の推進(理事者選任にかかるクオータ制等)、刑事弁護(取調べへの弁護士立会の実現等)、次世代を担う子どもや若年者の人権課題(子どもの権利基本法創設への取り組み等)、業務拡大(法律相談事業の拡充等)を政策課題として取り上げた。

4 おわりに

前述した答申の内容が、ひとつでもふたつでも実行され、会派の活動の活性化につながることを期待する。

また、法友倶楽部創立90周年記事もその多くが中止となる中で、90周年記念事業実行委員会の記念誌・アルバム部会と広報委員会が協力して、法友倶楽部の公式ホームページの開設に至りました。

法友倶楽部のホームページは、かつては存在していたものの、その更新の煩雑とコストの面から一旦廃止となっておりましたが、この機会に新しくホームページを開設しました。

新しいホームページでは、一般向けのページと会員専用ページに分け、個々の会員を紹介する個人ページも用意しています。

一般向けページでは法友倶楽部の紹介や楽しさをご紹介する一方、会員専用ページでは、行事予定・行事報告をはじめとして、会報のバックナンバーや、議事録・規約等も掲載し、会員への情報提供を充実させています。

法友倶楽部内外に向けて、かわら版以上にリアルタイムに情報提供をし、今後の法友倶楽部をより盛り上げていく重要なツールになると期待しています。

次年度も、会報誌通常版・かわら版・ホームページの三種三様のメリットを活かして、執行部のお考え・各委員会の活動を、本年度以上に伝え、盛り上げていくことを祈念して、活動報告と代えさせていただきます。

最後になりましたが、とても頼りない委員長を、懲りずに支えて頂きました、担当常幹の宮部先生・北口先生・広報委員の先生方にはこの場を借りて、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

広報委員会活動報告

山田 敬子 (56期)

本年度、広報委員会では、令和3年7月に「かわら版3号」、12月に「かわら版4号」を発行し、また、令和4年3月に本号(通常版147号)を発行いたしました。

元々、かわら版は、コスト削減を図りつつ、各種行事などのご報告をできるだけリアルタイムでお届けすること意図として企画したものでしたが、昨年度に続くコロナ禍で、各種行事の中止が相次いだことにより、お届けする行事が少なくなってしまったのは、大変残念でした。

次年度こそ、コロナ禍も落ち着き、たくさんの方が行事が実行され、より多くの楽しくまた有意義な記事をお届けできることを期待しています。

法曹交流・研修委員会 活動報告

山崎 道雄 (60期)



1 法曹交流委員会

法曹交流委員会では、昨年度に引き続き、OJT及びサポート制度を運用致しました（なお、司法修習生との懇談企画については、親睦委員会との共同開催を検討しましたが、予定日に大阪府全域にまん延防止等重点措置に基づく要請があったことを踏まえ、やむなく中止としました）。

OJTは、法友倶楽部内でチューターと受講者をマッチングし、会派内で弁護士業務のOJTを実現しようという試みです。また、サポート制度は、親会から選任されたサポート会員において、若手からなされる質問（初歩的なものを含む）や共同受任の要請に対応するという制度です。

サポート制度については、相応の相談件数がありましたが、OJTは、昨年度と同様にマッチングが1件に留まりました。昨年度の反省から今年度は、ジュニア部MLを中心に告知にも注力しましたが、コロナ問題で交流の機会が少なかったことも影響してか低調な結果となってしまいました。

とはいえ、いずれも、若手会員にとって、業務拡大やスキルアップにつながる有意義な制度ですので、次年度委員会には、引き続き各制度の意義及び改善案を引継ぐように致します。

2 研修委員会

第1回研修（令和3年8月26日開催）は、「知的財産法・倒産分野の実務 初級編」というテーマで開催し、井崎康孝先生（54期）に講師を担当いただきました。倒産法分野・知的財産法分野の通常の研修では聞けない・でも知りたいことも含めてかなり具体的なお話を聞くことができました。

第2回研修（令和3年11月26日開催）は、辻村幸宏先生に民事調停官、櫛田博之先生に消費者庁職員・企業内弁護士、中島裕一先生に自治体の特別嘱託職員についてお話いただきました。それぞれ、目指すきっかけ・採用方法・具体的職務内容・弁護士業務との関係性等についてお話いただき、若手だけでなく、中堅・ベテランの先生にも非常に役に立つ内容だったと思います。

いずれも、「会派ならでは」として、かなり踏み込んだ内容の研修でして、次年度も、研修委員会において、会員に有意義なおもしろい企画を検討いただければと考えています。

3 最後に

以上のとおり、本年度は、法曹交流委員会と研修委員会の各委員長を担当させていただきました。当初は、十分に対応できるか不安でしたが、チューター、サポート会員、講師の先生方及び制度・企画に携わった皆様のご協力により、何とか職務を全うできました。本誌をお借りして、心より御礼申し上げます。

親睦委員会活動報告

山岡 直人 (60期)



1 はじめに

今年度の親睦委員会は、ほとんどの企画が、コロナウイルスの感染拡大の影響を受け中止とせざるを得ず、大変苦労いたしました。

委員会の開催もZoomによる開催が主となり、闊達な意見交換もなかなかできず、多くの委員の意見を企画に反映できなかったことも非常に残念な1年でありました。

そのような状況でしたので、比較的感染リスクの少ないゴルフ例会（HGC）の開催を中心とした1年となりました。

2 第1回HGC（令和3年7月22日）

ABCゴルフ倶楽部において、7名の参加で第1回HGCを開催いたしました。

当日はまさに感染波の間隙のせい、中国道が当時としては珍しく大渋滞し、委員長自ら遅刻するという事態に見舞われましたが、晴天の中久しぶりのHGCを楽しむことができました。

3 第2回HGC（令和3年10月24日）

東急グランドオークゴルフクラブにおいて、12名の参加で第2回HGCを開催いたしました。

前回の反省を踏まえ、朝も暗いうちに出発した私は、クラブハウスも開かない午前6時に現地に到着するという気迫を見せて挑みました。

中嶋副会長の参加もあり、久しぶりに会員間の親睦交流が図れたHGCでした。

4 ビンゴ大会の中止

毎年夏の総会にて行われてきたビンゴ大会も、ビアパーティが中止となった影響で中止となってしまいました。

5 ボウリング大会の中止（令和4年1月22日）

第5波が収まり、ようやく多くの人が集まれるという期待の中企画したボウリング大会でしたが、オミクロン第6波の影響を受け中止となってしまいました。

6 スキー企画

塚崎専任委員による恒例のスキー企画が、令和4年2月10日から13日、北海道ルスツリゾートスキー場にて開催されました。毎年他会派からも多くの参加者がある名物行事であり、無事開催され本当に良かったです。

7 終わりに

今後も、第3回HGC開催とWebでの企画を検討しているところです。

来年度こそは多くの会員の皆様が楽しんでいただけるような企画が開催できる時勢になることを願って止みません。

コロナ禍でのジュニア部活動

門 林 俊 夫 (65期)

1 はじめに

本年度のジュニア部は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス（以下、「コロナ」といいます）の影響なしには語れない1年でした。良くも悪くもコロナに慣れつつある状況下で、感染対策を意識しつつ、できる限り例年と同じようにイベントを開催することを心掛けました。1年を通して、できた事、できなかった事がそれぞれありましたので、ここで振り返ってみたいと思います。

2 ジュニア部例会

ジュニア部例会の前半戦はオンライン中心の活動で、後半戦から徐々にリアル開催を実施していきました。第1回例会は代表幹事・会計担当の選任、第2回例会・第3回例会はトークテーマアプリを使ったオンライン飲み会、第4回例会は副会長候補の先生から意見を聴く会、第5回例会は礼法の講師によるオンラインサロン、第6回例会はボイストレーニング（理論編）、第7回例会はエキスポシティ「VS PARK」にプチ遠足でした（ここまでのジュニア部例会の詳細は、法友かわらばんをご覧ください）。

第8回例会は、ボイストレーニング（実践編）でした。第6回例会でボイトレ企画が大好評でしたので、今回は“実践編”と称して、講師の先生に歌唱の個別指導をしていただきました。参加者全員が1回は歌うというお約

束ですが、カラオケでも1曲目は緊張するもの。講師の先生のご厚意でお酒の力を借りて、宴会さながらのボイストレーニングでした。これが楽しくないわけがない。次年度も実施されるなら、是非参加していただきたい企画の一つです。

第9回例会は、事実上の忘年会でした。12月下旬はコロナ感染者も低調で、忘年会を兼ねて（こちらがメインだということはここだけの秘密です）の開催です。例会としては、一応、ジュニア旅行の行先のアンケート調査をしています。例会に初参加の方もちらほらおられて、オンライン開催とリアル開催の差を感じさせられました。

第10回例会は、ピン芸人の“コラアゲんはいごうまん”さん（以下、「コラアゲんさん」と呼ばせていただきます）による単独ライブでした。オミクロン株が猛威を振るい、コロナ感染者が再び激増していたため、リアル開催の予定をやむなくオンライン開催に切り替えました。そのような急な発注変更にもかかわらず、コラアゲんさんは200本以上の持ちネタの中から厳選したオンライン漫談を披露してくださいました。笑いの中にも為になる話が織り込まれていて、あっという間に時間が過ぎてしまいました。

後半戦に入り、徐々にリアル開催に移行しつつありましたが、再びオンライン中心の例

JUNIOR

ジュニア部

会に逆戻りです。本年度の例会も残り僅かとなり、いずれもリアル開催は難しいと考えていますが、とにかく例会を開き続けて完走することを目標に、残りの期間も走り抜こうと考えています。

3 会派対抗若手ゴルフコンペ

毎年恒例の会派対抗若手ゴルフコンペは、屋外スポーツということもあり、コロナ禍でも開催しました。連覇がかかるコンペでしたが、見事5連覇を達成しました！

コンペ当日は天候に恵まれ……と言いたいところですが、スタート直後こそ晴天だったものの、徐々に雲行きが怪しくなり、昼前には大雨ときどき霰(!?)となかなか過酷なコンディションでした。

次年度も優勝会派としてコンペ幹事を担当することになりますので、組分け等大変だと思いますが、他会派を圧倒しての6連覇を目指してほしいです。

4 冬季総会オークション

コロナ禍で冬季総会がリアルとオンラインのハイブリッド開催となる中、オークションを実施していただきました。ハイブリッドで開催するオークションは初めての試みで、感染対策をしつつ、どのようにすればオンライン参加される会員の皆様にも楽しんでいただけるかを、オークション委員だけでなく、親会の先生方にもご協力いただきながら準備を進めました。

出品物をPowerPointのスライドで紹介したり、オークション会場と出品物の保管場所をオンラインで繋いでレポートするなど様々な工夫を凝らしてみましたが、如何でしたでしょうか。司会の森先生、レポーターの一津屋先生、そして準備と進行を支えてくれたオークション委員の皆様の活躍のお陰で、私自身は大変楽しくオークションに参加させてい

ただきました。この方法がこれからのスタンダードになるのか、それとも元の形に戻るのかは分かりませんが、良い先例になればいいなと思っています。

5 ジュニア旅行、追い出しコンパ

本年度はコロナ禍でもできる限りジュニア部の活動を続けるように心掛けましたが、泣く泣く実施を見送ったイベントもあります。それが、ジュニア旅行と追い出しコンパです。

ジュニア旅行は、札幌に2泊3日(途中参加の方は1泊2日)を予定しており、見積りも取り付けて準備を着々と進めていたので、実現できず申し訳ない気持ちでいっぱいです。また、追い出しコンパも、本年度を含めて3年連続で実施できておらず、まだ追い出されていない先輩方が多数おられます。

ジュニア旅行も追い出しコンパも、本年度の実施が悲願でしたので、実現できなかったことは残念でなりません。年度をまたいでも必ず実施したいと考えています。幸い(?)次年度の新入会員の入会がコロナの影響で4月にずれ込むようですので、新入会員の勧誘というジュニア旅行の本旨が実現できればと考えています。

6 総括

1年間を振り返って、オンライン中心で参加者を増えやせなかったこと、70期代の会員や新入会員にコミットできなかったことなど、反省すべき点は多々ありますが、ジュニア部例会を途切れさせず次年度につなげることはできたのかなと自負しています。

コロナの影響がどこまで続くかは読めませんが、次年度の代表幹事には、本年度に実現できなかったことも含めて、ジュニア部を盛り立ててもらえればと思いますし、私も非力ながらサポートしていきたいと思っています。



花の会近況報告

副会長候補者を囲む会（リアル）と 和気あいあい昼食会（ウェブ）

谷岡 茉耶 (64期)

令和3年11月26日(金)、スマレオオサカにて副会長候補者井崎康孝先生を囲む会が開催されました。花の会としては約1年ぶりのリアル開催です。当日は、井崎先生、そして現副会長の中嶋勝規先生もお越しくださいました。

冒頭に、中嶋先生より副会長業務などのご報告がありました。昨年度、私は中嶋先生と常幹会でご一緒させていただいており、その頃から頼りになる方だとお見受けしておりました。久しぶりにリアルにお会いしますと、もうすっかり副会長のお顔。ますます頼もしくなっていました。



続いて、井崎先生よりご挨拶があり、副会長業務の抱負などをお聞かせくださいました。また井崎先生は各テーブルを回って下さり、副会長業務の準備段階としてどのようなことに取り組んでいるのかお聞かせ下さいました。また、楽しく雑談までさせていただきました（私とは近眼・老眼トークで盛り上がりました）。そのような中で、井崎先生もま

た大変頼りになるお方で、そして穏やかでチャーミングということが伝わってきまして、副会長になれるのに相応しい方だと確信いたしました。私はすっかり井崎先生のファンになりましたが、他の先生方も同じお気持ちになられたのではないかと思います。井崎先生の魅力がよく伝わり、リアルで開催した甲斐がありました。



さて、このようにリアル開催の叶った副会長候補者を囲む会ですが、その後再び感染が拡大したことを受けて、令和4年2月4日(金)の花の会はウェブ開催となりました。この日は、ある日突然PCR検査を受けなければならなくなったとき、どこに行けばよいのか、どのくらい待たされるのか等といったお役立ち情報を得ました。コロナ禍であっても軽やかに業務を乗り切っていきたいものです。そのために花の会は一役買うことでしょう。花の会の先生方、今後もぜひご参加ください！

入会しました～よろしくお願ひします～



さば や ゆうだい
鯖屋 雄大 (71期)

太田・柴田・林法律事務所

生年月日 1990年12月1日
出身地 山口県下関市
出身高校 山口県立豊浦高校
出身大学 立命館大学法学部
法科大学院 立命館大学法科大学院
趣味・スポーツ 映画鑑賞、キャンプ、
野球

法友倶楽部の皆様、はじめまして。この度、法友倶楽部に入会させていただくことになりました71期の鯖屋と申します。

私は、山口県下関市の出身ですが、大学入学を機に京都で生活をしていました。その後、修習先の東京で弁護士登録をし、都内の法律事務所で研鑽を積んでおりましたが、この度、学生時代を過ごした関西で弁護士としての新たなスタートを迎えることになりました。

趣味では非日常を体験できるキャンプが好きで、家族や友人と関西の自然をめぐることが楽しみです。

スポーツでは、小学校から高校までは野球をやっていました。特に高校では、甲子園出場を目指して野球漬けの日々を送っていましたが、最近はなかなか身体を動かしていません。

今後、スポーツ等を通じて皆様と交流する機会があれば、嬉しく思います。

まだまだ未熟者ではございますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



ふじた ともか
藤田 朋香 (72期)

医療法人医誠会

生年月日 1987年1月25日
出身地 広島県尾道市
出身高校 福山暁の星女子高等学校
出身大学 九州大学法学部
法科大学院 岡山大学法科大学院
趣味・スポーツ ピアノ、バレエ

皆様、はじめまして。この度、法友倶楽部に入会させていただきました、72期の藤田朋香と申します。

私は、修習を終えて、1年半、広島の法律事務所で勤務しておりましたが、昨年6月より大阪に登録替えし、医療法人医誠会の法務部・コンプライアンス推進室で勤務しております。

実家が医院のため、当初より、医療に関わる仕事を志望していたところ、岡山大学法科大学院在籍時に講演で病院内弁護士の仕事を知り、病院内弁護士を志望するようになり、この度ご縁があり、登録替えすることになりました。

大学は福岡で、法科大学院と修習地は岡山、最初の就職先は広島でしたので、関西には知り合いがおらず、コロナの影響もあり新しく知り合いとなる機会がなく、寂しく思っております。今後機会がありましたら積極的に色々と参加させていただき、知り合いを増やしたいと思っておりますので、その際には、是非よろしくお願ひいたします。

趣味は音楽で、中学高校では室内管弦楽部に所属しチェロを、大学では、邦楽部雅楽班

入会しました～よろしくお願ひします～

に所属し箏箏を演奏していました。現在は、昔習っていたピアノをまた習ひ始め、日々新しい曲に挑戦しています。

至らない点も多々あるかと存じますが、一つ一つの出会いを大切に、丁寧に取り組んで参りますので、何卒皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



たけだ じん
竹田 仁 (73期)

川原総合法律事務所

生年月日 1995年1月10日

出身地 奈良県

出身高校 奈良県立畝傍高等学校

出身大学 神戸大学法学部卒

法科大学院 神戸大学法科大学院

趣味・スポーツ 晩酌、温泉、ゲーム

法友倶楽部の皆様、はじめまして。この度、法友倶楽部に入会させていただくことになりました、73期の竹田仁と申します。

出身は奈良県で、大学時代は神戸で暮らしておりました。その後、修習地が大分県となり、1年間大分で過ごしました。

私は、大阪修習を希望しており、大分など修習希望地として一切記載していなかったため、修習地が大分に決まった当初は、ひどく落ち込みました。しかしながら、いざ修習が始まってみると、食べ物や温泉、人の良さなど、大分の魅力にすっかり惚れ込んでしまい、今では第2の故郷と思っています。

趣味はとにかくお酒です。晩酌で、買ってきたお酒を楽しんだり、一人で居酒屋を巡ってお店を開拓するなどして楽しんでいます。また、大分で過ごした影響か、よく温泉に行くようになりました。

もちろん飲み会も大好きですので、コロナが落ち着けば、積極的に参加したいと思っています。

まだまだ未熟者ではございますが、一生懸命頑張りたいと思います。ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

結婚しました

結婚のご報告

山崎 慶士 (71期)

こんにちは。まだまだ新人の弁護士、71期の山崎と申します。私事で恐縮ですが、一昨年の令和2年10月、結婚したことをご報告いたします。私事で恥ずかしさもありますが、妻とのなれそめや、結婚してからの出来事などを、少しばかり書かせていただきます。

まず、妻との出会いは、私の職場の事務所に妻が事務職員として入所してきたことがきっかけでした。

初日に妻を見たときに、恥ずかしながら、私は一目惚れをしました。しかし、シャイな自分の性格もあり、なかなか仲良くなる機会がありませんでしたが、事務所の仲間の助けもあり、妻とのお付き合いをスタートすることができました。

そこから結婚への話が順調に進み、妻と一緒にこれからを歩いていくことになりました。

妻は、とても明るく社交的でいつも笑顔の絶えない女性です。また、留学や外資航空会社のCAや通訳翻訳の仕事をしていたこともあり、海外経験が豊富で英語も非常に堪能です。今まで英語などに興味がなかった私ですが、妻の影響もあり、最近では英語の勉強に目覚め、お家で英会話レッスンをしてもらい、TOEICにも学生時代ぶりに挑戦しました。

結婚して一番幸せだなと感じるのは、家に帰ってきたときに誰かがいてくれる安心感



と、笑顔で迎えてくれる温かさを感じるころです。この幸せな家庭を守っていきたいと思う責任感と使命感が生まれたのと同時に、自分のためだけでなく、大好きな妻のためにも、より一層仕事にやりがいをもつようになりました。健康的な食事やリラックスできる家の環境づくりなどをしてくれる妻のサポートがあるからこそ、日々仕事に全力全集中して取り組んでおり、とても感謝しています。

まだまだこれからいろいろなことがあると思いますが、今の気持ちを忘れず歳を重ねても仲の良い夫婦でいたいと思っています。

幹事会・総会議事録

第1回定例幹事会 4月19日

開催日時：令和3年4月19日(月)正午

開催場所・方法：510・Zoom併用

出席者：36名

- 1 開会の辞(司会 井崎康孝 副幹事長)
- 2 幹事長挨拶(林裕之 幹事長)
- 3 副会長挨拶及び会務報告(中嶋勝規 大阪弁護士会副会長)
- 4 審議事項

- (1) 令和3年度幹事会日程の件→承認
- (2) 幹事会ペーパーレス化の件→承認
- (3) 令和3年度活動方針諮問の件→承認
- (4) 春季総会開催の件(候補日：5月28日(金)18時～大阪弁護士会館2階)
- (5) 推せん委員会細則改正上程の件
→春季総会に上程することで承認
- (6) 常議員会報告の件
 - ① 報告担当者決定の件→承認
 - ② 常議員会の報告方法→承認
- (7) 法友倶楽部内各委員会委員選任の件→承認
- (8) 新入会員入会承認の件→対象者なし
- (9) 調査委員会延長の件
→5月の刑事判決後の議論(6月末)まで延長+林裕之委員と大橋さゆり委員の交代について、承認

5 報告事項

- (1) 常議員会報告(3月23日原田裕康常議員、4月5日林裕之常議員)
- (2) 各委員長(予定者)の抱負等
 - ・企画委員会(宮崎誠司委員長)
 - ・広報委員会(山田敬子委員長)
 - ・親睦委員会(山岡直人委員長)
 - ・法曹交流委員会(山崎道雄委員長)
 - ・研修委員会(山崎道雄委員長)
 - ・ジュニア部(門林俊夫・永井誠一郎 ジュニア部代表幹事)

ア部代表幹事)

- (3) 会員独立の件→桂充弘会員、影山秀樹会員
- (4) 90周年実行委員会からの報告の件

6 討議事項

- (1) 今後の会議の開催方法について
→Zoom併用、データの共有方法等について、アンケートを実施したうえで方針決定
- (2) その他

7 行事日程の確認

第2回定例幹事会 5月24日

開催日時：令和3年5月24日(月)正午

開催場所・方法：920・Zoom併用

出席者：20名

- 1 開会の辞(司会 井崎康孝 副幹事長)
- 2 幹事長挨拶(林裕之 幹事長)
- 3 退任挨拶(森直也 前大阪弁護士会副会長)
- 4 審議事項

- (1) 令和2年度活動報告・決算報告の件→承認
- (2) 令和3年度活動方針の件→承認
- (3) 新入会員承認の件→対象者なし

5 報告事項

- (1) 会務報告(大阪弁護士会副会長 中嶋勝規)
- (2) 常議員会報告(4月20日中村吉男常議員、5月11日森直也常議員、5月18日尾島史賢常議員)
- (3) 春季総会の開催方法
→リアルとZoomの併用開催
- (4) 推薦委員の選任方法
春季総会においてWEB投票により選任
- (5) 各委員会及びジュニア部報告
 - ・企画委員会(宮崎誠司委員長)
 - ・広報委員会(山田敬子委員長)
 - ・親睦委員会(山岡直人委員長)
 - ・法曹交流委員会(山崎道雄委員長)

- ・研修委員会（山崎道雄委員長）
- ・ジュニア部（門林俊夫・永井誠一郎 ジュニア部代表幹事）
- (6) 各委員会の予算について
→今年度は仮払いなし
- (7) その他

6 特別報告

- (1) 法友倶楽部90周年記念について
→審議事項(2)参照
- (2) 調査委員会による調査の経過について
本来であれば令和3年3月末までだったが、判決が5月になったため、判決後に報告書を確定することとなった。5月27日に委員会で報告書確定予定

7 行事日程の確認

春季定期総会

5月28日

開催日時：令和3年5月28日(月)18時00分

開催場所・方法：201、202・Zoom併用

出席者：46名

1 はじめに

- (1) 開会
- (2) 幹事長挨拶（林裕之 幹事長）
- (2) 大阪弁護士会副会長挨拶（中嶋勝規 大阪弁護士会副会長）
- (3) 大阪弁護士会前年度副会長退任挨拶、花束贈呈（森直也 大阪弁護士会前年度副会長）

2 審議事項

- (1) 令和2年度活動報告承認の件（大橋さゆり 前年度幹事長）→承認
- (2) 令和2年度会計報告承認の件（田中章弘 前年度会計担当副幹事長）→承認
- (3) 令和3年度活動方針承認の件（林裕之 幹事長）→承認
- (4) 推せん委員会細則改正の件（林裕之 幹事長）→承認

3 推せん委員選出

- (1) 田中章弘会員（64期）を立会人として指名
- (2) 全会員（推せん委員会に関する細則2条2号

乃至5号に該当する者を除く。）に番号を付し、10名以内の番号を連記する方法及びグループフォーム上で上記全会員から10名以内を選択する方法により投票。

4 報告事項

90周年記念の件について報告（福原哲晃会員）

5 新入会員紹介

6 大阪弁護士会役員・委員長挨拶、ご紹介

- ・川本真聖会員（大阪弁護士会常議員会副議長）
- ・大原明会員（綱紀委員会委員長）
- ・宮崎誠司会員（刑事法制委員会委員長）
- ・福原哲晃会員（民事司法改革検討・実現プロジェクトチーム座長）
- ・大橋さゆり会員（外国人に関する法的サービス検討推進PT座長）
- ・平瀬義嗣会員（犯罪被害者支援委員会委員長）

7 法友倶楽部委員会委員長・ジュニア部代表幹事挨拶

- ・宮崎誠司会員（企画委員会委員長）
- ・山田敬子会員（広報委員会委員長）
- ・山岡直人会員（親睦委員会委員長）
- ・山崎道雄会員（法曹交流委員会・研修委員会委員長）
- ・門林俊夫会員・永井誠一郎会員（ジュニア部代表幹事）

8 推せん委員投票結果発表

推せん委員名簿のとおり投票結果が発表され、承認

9 行事日程の確認

10 閉会の辞（辻野和一会員）

第3回定例幹事会

6月25日

開催日時：令和3年6月25日(金)正午

開催場所・方法：920・Zoom併用

出席者：27名

1 開会の辞（司会 井嶋康孝 副幹事長）

2 幹事長挨拶（林裕之 幹事長）

3 審議事項

- (1) 90周年記念事業にかかる予算承認の件→承認

- (2) 各委員会の予算について→いずれも承認
- (3) 拡大幹事会（ピアパーティ）の件
→通常幹事会として開催
- (4) 調査委員会による調査継続の件
→8月末まで期間を延長することで承認
- (5) 新入会員承認の件→対象者なし

4 報告事項

- (1) 会務報告（中嶋勝規 大阪弁護士会副会長）
- (2) 常議員会報告（6月1日尾島史賢常議員）
- (3) 春の定時総会の実施について
- (4) 推せん委員の選任及び第1回推せん委員会
- (5) 各委員会及びジュニア部報告
 - ・企画委員会（宮崎誠司委員長）
 - ・広報委員会（山田敬子委員長）
 - ・親睦委員会（山岡直人委員長）
 - ・法曹交流委員会（山崎道雄委員長）
 - ・研修委員会（山崎道雄委員長）
 - ・ジュニア部（門林俊夫・永井誠一郎 ジュニア部代表幹事）
- (6) その他

5 特別報告

法友倶楽部90周年記念事業について

6 行事日程の確認

第4回定例幹事会 7月29日

開催日時：令和3年7月29日(木)正午
開催場所・方法：920・Zoom併用
出席者：32名

- 1 開会の辞（司会 井崎康孝 副幹事長）
- 2 幹事長挨拶（林裕之 幹事長）
- 3 審議事項
 - (1) 冬季定期総会開催の件→承認
 - (2) 調査委員会の調査結果の件→継続審議
 - (3) 新入会員承認の件→対象者なし
- 4 報告事項
 - (1) 会務報告（中嶋勝規 大阪弁護士会副会長）
 - (2) 常議員会報告（6月15日川本真聖常議員、7月6日 武石美智子常議員、7月20日 中村吉男常議員）

- (3) 会長・副会長立候補者→井崎康孝会員が副会長候補者として立候補
- (4) 各委員会及びジュニア部報告
 - ・企画委員会（宮崎誠司委員長）
 - ・広報委員会（山田敬子委員長）
 - ・親睦委員会（山岡直人委員長）
 - ・法曹交流委員会（山崎道雄委員長）
 - ・研修委員会（山崎道雄委員長）
 - ・90周年記念事業実行委員会（山岸克巳事務局長、山田敬子広報委員会委員長、中嶋裕一広報委員）
 - ・ジュニア部（門林俊夫・永井誠一郎 ジュニア部代表幹事）
- (5) 会費請求について
- (6) その他

5 行事日程の確認

第5回定例幹事会 8月20日

開催日時：令和3年8月20日(金)18時00分
開催場所・方法：510・Zoom併用
出席者：24名

- 1 開会の辞（司会 井崎康孝 副幹事長）
- 2 幹事長挨拶（林裕之 幹事長）
- 3 審議事項
 - (1) 調査委員会の調査結果の件
 - ① 確定版を全会員に開示するか→利用目的の開示と誓約書の作成を条件として、希望者に開示で承認
 - ② 調査事項1→承認
 - ③ 調査事項2→承認
 - ④ 企画委員への配布について（再発防止案検討のため）
→宮崎委員長に開示ということで承認（委員会内部での開示範囲は委員長に一任）
 - ⑤ 幹事会での決議についての総会等での報告等について→次回以降
 - (2) 新入会員承認の件→対象者なし
- 4 報告事項
 - (1) 会務報告（中嶋勝規 大阪弁護士会副会長）

- (2) 常議員会報告（8月3日森直也常議員）
 - (3) 各委員会及びジュニア部報告
 - ・企画委員会（宮崎誠司委員長）
 - ・広報委員会（山田敬子委員長）
 - ・親睦委員会（山岡直人委員長）
 - ・法曹交流委員会（山崎道雄委員長）
 - ・研修委員会（山崎道雄委員長）
 - ・90周年記念事業実行委員会
 - ・ジュニア部（門林俊夫・永井誠一郎 ジュニア部代表幹事）
 - (4) その他
- 5 行事日程の確認

第6回定例幹事会 9月24日

開催日時：令和3年9月24日（金）正午
 開催場所・方法：920・Zoom併用
 出席者：27名

- 1 開会の辞（司会 井崎康孝 副幹事長）
- 2 幹事長挨拶（林裕之 幹事長）
- 3 審議事項
 - (1) 調査委員会の件（調査結果の開示、定期（冬季）総会での報告の仕方等）
 - ・MLにどの範囲まで開示するか→要約版の報告の趣旨+別紙について開示
 - ・総会でのどの範囲まで開示するか→当日参加者のみに配布、配布資料は要約版のみ
 - (2) 会費減額の件
 - ・企画委員会への諮問の可否について→承認
 - (3) 新入会員承認の件→対象者なし
- 4 報告事項
 - (1) 会務報告（中嶋勝規 大阪弁護士会副会長）
 - (2) 常議員会報告（9月7日尾島史賢常議員、9月21日 井崎康孝常議員）
 - (3) 各委員会及びジュニア部報告
 - ・企画委員会（宮崎誠司委員長）
 - ・広報委員会（山田敬子委員長）
 - ・親睦委員会（山岡直人委員長）
 - ・法曹交流委員会（山崎道雄委員長）
 - ・研修委員会（山崎道雄委員長）

- ・90周年記念事業実行委員会
- ・ジュニア部（門林俊夫・永井誠一郎 ジュニア部代表幹事）

5 特別報告

- (1) 推せん委員会報告
- (2) 定期（冬季）総会におけるオークション開催の件

6 行事日程の確認

第7回定例幹事会 10月27日

開催日時：令和3年10月27日（水）正午
 開催場所・方法：920・Zoom併用
 出席者：24名

- 1 開会の辞（司会 井崎康孝 副幹事長）
- 2 幹事長挨拶（林裕之 幹事長）
- 3 審議事項→なし
- 4 報告事項
 - (1) 会務報告（中嶋勝規 大阪弁護士会副会長）
 - (2) 常議員会報告（10月5日川本真聖常議員）
 - (3) 各委員会及びジュニア部報告
 - ・企画委員会（宮崎誠司委員長）
 - ・広報委員会（山田敬子委員長）
 - ・親睦委員会（山岡直人委員長）
 - ・法曹交流委員会（山崎道雄委員長）
 - ・研修委員会（山崎道雄委員長）
 - ・90周年記念事業実行委員会
 - ・ジュニア部（門林俊夫・永井誠一郎 ジュニア部代表幹事）
- 5 行事日程の確認

第8回定例幹事会 11月24日

開催日時：令和3年11月24日（水）正午
 開催場所・方法：920・Zoom併用
 出席者：20名

- 1 開会の辞（司会 井崎康孝 副幹事長）
- 2 幹事長挨拶（林裕之 幹事長）

3 審議事項

- (1) 冬季総会開催の件→承認
対策を施した上でのオークション実施→承認
食事等の方法について検討
- (2) 新入会員承認の件→2名承認

4 報告事項

- (1) 会務報告（中嶋勝規 大阪弁護士会副会長）
- (2) 常議員会報告（10月25日武石美智子常議員、
11月2日中村吉男常議員）
- (3) 各委員会及びジュニア部報告
 - ・企画委員会（宮崎誠司委員長）
 - ・広報委員会（山田敬子委員長）
 - ・親睦委員会（山岡直人委員長）
 - ・法曹交流委員会（山崎道雄委員長）
 - ・研修委員会（山崎道雄委員長）
 - ・90周年記念事業実行委員会
 - ・ジュニア部（門林俊夫・永井誠一郎 ジュニア部代表幹事）

5 行事日程の確認

冬季定期総会

12月20日

開催日時：令和3年12月20日(月)18時00分
開催場所・方法：201、202・Zoom併用
出席者：58名

- 1 開会の辞（司会 宮部千晶 副幹事長）
- 2 物故者黙祷
- 3 幹事長挨拶（林裕之 幹事長）
- 4 副会長挨拶（中嶋勝規 大阪弁護士会副会長）
- 5 審議事項
 - (1) 2022年度大阪弁護士会役員候補者選任の件（林裕之幹事長）
 - ア 大阪弁護士会副会長候補者(井崎康孝会員)
林裕之幹事長より推せん委員会の決定の結果の報告がされた
井崎康孝会員を大阪弁護士会副会長候補者として選出することが決議された
 - イ 選挙対策本部長（福原哲晃会員）
福原哲晃会員を選挙対策本部長として選出することが決議された

- (2) 2022年度法友倶楽部幹事長選任の件
 - ・幹事長候補者（森直也会員）
林裕之幹事長より推せん委員会の決定の結果の報告がされた
森直也会員を法友倶楽部幹事長として選出することが決議された
- (3) 2022年度法友倶楽部幹事選出の件
林裕之幹事長より、規約6条7項6号及び15条2項並びに規約15条1項の説明がなされた慣習により、幹事の選出を令和4年度幹事長に一任することについて、賛成多数により決議された
- (4) 2022年度政策承認の件
森直也政策部会長より議案説明

6 報告事項

- (1) 調査委員会報告について（竹岡富美男会員、池内清一郎会員）
- (2) 会費減額諮問について（林裕之幹事長）
- 7 次年度常任幹事紹介（森直也 次年度幹事長）
- 8 新入会員の紹介
- 9 行事予定の確認
- 10 閉会の辞（辻野和一会員）

第9回定例幹事会

12月22日

開催日時：令和3年12月22日(水)正午
開催場所・方法：920・Zoom併用
出席者：18名

- 1 開会の辞（司会 井崎康孝 副幹事長）
- 2 幹事長挨拶（林裕之 幹事長）
- 3 審議事項
 - (1) 会費減額の件→継続審議
 - (2) 新入会員承認の件→対象者なし
 - (3) 同期懇親会補助費の件
→積極意見多数（常幹で素案を練る）
- 4 報告事項
 - (1) 会務報告（中嶋勝規 大阪弁護士会副会長）
 - (2) 常議員会報告（11月22日森直也常議員、12月7日林裕之常議員）
 - (3) 委員会及びジュニア部報告

- ・企画委員会（宮崎誠司委員長）
- ・広報委員会（山田敬子委員長）
- ・親睦委員会（山岡直人委員長）
- ・法曹交流委員会（山崎道雄委員長）
- ・研修委員会（山崎道雄委員長）
- ・90周年記念事業実行委員会
- ・ジュニア部（門林俊夫・永井誠一郎 ジュニア部代表幹事）

- (4) その他
冬季定時総会報告

5 行事日程の確認

第10回定例幹事会

1月19日

開催日時：令和4年1月19日(水)正午

開催場所・方法：920・Zoom併用

出席者：29名

- 1 開会の辞（司会 井崎康孝 副幹事長）
- 2 幹事長挨拶（林裕之 幹事長）
- 3 審議事項

- (1) 会費減額の件
・減額について→承認

- ・見直しの期間について→不要案で承認
- ・特別会計について→承認

- (2) 同期懇親補助費の件
・企画の可否について→承認
・時期について→執行部で検討
・人数の問題
→3人以上とする（3人未満の期は期を跨いでも可）
・金額について→次回以降に審議

- (3) 新入会員承認の件→対象者なし

4 報告事項

- (1) 会務報告（中嶋勝規 大阪弁護士会副会長）
- (2) 常議員会報告（12月21日井崎康孝常議員、1月11日 井崎康孝常議員）
- (3) 各委員会及びジュニア部報告
 - ・企画委員会（宮崎誠司委員長）
 - ・広報委員会（山田敬子委員長）
 - ・親睦委員会（山岡直人委員長）
 - ・法曹交流委員会（山崎道雄委員長）
 - ・研修委員会（山崎道雄委員長）
 - ・90周年記念事業実行委員会
 - ・ジュニア部（門林俊夫・永井誠一郎 ジュニア部代表幹事）

5 行事日程の確認

訃報

令和3年7月、瀧瀬英昭先生（21期）がご逝去されました。
謹んでお悔やみ申し上げます。